

# 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について (概要)

## 調査の概要

事業者団体による独占禁止法違反事件等が数多く存在(注1)するとともに、事業者による価格カルテル事件においては事業者団体の会合の場が利用されるなどの事例もみられるところである。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組について現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの強化に資することを目的として、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組を3つの領域に分類し、アンケート調査(対象:1,041団体[注2])及びヒアリング調査(対象:102団体)を実施。

(注1)公正取引委員会が直近10年間(平成18年度～平成27年度)に排除措置命令又は警告を行った事件は29件。

(注2)主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定。

### 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組の3つの領域

#### 団体役員向け 独占禁止法コンプライアンスに関する取組

研修の実施やコンプライアンス・マニュアルの策定といった一般的な独占禁止法コンプライアンスを維持・推進するための取組

- 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント
- 法務・コンプライアンス担当部署等の設置
- 下部組織との連携
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定
- 独占禁止法研修の実施
- 法務相談体制の整備
- 懲戒ルールの整備
- 独占禁止法監査の実施
- 内部通報制度の整備

#### 団体の具体的な活動に係る 独占禁止法コンプライアンスに関する取組

統計業務(情報活動)や共同事業などの、事業者団体固有の具体的な活動に関する取組(ルールの整備)

- 会合の運営
- 統計業務
- 自主規制等、自主認証・認定等
- 経営指導
- 共同事業

#### 構成事業者向け独占禁止法 コンプライアンスに関する支援の取組

構成事業者における一般的な独占禁止法コンプライアンスの取組に関し、事業者団体において支援が行われることが望ましいと考えられる取組

- 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援
- 構成事業者向け独占禁止法研修の実施
- 構成事業者向け法務相談体制の整備
- その他独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援

## 調査結果

いずれの領域においても、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は不十分な状況といわざるを得ない。また、取組を行っている事業者団体においても、必ずしもその取組内容が十分とはいえず、取組への意識も高いとはいえない状況にある。

→ **取組を行っていない事業者団体においては、まずは取組を始めることが必要。何らかの取組を行っている事業者団体においても、現状の課題を明らかにし、更なる取組の推進・強化が望まれる。**

## 独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ

### ステップ1: 意識改革

#### 【事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信】

事業者団体の代表者等から団体役職員及び構成事業者に向けて、独占禁止法コンプライアンスの重要性を**発信**し、事業者団体の活動に独占禁止法上の固有のリスクがあること等を団体役職員及び構成事業者に認識してもらおう。

### ステップ2: 課題の把握

#### 【構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集】

構成事業者や他の事業者団体がどのような方法により独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいるか**情報収集**を行い、これにより自らが取り組むべき**課題**を明らかにする。

### ステップ3: 態勢の整備

#### 【事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検】

ステップ2において情報収集を行った取組を参考とし、明らかとなった課題に対応した独占禁止法コンプライアンス態勢を**構築**し、**実施**する。また、構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を実効性のあるものとするためには、日頃の活動実態に即した内容とし、実施状況について**点検**を行うことも重要となる。

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには、各ステップの内容について繰り返し行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要である。

# 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例①

## 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組

### 【独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント】

- コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。

### 【独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定】

- マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライアンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。
- 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの付属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。
- 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため、具体的事例を加えたQ&A集を追加した。

### 【独占禁止法研修の実施】

- 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。
- 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。

このほか、【法務・コンプライアンス担当部署等の設置】【下部組織との連携】【法務相談体制の整備】【懲戒ルールの整備】  
【独占禁止法監査の実施】【内部通報制度の整備】について取組例等を報告書に掲載。

## 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例②

### 団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組

#### 【会合の運営】

- 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから、団体役職員は退室している。
- 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。
- 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないよう出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。
- 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするため、会議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等は行わない旨の誓約書の提出を徹底している。

#### 【統計業務】

- 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。
- 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。
- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。

このほか、【自主規制等、自主認証・認定等】【経営指導】【共同事業】について独占禁止法上の留意点等を報告書に掲載。

## 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例③

### 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組

#### 【構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援】

- 構成事業者に中小事業者が多いところ、個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため、団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し、これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。
- 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため、違反が繰り返されないよう、コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また、理解してもらう内容は、役職や担当部門によっても異なることから、別にして作成した。

#### 【構成事業者向け独占禁止法研修の実施】

- 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。
- 団体の費用負担を少しでも抑える観点から、同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。

#### 【構成事業者向け法務相談体制の整備】

- 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。

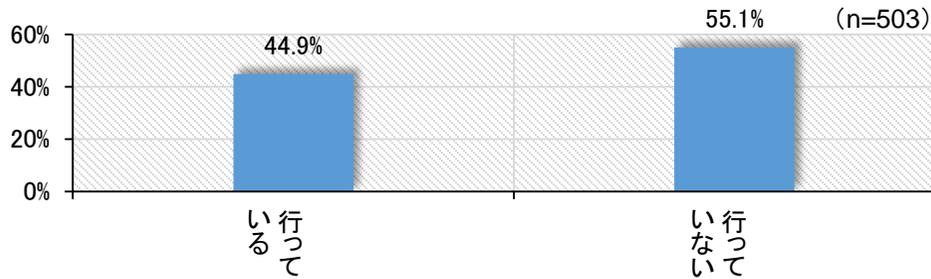
このほか、【その他の構成事業者向け支援の取組】について取組例等を報告書に掲載。

# (参考) 主なアンケート調査結果 ①

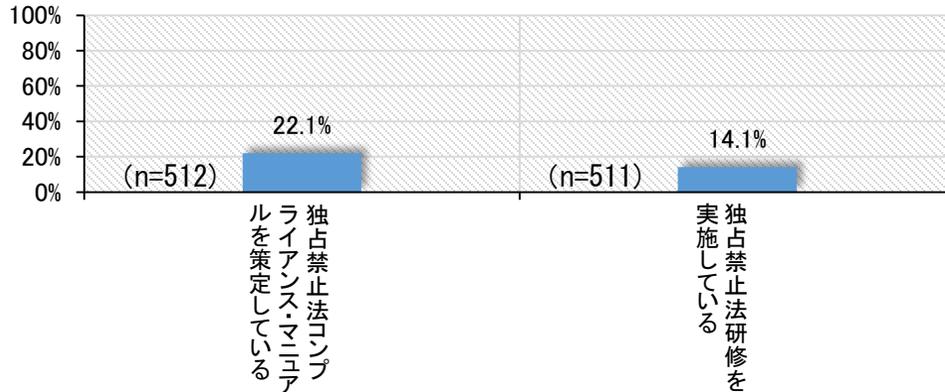
## アンケート調査の概要

主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定した1,041団体に対して、独占禁止法コンプライアンスの取組に係る質問票を送付(平成28年5月)。→ 696団体から回答(回答率66.9%)

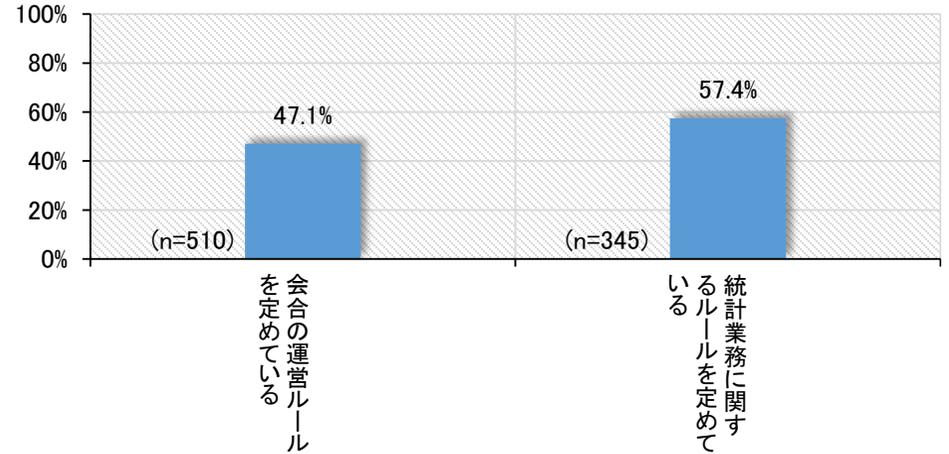
## 独占禁止法コンプライアンスに関する取組全般(報告書5頁)



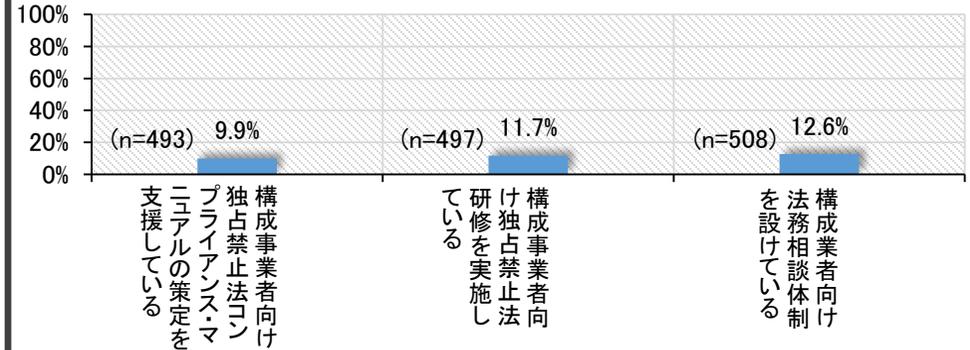
## 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定及び研修の実施(報告書15頁及び19頁)



## 会合の運営ルール及び統計業務に関するルールの整備(報告書28頁及び32頁)



## 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援、独占禁止法研修の実施及び法務相談体制の整備(注3)(報告書48頁、50頁及び51頁)

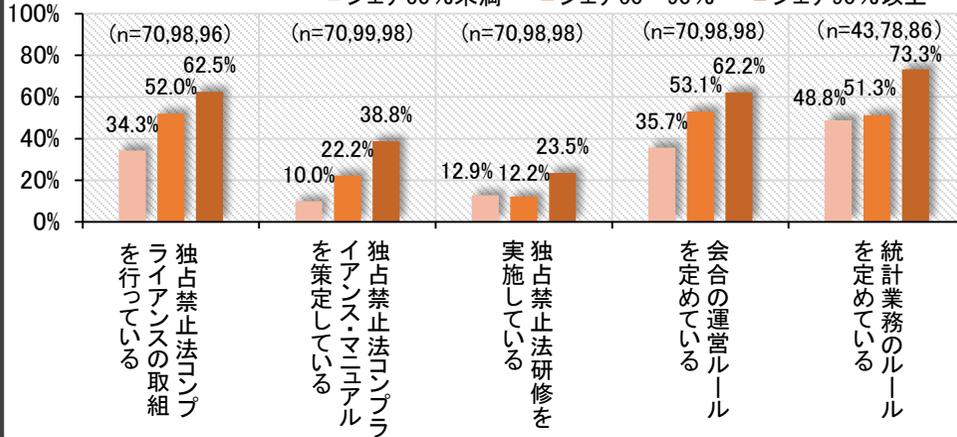


(注3) 表中の各割合は、各設問における有効回答から「構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していない」、「構成事業者向け独占禁止法研修を実施していない」及び「構成事業者向け法務相談体制を設けていない」との回答を引いた割合を記載している。

## (参考) 主なアンケート調査結果 ②

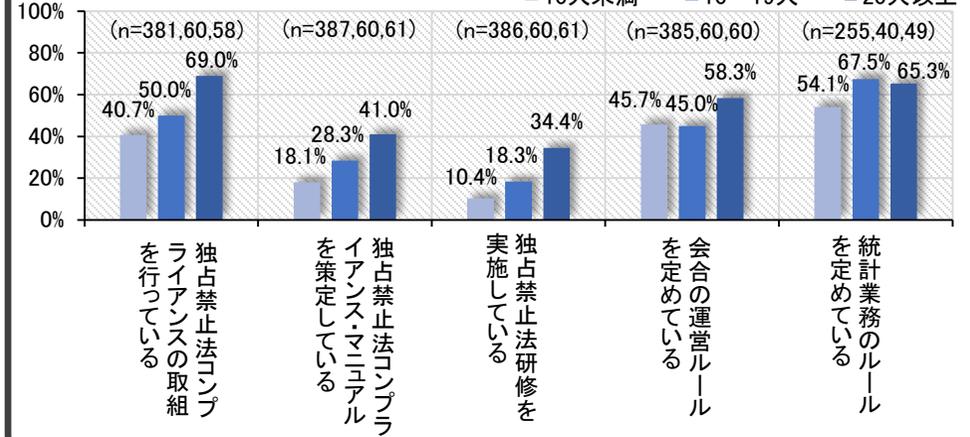
### 事業者団体のシェア別の分析(報告書55～57頁)

■シェア50%未満 ■シェア50～90% ■シェア90%以上



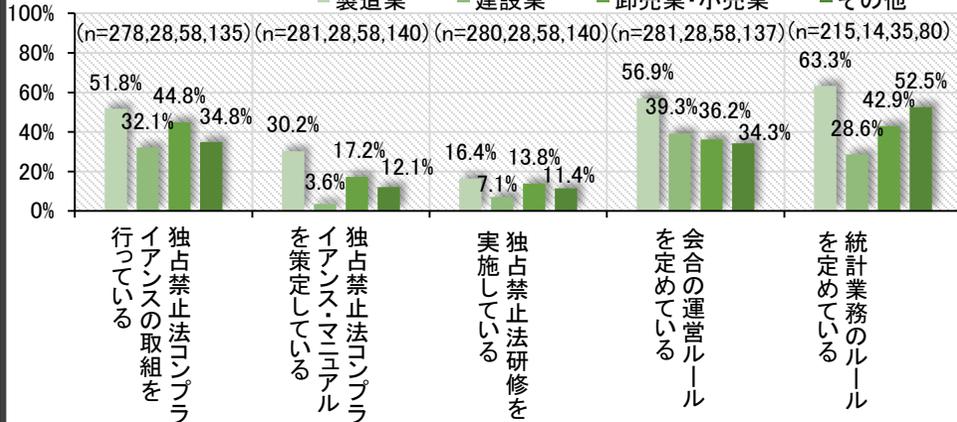
### 事業者団体の事務局の規模別の分析(報告書60～62頁)

■10人未満 ■10～19人 ■20人以上



### 事業者団体の業種別の分析(報告書58～59頁)

■製造業 ■建設業 ■卸売業・小売業 ■その他



アンケート調査結果の詳細は  
報告書を御参照ください。





# 事業者団体における独占禁止法コンプライアンス に関する取組状況について

平成28年12月  
公正取引委員会



# 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について

平成28年12月21日  
公正取引委員会

## 1 調査結果の概要

- (1) 独占禁止法コンプライアンスの取組に関する多くの項目において、取組を行っている事業者団体<sup>(注1)</sup>は半数に満たず、取り組んでいる事業者団体においても、その取組状況は必ずしも十分ではないといった実態が明らかとなった。

(注1) 事業者団体とは、独占禁止法第2条第2項の規定により、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義されており、具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の連合体が事業者団体に当たる。

- (2) このような実態の背景としては、

ア 独占禁止法コンプライアンスの取組は構成事業者が主体となって対応すべき問題であると認識している事業者団体が多く、独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことへの意識が低いこと

イ 本調査の対象となった事業者団体は事務局員数が10名にも満たないものが大部分を占めており、企業における取組と比べて、各般の取組、とりわけ一定規模以上の人的リソースを必要とするような取組に支障があるという点についてやむを得ない側面もあること

が考えられる。

- (3) しかしながら、一たび独占禁止法違反が発生すれば、事業者団体であってもそのリスクは企業における場合と大きく変わるところはなく、さらに、一般的に事業者団体の活動は、自ずと同業他社が一堂に会する場となることや、構成事業者の事業活動に何らかの制約を加える性格のものがあることなど、常に独占禁止法上の固有のリスクが内在することを踏まえると、今般の調査結果の取組状況では不十分といわざるを得ない。

- (4) したがって、例えば、研修の実施等、人的リソース等が必要な取組に関しては複数の事業者団体による共同での取組や外部委託といった手法を用いるなど、規模や能力に応じて、可能なものから順次取組を行うことが望まれる。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476 (直通) ホームページ <a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>
--

(5) 特に、本調査結果では、シェアが高い事業者団体や過去に独占禁止法違反事件があった業界の事業者団体さえも、独占禁止法コンプライアンスの取組が十分には行われていないことが明らかとなっており、このような事業者団体においては、早急に必要な取組を推進することが強く求められる。

(6) 昨今では、構成事業者においては独占禁止法コンプライアンスの取組が進んでおり、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいない事業者団体の活動に不用意に参加することにより独占禁止法違反に巻き込まれるおそれがあることから、構成事業者が事業者団体の活動への積極的な参加をためらう状況も見受けられるところ、このような構成事業者に安心して事業者団体の活動に参加してもらうことにより、事業者団体ひいては業界全体の健全な発展を期していくためにも事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は急務となっているといえる。

## 2 公正取引委員会としての今後の活動

公正取引委員会としては、独占禁止法の厳正な執行とともに未然防止の活動を車の両輪と捉え、未然防止の観点から本調査結果を事業者団体への警鐘と位置付け、今後も事業者団体からの相談への対応、本調査結果の説明会の開催などを通じて、事業者団体の独占禁止法コンプライアンスの整備について必要な後押しをしていく。

### (参考) 本調査の趣旨と方法

- 事業者団体による独占禁止法違反事件等が数多く存在<sup>(注2)</sup>し事業者による価格カルテル事件においては事業者団体の会合の場が利用されるなどの事例も存在。
- 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組について現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの強化に資することを目的として、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組について調査を実施。
- 1,041団体<sup>(注3)</sup>を対象にアンケート調査を実施。
- 102団体を対象にヒアリング調査を実施。

(注2) 公正取引委員会が直近10年間(平成18年度～平成27年度)に排除措置命令又は警告を行った事件は29件。

(注3) 主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定。

**事業者団体における独占禁止法コンプライアンス  
に関する取組状況について**



第1	調査の趣旨等	1
1	調査の趣旨	1
2	本報告書が取り扱う領域	1
3	調査方法	2
(1)	アンケート調査	2
(2)	ヒアリング調査	4
第2	調査結果	5
1	団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組	5
(1)	独占禁止法コンプライアンスの取組全般	5
(2)	独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント	7
(3)	法務・コンプライアンス担当部署等の設置	9
(4)	下部組織との連携	12
(5)	独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定	15
(6)	独占禁止法研修の実施	18
(7)	法務相談体制の整備	21
(8)	懲戒ルールの整備	22
(9)	独占禁止法監査の実施	24
(10)	内部通報制度の整備	26
(11)	小括	27
2	団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組	28
(1)	会合の運営	28
(2)	統計業務	30
(3)	自主規制等, 自主認証・認定等	35
(4)	経営指導	41
(5)	共同事業	44
(6)	小括	47
3	構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組	48
(1)	構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援	48
(2)	構成事業者向け独占禁止法研修の実施	49
(3)	構成事業者向け法務相談体制の整備	50
(4)	独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組	51
(5)	小括	52
4	独占禁止法コンプライアンスを推進する意義・課題	52
(1)	独占禁止法コンプライアンスを推進する意義	52
(2)	独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題	53

5	事業者団体のシェア別、業種別及び団体事務局員数別の分析（クロス集計）	55
(1)	シェア別の分析	55
(2)	業種別の分析	57
(3)	事務局の規模別の分析	60
第3	事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて	63
1	独占禁止法コンプライアンスに対する意識	63
2	独占禁止法コンプライアンスの課題と意義	63
3	事業者団体における独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ	64
4	事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例	65
(1)	団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例	65
(2)	事業者団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組例	70
(3)	構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組例	75
第4	調査結果の総括と公正取引委員会としての今後の対応	77

## 第1 調査の趣旨等

### 1 調査の趣旨

事業者団体<sup>1</sup>は我が国の多くの業界等において組織され、その活動は、会員に対する指導、教育、情報提供等の活動や、行政庁等に対する要望、意見表明、社会公共への協力等の経済社会の発展のための種々の有用な役割を果たしている。

他方、これら事業者団体の活動は、その内容によっては、構成事業者の事業活動を拘束し、公正かつ自由な競争を制限するおそれがあり、過去においても事業者団体による独占禁止法違反事件が数多く見受けられたことなどから、公正取引委員会では、事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止を図り、その適正な活動に役立てるため、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」<sup>2</sup>（以下「事業者団体ガイドライン」という。参考資料1）等のガイドラインを作成・公表している。また、事業者団体等から寄せられる具体的な活動についての相談に対応し、うち相談者以外にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例<sup>3</sup>として取りまとめ、毎年公表している（参考資料2）。

しかしながら、直近10年間に公正取引委員会が事業者団体に対して排除措置命令又は警告を行った事件は29件（参考資料3）と依然として数多く存在するとともに、事業者による価格カルテル事件において、事業者団体の会合の場が利用されるなどの事例もみられるところである。

このような現状を踏まえ、今般、公正取引委員会は、事業者団体を対象に、独占禁止法に関するコンプライアンス（以下「独占禁止法コンプライアンス」という。）の取組について現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの強化に資することを目的として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

### 2 本報告書が取り扱う領域

一般的に事業者団体は、事業者団体の運営主体である事務局（団体役職員<sup>4</sup>）と活動に参加して共通の利益を増進し享受する構成事業者により組織されていることから、事業者団体が独占禁止法違反を行わない又は事件に巻き込まれないためには、事業者団体自らと構成事業者たる企業の双方において独占禁止法コンプライアンスの取組が行われることが求められる。

また、独占禁止法コンプライアンスの取組内容について、研修の実施やコンプライアンス・マニュアルの策定といった一般的な独占禁止法コンプライアンスを維持・推進するための取組と、事業者団体ガイドラインにおいても留意事項等を示している統計業務（情報活動）や共同事業などの、事業者団体固有の具体的な活動に関する取組の両方について行われることが望まれる。

<sup>1</sup> 事業者団体とは、独占禁止法第2条第2項の規定により、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義されており、具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の連合体が事業者団体に当たる。

<sup>2</sup> 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」については公正取引委員会のウェブサイトに掲載（<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>）

<sup>3</sup> 「独占禁止法に関する相談事例集」を公正取引委員会のウェブサイトに掲載（[http://www.jftc.go.jp/dk/soudan\\_jirei/index.html](http://www.jftc.go.jp/dk/soudan_jirei/index.html)）

<sup>4</sup> 事務局を構成する役員及び事務局員のことをいう。

これらを踏まえ、本調査では、事業者団体が取り組むべき独占禁止法コンプライアンスの領域として、「団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組」及び「団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組」と整理するとともに、構成事業者の事業活動を支援するという事業者団体の性格を踏まえ、構成事業者における一般的な独占禁止法コンプライアンスの取組に関し、事業者団体において支援が行われることが望ましいと考えられる独占禁止法コンプライアンスの領域として、「構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組」と整理し、これら3つの領域について調査を行った。

企業における独占禁止法コンプライアンスの取組については、公正取引委員会は、これまで、公正かつ自由な競争を促進するためには、その推進が重要であるとの観点から、東証一部上場企業等の独占禁止法等に関するコンプライアンスの取組状況について調査し、独占禁止法等に関するコンプライアンスの実効性を高めるための様々な方策について、企業への提言を行うなどの取組を行ってきた。平成24年11月には、企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況を取りまとめた報告書「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について<sup>5</sup>」（以下「平成24年企業調査」という。）を公表しているところ、本報告書においては、比較可能な設問において、参考として平成24年企業調査の結果を併記した。

### 3 調査方法

#### (1) アンケート調査

##### ア 調査対象

主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定した1,041団体を対象にアンケート調査票を送付し、696団体から回答を得た（回収率66.9%）。アンケート結果を取りまとめるに当たっては、回答誤りを取り除く等の所要の処理を行った。

##### イ 調査項目

アンケート調査票（参考資料4）のとおり。

---

<sup>5</sup> 東証一部上場企業1,681社を対象としたアンケート調査。回収率52.3%。報告書については公正取引委員会のウェブサイトに掲載（<http://www.jftc.go.jp/dk/konpura.html>）

## ウ 回答事業者団体の概要<sup>6</sup>

### 〈役員数別〉

	団体数	割合 (%)
10人未満	106	20.0
10人以上20人未満	180	33.9
20人以上30人未満	135	25.4
30人以上40人未満	59	11.1
40人以上50人未満	29	5.5
50人以上	22	4.1
<b>有効回答数</b>	<b>531</b>	<b>100%</b>

### 〈常勤役員数別〉

	団体数	割合 (%)
0人	114	21.4
1人	290	54.4
2人	79	14.8
3人	21	3.9
4人以上10人未満	22	4.1
10人以上	7	1.3
<b>有効回答数</b>	<b>533</b>	<b>100%</b>

### 〈事務局員数別〉

	団体数	割合 (%)
10人未満	410	76.6
10人以上20人未満	62	11.6
20人以上30人未満	25	4.7
30人以上40人未満	12	2.2
40人以上50人未満	5	0.9
50人以上	21	3.9
<b>有効回答数</b>	<b>535</b>	<b>100%</b>

### 〈構成事業者数別〉

	団体数	割合 (%)
1社以上4社未満	15	2.9
4社以上10社未満	48	9.1
10社以上20社未満	64	12.2
20社以上30社未満	42	8.0
30社以上100社未満	165	31.4
100社以上300社未満	102	19.4
300社以上	90	17.1
<b>有効回答数</b>	<b>526</b>	<b>100%</b>

### 〈業界全体の事業者数に占める割合別〉

	団体数	割合 (%)
50%未満	131	25.7
50%以上75%未満	55	10.8
75%以上90%未満	54	10.6
90%以上95%未満	15	2.9
95%以上100%未満	38	7.5
100%	32	6.3
不明	184	36.1
<b>有効回答数</b>	<b>509</b>	<b>100%</b>

### 〈業界全体の売上高等に占める割合別〉

	団体数	割合 (%)
50%未満	73	14.7
50%以上75%未満	44	8.9
75%以上90%未満	55	11.1
90%以上95%未満	40	8.0
95%以上100%未満	42	8.5
100%	17	3.4
不明	226	45.5
<b>有効回答数</b>	<b>497</b>	<b>100%</b>

### 〈構成事業者の資本金等の額別<sup>7</sup>〉

	団体数	割合 (%)
1000万円以下	244	66.7
1000万円超5000万円以下	281	76.8
5000万円超1億円未満	271	74.0
1億円超3億円以下	243	66.4
3億円超10億円以下	237	64.8
10億円超50億円以下	241	65.8
50億円超100億円以下	184	50.3
100億円超	220	60.1
不明	160	-
<b>有効回答数</b>	<b>366</b>	<b>-</b>

<sup>6</sup> 表中の割合(%)については、小数第2位以下を四捨五入しているため、各項目の和が100%になるとは限らない。

<sup>7</sup> 構成事業者には各資本金等の額の区分に属する事業者が一人(者)でもあれば団体数を「1」としてカウントしており、割合は有効回答数366を100とした場合の百分比を示している。

〈業種別〉

	団体数	割合 (%)
農業, 林業	8	1.5
漁業	5	1.0
鉱業, 砕石業, 砂利採取業	4	0.8
建設業	29	5.6
製造業	286	54.8
電気・ガス・熱供給・水道業	9	1.7
情報通信業	7	1.3
運輸業, 郵便業	16	3.1
卸売業, 小売業	59	11.3
金融業, 保険業	15	2.9

	団体数	割合 (%)
不動産業, 物品賃貸業	4	0.8
学術研究, 専門・技術サービス業	14	2.7
宿泊業, 飲食サービス業	2	0.4
生活関連サービス業, 娯楽業	4	0.8
教育, 学習支援業	4	0.8
医療, 福祉	3	0.6
複合サービス事業	2	0.4
サービス業	26	5.0
公務	1	0.2
分類不能の産業	24	4.6
<b>有効回答数</b>	<b>522</b>	<b>100%</b>

〈構成事業者となるための要件<sup>8)</sup>〉

	団体数	割合 (%)
団体の趣旨に賛同するものであることが必要	412	80.2
構成事業者の推薦が必要	152	29.6
他の構成事業者の一定数又は全ての者の同意が必要	203	39.5
社会的信用が必要	119	23.2
行政庁の許認可, 免許又は行政庁への登録, 届出が必要	92	17.9
国内での営業経験, 国内での製造設備が必要	139	27.0
日本法人であることが必要	124	24.1
一定の事業経験が必要	80	15.6
一定の事業規模が必要	18	3.5
特になし	8	1.6
その他	90	17.5
<b>有効回答数</b>	<b>514</b>	<b>-</b>

(2) ヒアリング調査

アンケート調査の記述式回答において興味深い取組例を回答した事業者団体102団体を抽出して、電話又は面談の方法によりヒアリング調査を実施した。

<sup>8)</sup> 構成事業者となるための要件については、アンケート調査票の設問において複数回答が可能となっており（参考資料4「2 貴団体の概要等ク」参照）、割合は有効回答数514を100とした場合の百分比を示している。

## 第2 調査結果

### 1 団体役員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組

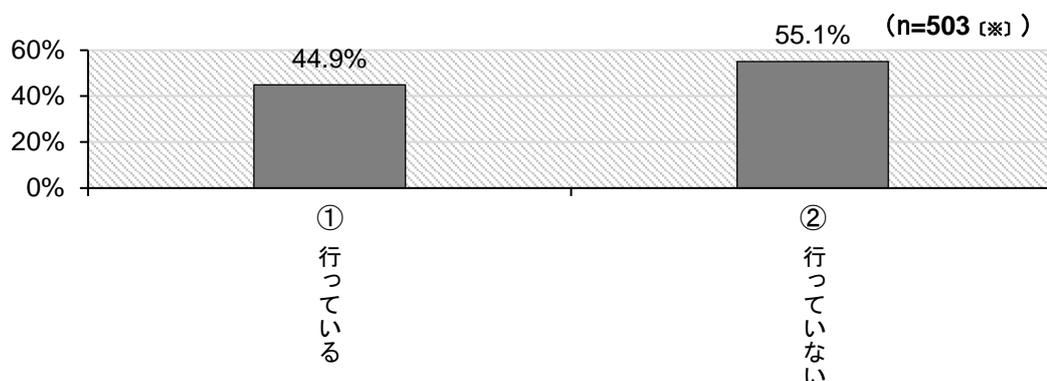
#### (1) 独占禁止法コンプライアンスの取組全般

アンケート調査において、独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っているかについて尋ねたところ、「①行っている。」と回答した事業者団体は、44.9%であり、取組を行っている事業者団体は半数に満たない状況であった。

#### 問1 独占禁止法コンプライアンスの取組全般

貴団体は、独占禁止法に関するコンプライアンス（以下「独占禁止法コンプライアンス」という。）について、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



※ 「n」は各設問における有効回答数<sup>9</sup>である。以下同じ。

また、独占禁止法コンプライアンスについて何らかの取組を行っているとは回答した事業者団体に対し、取組を行った契機について尋ねたところ、「①構成事業者から要望があったため」との回答が54.9%と最も多かった。

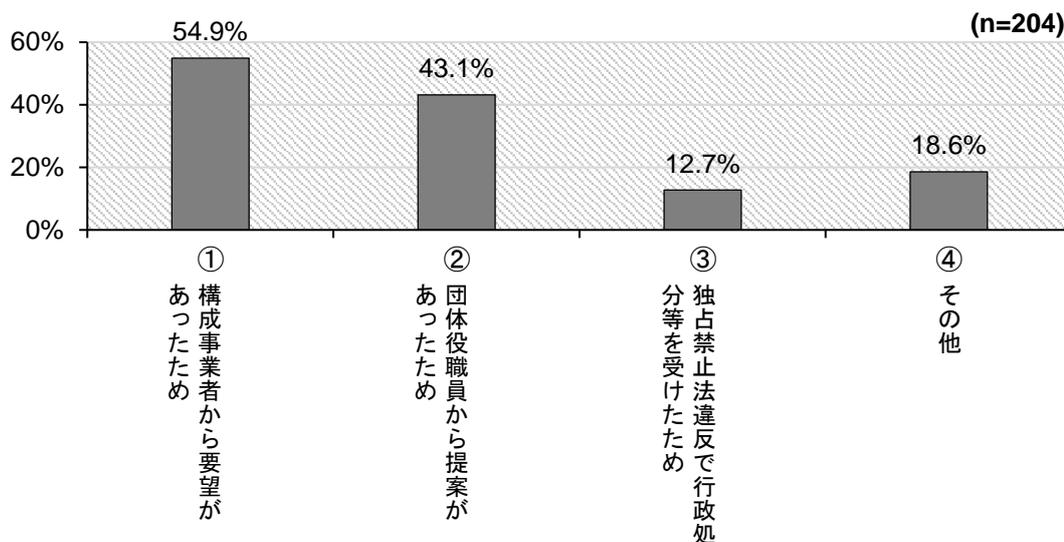
「④その他」としては、「官公庁が公表したコンプライアンス実態調査等においてコンプライアンスに取り組むよう指摘がなされていたため」という回答がみられた。

#### 問1-2

問1で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行った契機について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 構成事業者から要望があったため
- ② 団体役員から提案があったため
- ③ 独占禁止法違反で行政処分等を受けたため（構成事業者が受けた場合も含む。）
- ④ その他（具体的に記載してください。）

<sup>9</sup> 集計結果の中にはアンケート調査票の回答母数が少なかった設問もあり、必ずしも一般的な傾向を示しているとはいえないものもある。

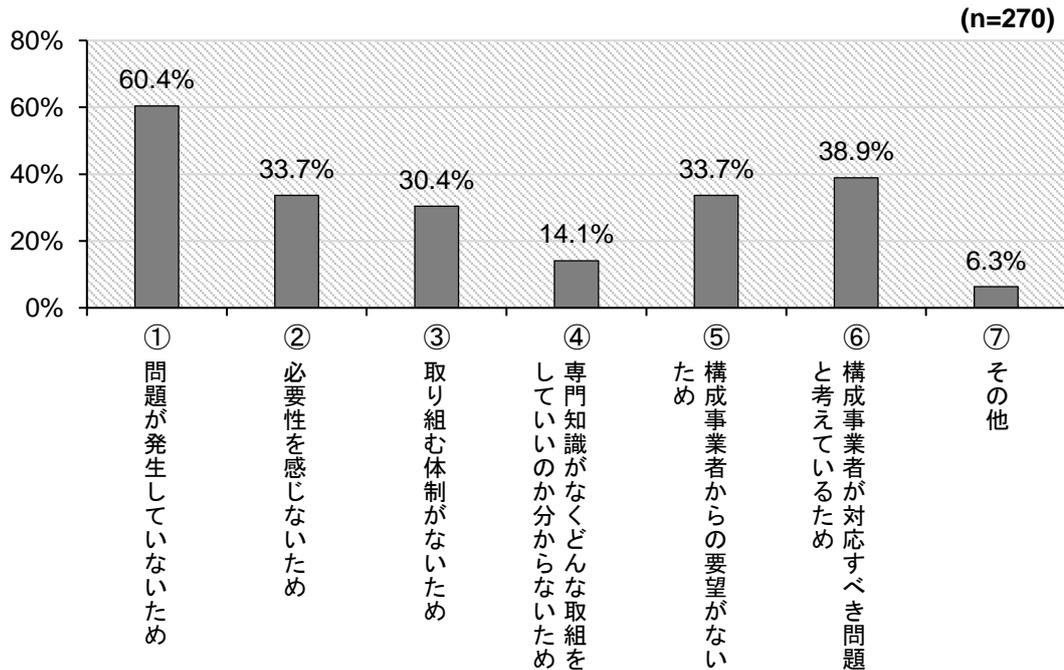


他方、取組を行っていないと回答した事業者団体に対し、その理由について尋ねたところ、「①問題が発生していないため」との回答が60.4%で最も多く、「⑥構成事業者が対応すべき問題と考えているため」（38.9%）、「②必要性を感じないため」及び「⑤構成事業者からの要望がないため」（33.7%）と続いた。

問1-3

問1で選択肢②を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行っていない理由について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 問題が発生していないため
- ② 必要性を感じないため
- ③ 取り組む体制（予算、人員等）がないため
- ④ 専門知識がなくどんな取組をしていいのかわからないため
- ⑤ 構成事業者からの要望がないため
- ⑥ 構成事業者が対応すべき問題と考えているため
- ⑦ その他（具体的に記載してください。）



## (2) 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント

アンケート調査において、事業者団体の代表者による独占禁止法について遵守すべきことを団体役職員に伝えるための取組について尋ねたところ、「①取組を行っていない。」との回答が40.6%と最も多かった。

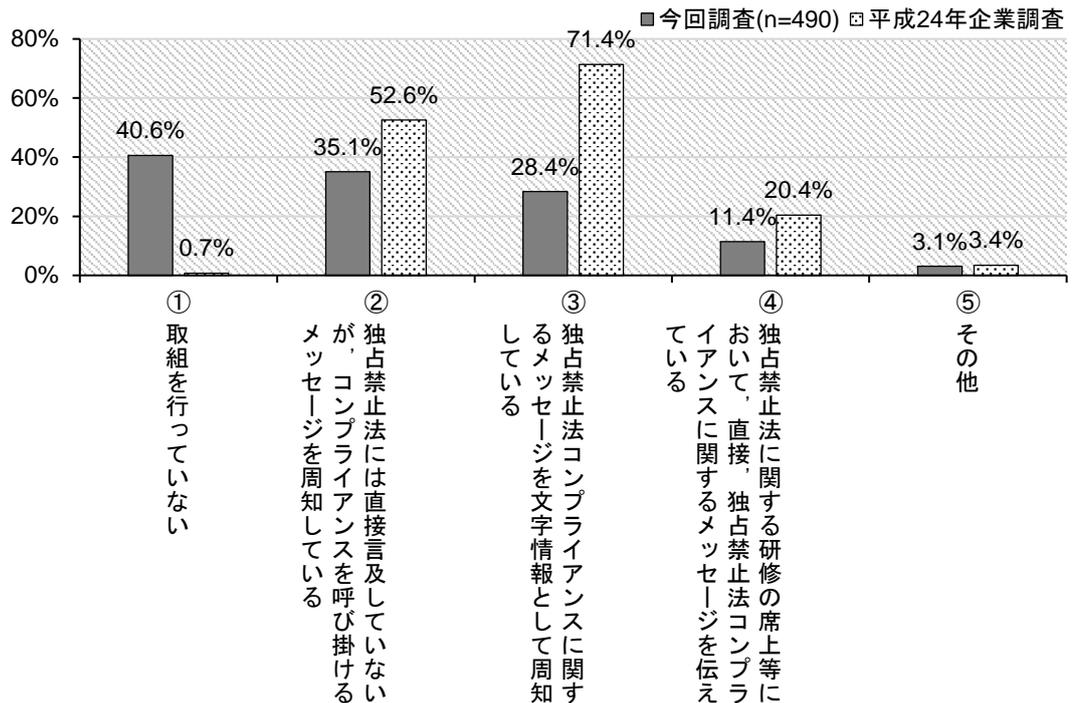
なお、平成24年企業調査における同様の回答は0.7%であり、ほとんど全ての企業において代表者が職員に対して何らかの方法により、コンプライアンスのメッセージを発信している。

また、取組を行っている事業者団体においても、その取組方法としては、「②独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを周知している。」との回答が35.1%と最も多く、「④独占禁止法に関する研修の席上等において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。」と回答した事業者団体は11.4%にとどまっている。

### 問2 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント

貴団体の代表者は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを伝えるためにどのような取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 取組を行っていない。
- ② 独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを周知している。
- ③ 独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として周知している(コンプライアンス・マニュアル、刊行物等における記載や、イントラネット等における掲示を含む。)
- ④ 独占禁止法に関する研修の席上等において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑤ その他(具体的に記載してください。)



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。（製造業<sup>10</sup>，小規模団体<sup>11</sup>）
- 代表者から発せられたコンプライアンスに関するメッセージについて、定期的に各職場で読み合わせを行わせることにより、団体役職員の独占禁止法コンプライアンス意識の向上が図られている。（その他，大規模団体）
- 他業界の独占禁止法違反事件を教訓に、当団体では違反を起こさないようコンプライアンスについての代表者のコミットメントの下、団体役職員に対して、代表者宛てにコンプライアンスの誓約書を提出させている。（その他，大規模団体）
- （団体役職員が特に注目する）代表者就任時の挨拶において、代表者がコンプライアンスの取組の重要性について説明をしたところ、団体役職員におけるコンプライアンスの取組姿勢に前向きな変化がみられた。（製造業，大規模団体）

<sup>10</sup> 回答した事業者団体の業種を記載したもの。過去に談合・カルテル等の独占禁止法違反事件が多い「製造業」及び「建設業」，回答数の多い「卸売業・小売業」と「その他」に分類した。

<sup>11</sup> 回答した事業者団体の事務局の規模を記載したもの。事業者団体の事務局の規模について、事務局員数が10人未満を「小規模団体」，10人～19人を「中規模団体」，20人以上を「大規模団体」と分類した。

### (3) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

アンケート調査において、法務・コンプライアンス担当部署の設置状況について尋ねたところ、「③法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。」との回答が56.2%であり、半数を超える事業者団体が法務・コンプライアンス担当部署を設置していなかった<sup>12</sup>。

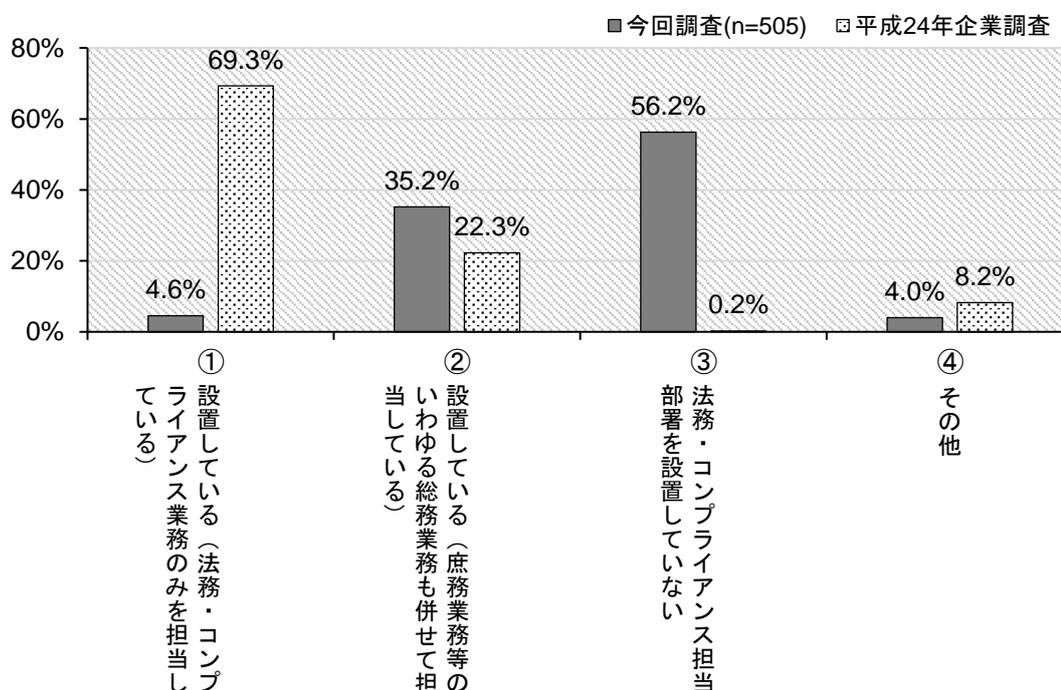
なお、平成24年企業調査における同様の回答は0.2%であり、ほとんど全ての企業において法務・コンプライアンス担当部署は設置されていた。

#### 問3 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

貴団体は、法務・コンプライアンス担当部署<sup>(注)</sup>を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 設置している（法務・コンプライアンス業務のみを担当している。）。
- ② 設置している（庶務業務等のいわゆる総務業務も併せて担当している。）。
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。
- ④ その他（担当部署名及びその部署の性格について具体的に記載してください。）

(注)「法務・コンプライアンス担当部署」とは、名称にかかわらず、職員が法令違反等に関与することを防止するための業務（法令違反等を把握するための取組や実際に問題が生じた場合の対処を含みます。）を行っている部署をいいます。いわゆる法務担当部署やコンプライアンス担当部署が存在しない場合でも、例えば総務担当部署がその役割を担っている場合は、当該総務担当部署がこれに該当します。



<sup>12</sup> この結果については、平成24年企業調査が対象とした東証一部上場企業に比較して、事業者団体においては事務局員数が10名にも満たないものが大部分を占めており、体制面でやむを得ないところがあることも大きな原因になっていると推測される。

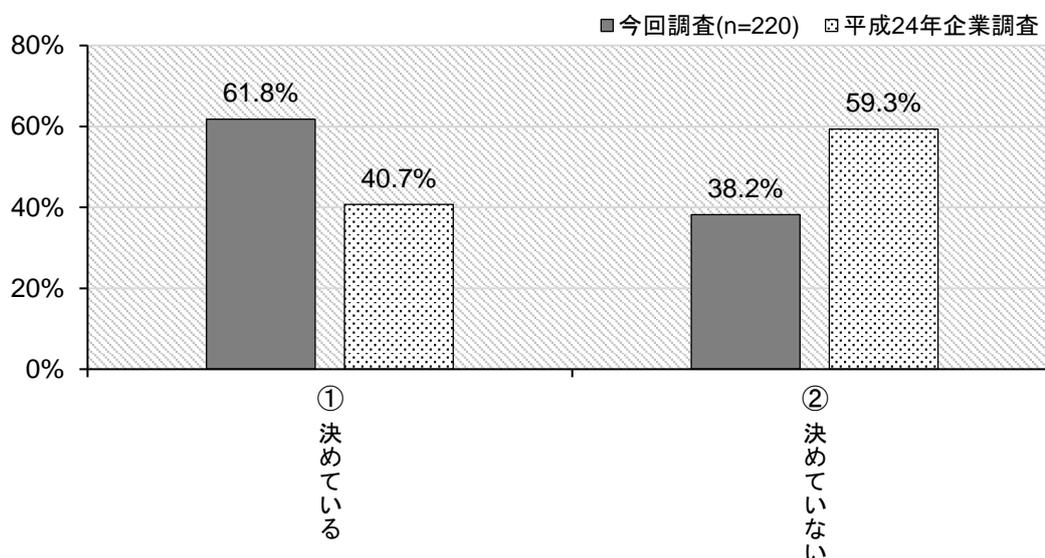
また、法務・コンプライアンス担当部署を設置していると回答した事業者団体に対し、独占禁止法に関する担当者（兼務を含む。）を決めているかについて尋ねたところ、独占禁止法に関する担当者を「①決めている。」と回答した事業者団体は61.8%であった。

なお、平成24年企業調査における同様の回答は40.7%であった。

問3-2

問3で選択肢①、②及び④のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体では、法務・コンプライアンス担当部署において、独占禁止法に関する担当者（兼務を含む。）を決めていますか。一つだけお選びください。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。



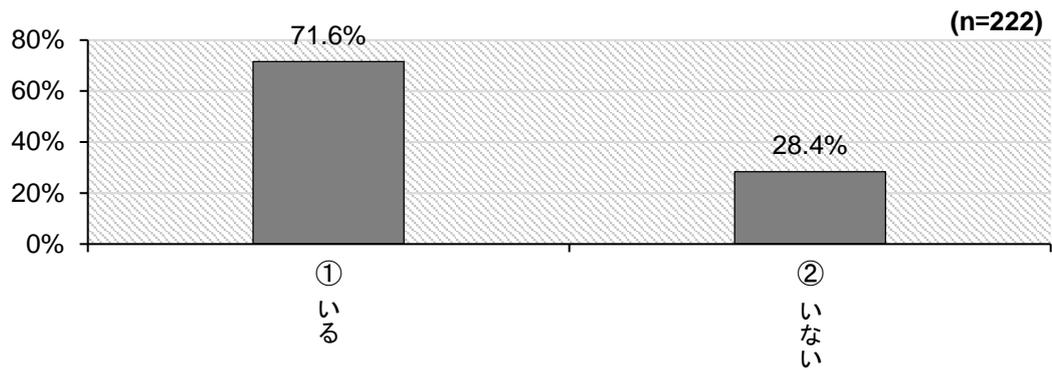
さらに、法務・コンプライアンス担当部署を設置していると回答した事業者団体に対し、独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員（専務理事等との兼務を含む。）がいるかについて尋ねたところ、「①いる。」と回答した事業者団体は71.6%であった。

問3-3

貴団体には、独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員<sup>(注)</sup>（専務理事等との兼務を含む。）はいますか。一つだけお選びください。

- ① いる。
- ② いない。

(注) 役員とは、理事若しくはこれに準ずる者をいいます。



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 法務部門を設置したことにより、それ以前は行っていなかった定期的なコンプライアンス研修の開催やコンプライアンス・マニュアルの改訂の必要性の検討などを行うことができた。（その他，大規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンスを担当する部署を設置する以前は、関連する知識や情報の一元的な集積・管理ができていなかったが、設置することでこれが改善されるとともに、責任の所在や担当者が明確になったことにより、日頃から相談が寄せられるようになった。（その他，大規模団体）
- 法務担当者を決めて責任の所在を明確にしたことにより、独占禁止法に関連する知識や情報の一元的な集積と管理が図れるようになり、構成事業者に対する、関連情報の提供を以前よりタイムリーに行えるようになった。（製造業，大規模団体）
- 担当役員を指名したことにより、団体におけるコンプライアンス業務の位置付け自体が高まり、担当職員のコンプライアンス業務の取組への意識が高まった。加えて、自らの体制を整えたことにより、下部組織に対する説得力も増して、同様の体制を整えさせることができた。（製造業，小規模団体）
- 実際に問題が発生するのは現場であるとの問題意識から、法務コンプライアンス担当部署以外の各部署にもコンプライアンス担当者を設置し、各部署において日常業務における法令遵守状況のモニタリングを行わせることにより、組織全体でコンプライアンス体制が機能するよう取り組んでいる。（その他，大規模団体）

#### (4) 下部組織との連携

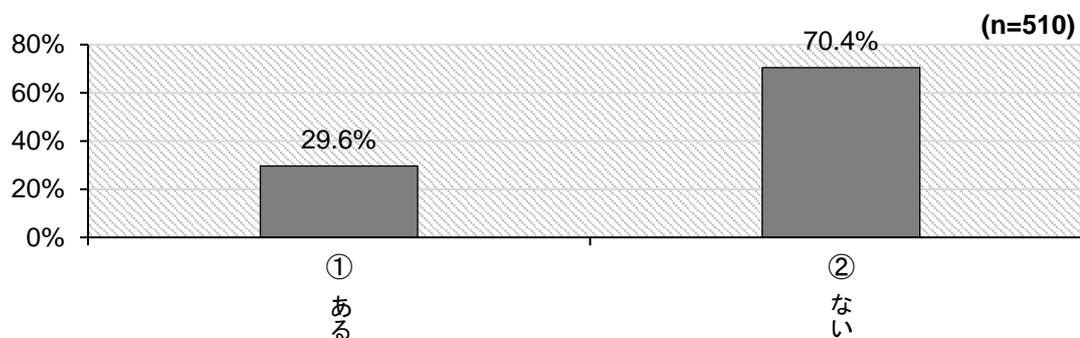
##### ア 下部組織の設置状況

アンケート調査において、下部組織（ブロック別、都道府県別やそれより小さい単位別に設置された組織）の有無について尋ねたところ、「①ある。」と回答した事業者団体は29.6%であった。

#### 問4 下部組織との連携

貴団体には、下部組織（貴団体とは別組織として、ブロック別、都道府県別やそれより小さい単位で設置されたもの。名称は問いません。）はありますか。一つだけお選びください。

- ① ある。
- ② ない。



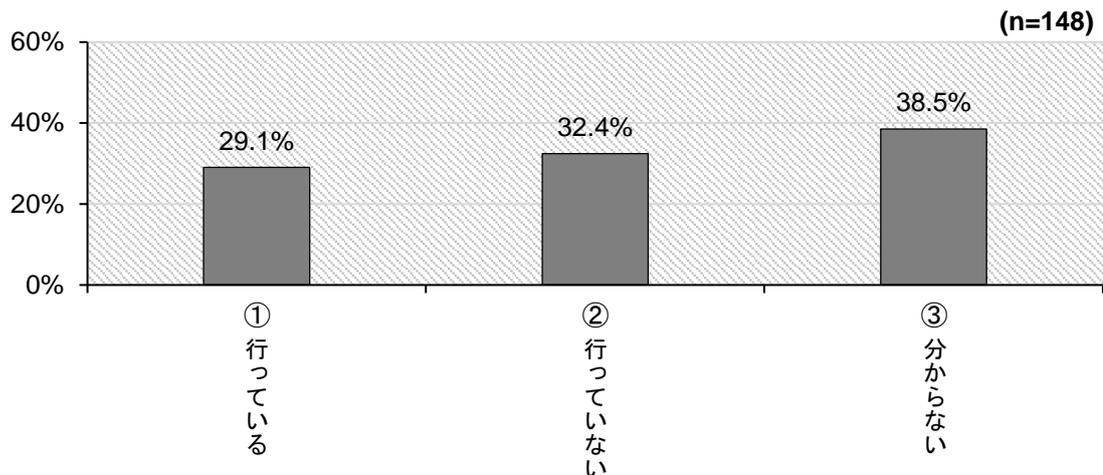
##### イ 下部組織による独占禁止法コンプライアンスの取組

アンケート調査において、下部組織があると回答した事業者団体に対し、下部組織が独占禁止法コンプライアンスについて何らかの取組を行っているかについて尋ねたところ、「③分からない。」と回答した事業者団体が38.5%と最も多く、「①行っている。」と回答した事業者団体は29.1%であった。

#### 問4-2

問4で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の下部組織は、独占禁止法コンプライアンスについて、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。
- ③ 分からない。



さらに、下部組織があると回答した事業者団体に対し、下部組織における独占禁止法コンプライアンスへの関与について尋ねたところ、「①関与していない。」との回答が58.5%と最も多かった。

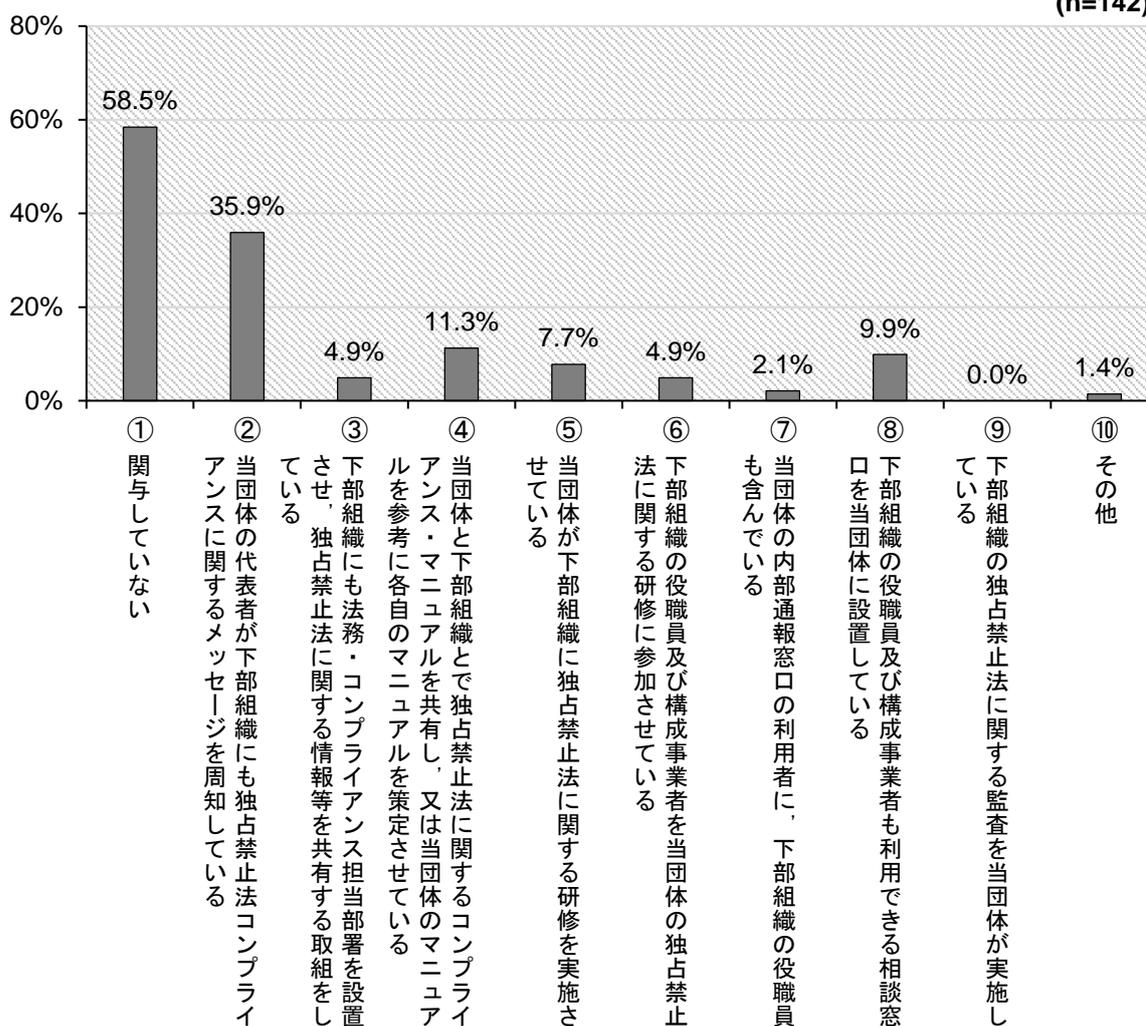
他方、下部組織における取組に関与している場合、その内容としては、「②当団体の代表者が下部組織にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを周知している。」との回答が35.9%と最も多かった。

問4-3

貴団体は、下部組織における独占禁止法コンプライアンスの取組に関与していますか。(複数選択可)

- ① 関与していない。
- ② 当団体の代表者が下部組織にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを周知している。
- ③ 下部組織にも法務・コンプライアンス担当部署を設置させ、独占禁止法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ④ 当団体と下部組織とで独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有し、又は当団体のマニュアルを参考に各自のマニュアルを策定させている。
- ⑤ 当団体が下部組織に独占禁止法に関する研修を実施させている。
- ⑥ 下部組織の役職員及び構成事業者を当団体の独占禁止法に関する研修に参加させている。
- ⑦ 当団体の内部通報窓口（法令や職員規定等に違反するような行為に関する職員による通報又は自主申告を受け付ける窓口。以下同じ。）の利用者に、下部組織の役職員も含んでいる。
- ⑧ 下部組織の役職員及び構成事業者も利用できる相談窓口（独占禁止法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口。以下同じ。）を当団体に設置している。
- ⑨ 下部組織の独占禁止法に関する監査を当団体が実施している。
- ⑩ その他（具体的に記載してください。）

(n=142)



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 下部組織には単独で独占禁止法マニュアルを策定できる人員が不足していることなどから、当団体の作成したマニュアルを下部組織にも共有することとしたところ、問題意識も共有できたことにより、下部組織からその構成事業者への周知等がスムーズに行われるようになった。（製造業、中規模団体）
- 下部組織が構成事業者向けに講習会を開催する場合には、議事内容、出席者等について報告することを条件に金銭的な補助を行っている。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 下部組織のコンプライアンスに関する取組について、四半期ごとに報告を義務付けており、必要に応じて指導している。また、各下部組織の取組内容を取りまとめて、全体で共有することで、相互に取組内容を把握し、好事例を参考できるようにも努めている。（建設業、小規模団体）

- 下部組織の全ての団体役職員に対して、研修を行う必要があることから、全国に複数所在する下部組織に出張して研修を行ったところ、以前は会合等において独占禁止法コンプライアンス上問題となり得る発言もあったものの、今は改善されているという報告を受けており、独占禁止法に留意した団体活動が行われていると実感している。（製造業、小規模団体）
- 下部組織における独占禁止法コンプライアンスの課題を効果的に抽出するために、本部の法務・コンプライアンス担当者が、下部組織に対して、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの遵守状況をヒアリングしている。（製造業、大規模団体）

### (5) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

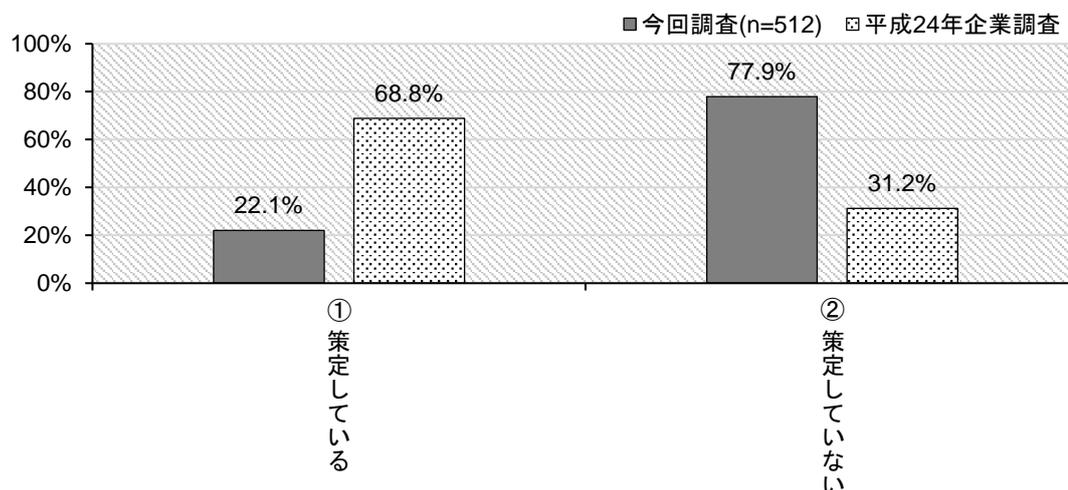
アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定状況について尋ねたところ、「①策定している。」と回答した事業者団体は、22.1%にとどまっている。

なお、平成24年企業調査において、同様の回答は68.8%であった。

#### 問5 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

貴団体は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを記載したコンプライアンス・マニュアル（名称は問いません。）を策定していますか。一つだけお選びください。

- ① 策定している。
- ② 策定していない。



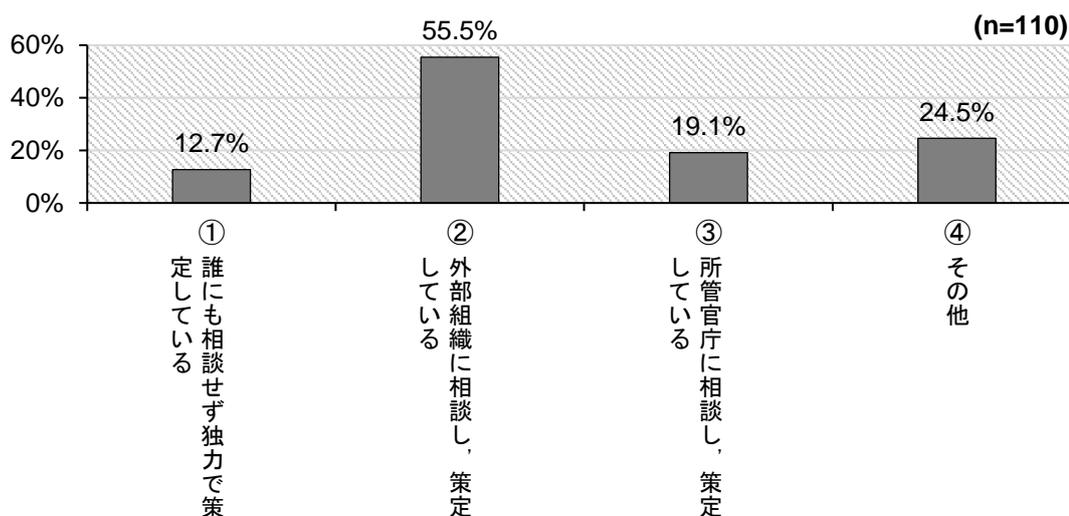
また、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した事業者団体に対し、策定に当たって第三者に相談しているかについて尋ねたところ、「②外部組織（法律事務所等）に相談し、策定している。」との回答が55.5%と最も多かった。

「④その他」としては、「公表されている他団体のマニュアルを参考とした。」、「構成事業者に相談し、構成事業者のマニュアルを参考とした。」といった回答がみられた。

問5-2

問5で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、第三者に相談していますか。(複数選択可)

- ① 誰にも相談せず独力で策定している。
- ② 外部組織（法律事務所等）に相談し、策定している。
- ③ 所管官庁に相談し、策定している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



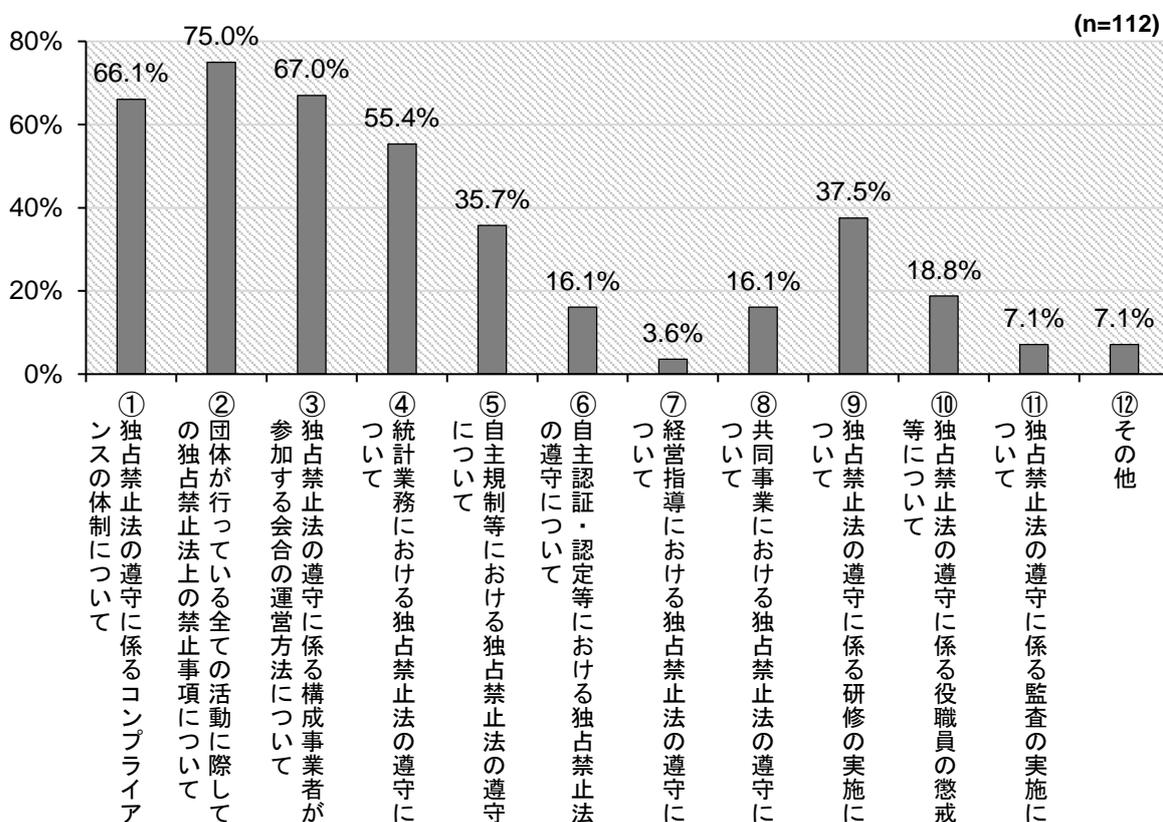
さらに、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した事業者団体に対し、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルに記載されている内容について尋ねたところ、「②団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について」と回答した事業者団体が75.0%と最も多く、「③独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合（団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含む。）の運営方法について」（67.0%）「①独占禁止法の遵守に係るコンプライアンスの体制について」（66.1%）が続いた。

「④その他」としては、「問題発生時の対応」、「独占禁止法の概要」、「過去の独占禁止法の違反事例」、「ヘルプライン窓口の連絡先」といった回答がみられた。

問5-3

貴団体が策定したコンプライアンス・マニュアルに記載されている内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 独占禁止法の遵守に係るコンプライアンスの体制について
- ② 団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について
- ③ 独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営方法について
- ④ 統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑤ 自主規制等（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑥ 自主認証・認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者によってそれを証する表示を行わせる等の活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑦ 経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑧ 共同事業（構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑨ 独占禁止法の遵守に係る研修の実施について
- ⑩ 独占禁止法の遵守に係る役職員の懲戒等について
- ⑪ 独占禁止法の遵守に係る監査の実施について
- ⑫ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライアンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。（製造業，小規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。（製造業，大規模団体）
- 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため、具体的事例を加えたQ&A集を追加した。（製造業，中規模団体）
- 他の事業者団体が懸念した内容は、当団体においても同様であることが多いため、公正取引委員会が公表している相談事例集における事業者団体の相談・回答をマニュアルに記載した。（その他，小規模団体）
- 会合においては、団体役職員や構成事業者が集まって共有可能な構成事業者の情報を基に議論を行っていたが、何を発言してはならないのかが明確ではなかった。コンプライアンス規程を策定してからは、個社の売上げや生産量などの独占禁止法上問題となり得る発言はなくなり、意識が高まったと認識している。（製造業，小規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したことで、団体内部での意識付けができただけでなく、構成事業者からも安心して理事会、委員会等の団体活動に参加できるとの意見が得られた。（製造業，小規模団体）
- 独占禁止法の遵守を業界全体で行っていることを内外に発信するために、作成した独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを団体のホームページに掲載している。（その他，大規模団体）
- 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの付属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。（製造業，大規模団体）

## (6) 独占禁止法研修の実施

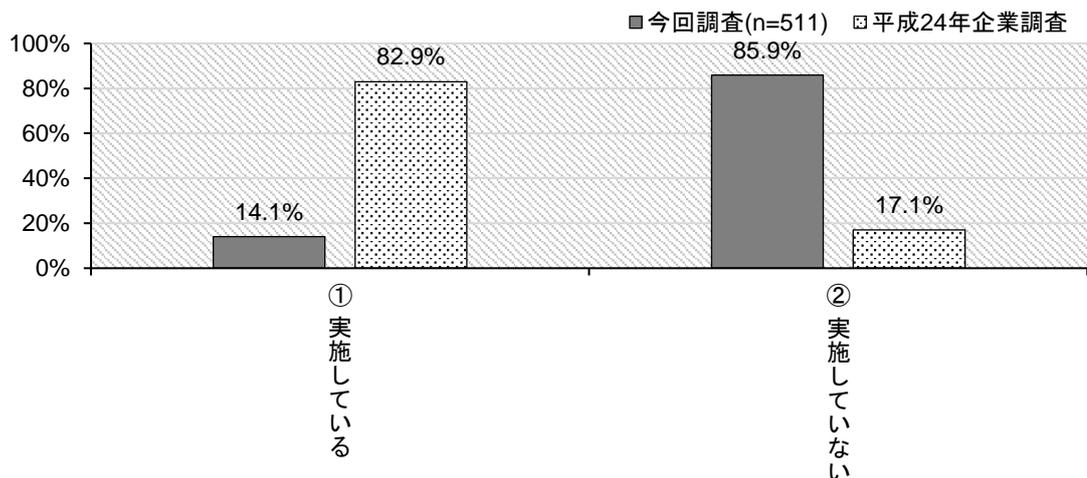
アンケート調査において、独占禁止法に関する研修の実施状況について尋ねたところ、「②実施していない。」と回答した事業者団体は85.9%に及んでいる。

なお、平成24年企業調査において、同様の回答は17.1%であって、大部分の企業においては研修が実施されていた。

問6 独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の役職員に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。



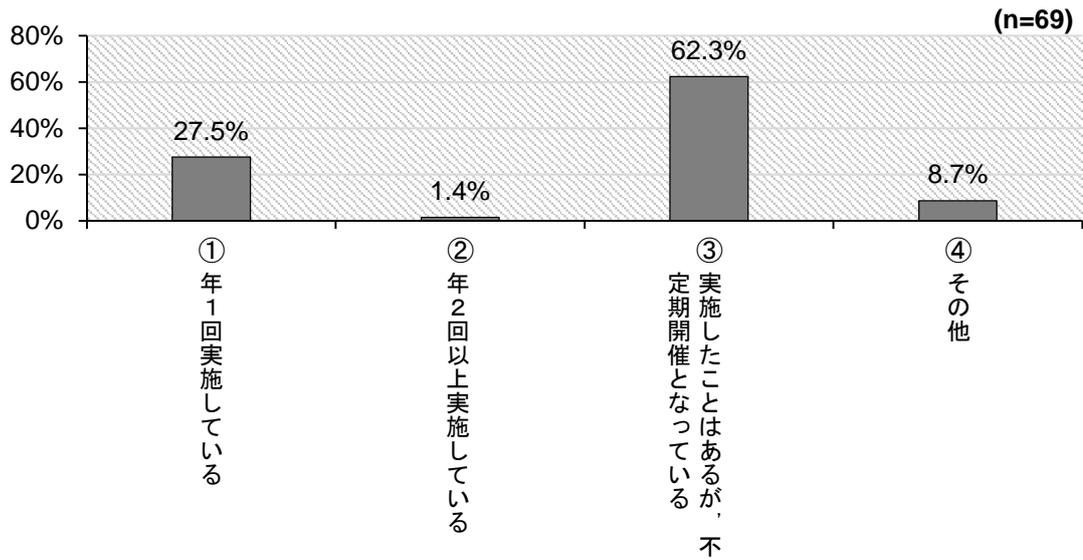
また、研修を実施していると回答した事業者団体に対し、研修の頻度について尋ねたところ、「③実施したことはあるが、不定期開催となっている。」と回答した事業者団体が62.3%と最も多かった。

「④その他」としては、「役員改選の時期に合わせ、開催している。」といった回答がみられた。

問6-2

問6で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではどの程度の頻度で研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 年1回実施している。
- ② 年2回以上実施している。
- ③ 実施したことはあるが、不定期開催となっている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



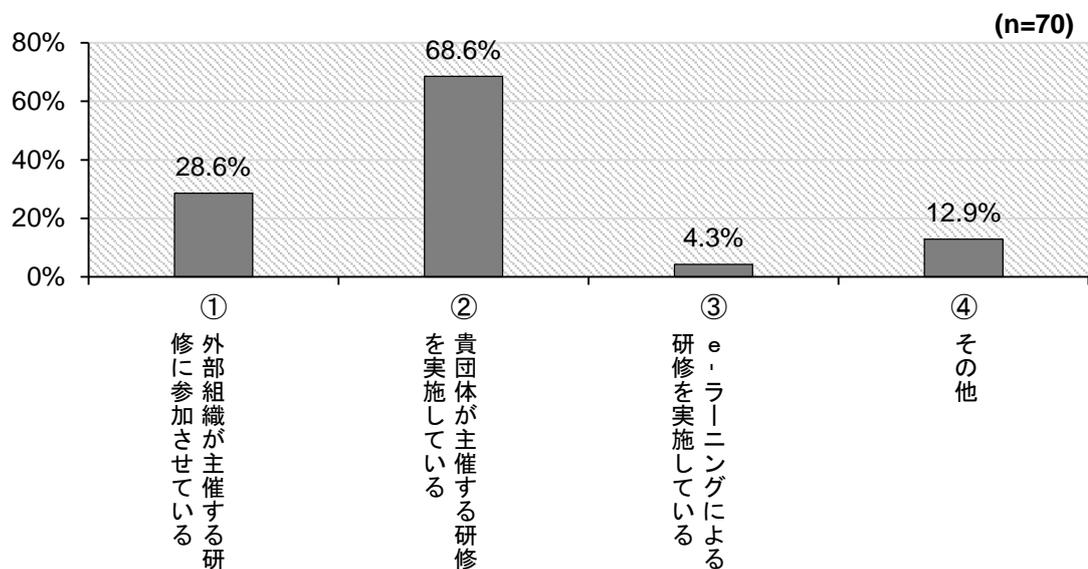
さらに、研修を実施していると回答した事業者団体に対し、研修の方法について尋ねたところ、「②主催する研修を実施している。」と回答した事業者団体が68.6%と最も多かった。

「④その他」としては、「代表者が所属する構成事業者の社内研修会に団体役職員を出席させている。」といった回答がみられた。

問6-3

貴団体が実施している研修の方法について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に参加させている。
- ② 貴団体が主催する研修（③を除きます。）を実施している。
- ③ eラーニングによる研修を実施している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 事務局の担当者に競争法に関連した外部研修を受講させ、知識を取得させている。また、当該担当者には、受講した内容だけでなく、最近の違反事件の報道記事などの紹介を併せて、事務局内職員向けに報告させている。（製造業，小規模団体）
  
- 全団体役職員を対象とした研修会の講師を外部通報窓口としている法律事務所の弁護士に依頼して実施したことにより、団体役職員におけるコンプライアンスに対する意識の一層の向上と関連知識の習得が図られただけでなく、外部通報窓口の積極的な利用の呼び掛けにもつながっている。（製造業，大規模団体）
  
- （新入職員研修，昇進時の研修等の）階層別にコンプライアンス研修を開催し、事業者団体活動における独占禁止法上のリスクを定期的に説明することにより、最近では、各部門の担当者が折に触れてコンプライアンス担当部署へ相談するようになった。（その他，大規模団体）
  
- 研修を実施することで、確実に独占禁止法コンプライアンスに対する団体役職員の意識が向上し、議題の確認や議事録の保存等を含め、団体内のルールが徹底されるようになった。（製造業，大規模団体）
  
- 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。（製造業，中規模団体）
  
- 研修を開催するだけでなく、独占禁止法違反事件の報道等を目にした際には、事務局内のミーティングにおいて報道内容等を紹介することで、継続的な独占禁止法コンプライアンスの意識付けを行っている。（製造業，小規模団体）
  
- 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。（製造業，大規模団体）

## **(7) 法務相談体制の整備**

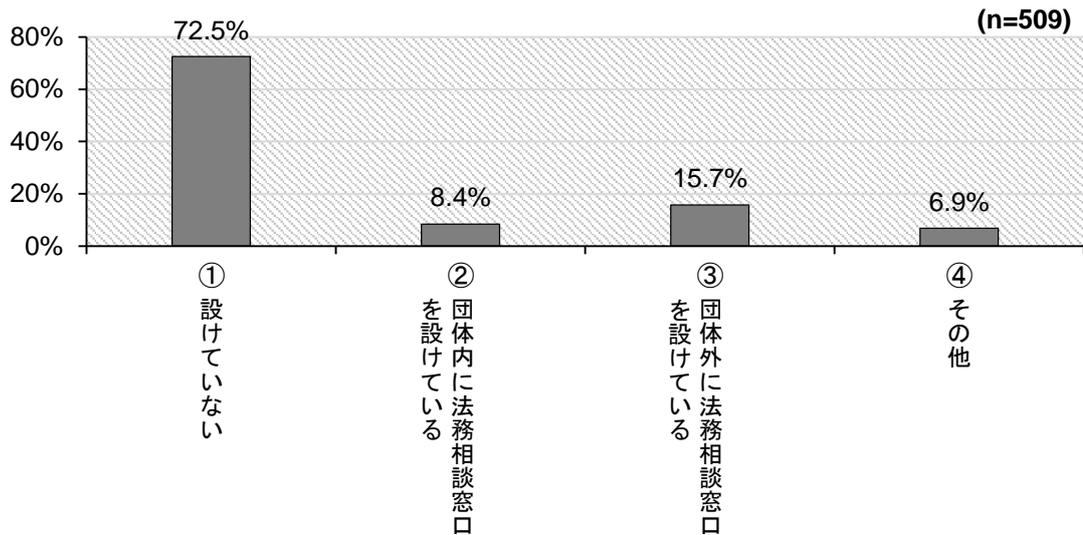
アンケート調査において、事業者団体の役職員が利用できる法務相談窓口を設けているかについて尋ねたところ、「①設けていない。」と回答した事業者団体が72.5%であった。

「④その他」としては、「構成事業者の法務部門に相談している。」といった回答がみられた。

### 問7 法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の役職員が利用できる法務相談窓口（貴団体が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に法務相談窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に法務相談窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 構成事業者が有する製造設備の改修時期について、顧客の需要に対応できなくなる事態を回避するために調整してはどうかという提案・相談が構成事業者から寄せられたが、独占禁止法の観点から好ましくないとの理由からやめることになった。（製造業，小規模団体）
- 法律相談窓口を設け、相談が寄せられたことにより、団体の取組そのものを大幅に見直す良いきっかけとなった。（その他，大規模団体）

### (8) 懲戒ルールの整備

アンケート調査において、事業者団体の職員が独占禁止法違反行為に関与した場合に懲戒の対象となり得るかについて尋ねたところ、「① 懲戒の対象にならない。」と回答した事業者団体は14.3%であり、大半の事業者団体は、何らかの形で懲戒の対象となり得ると回答した。

なお、平成24年企業調査において、同様の回答は1.1%であった。

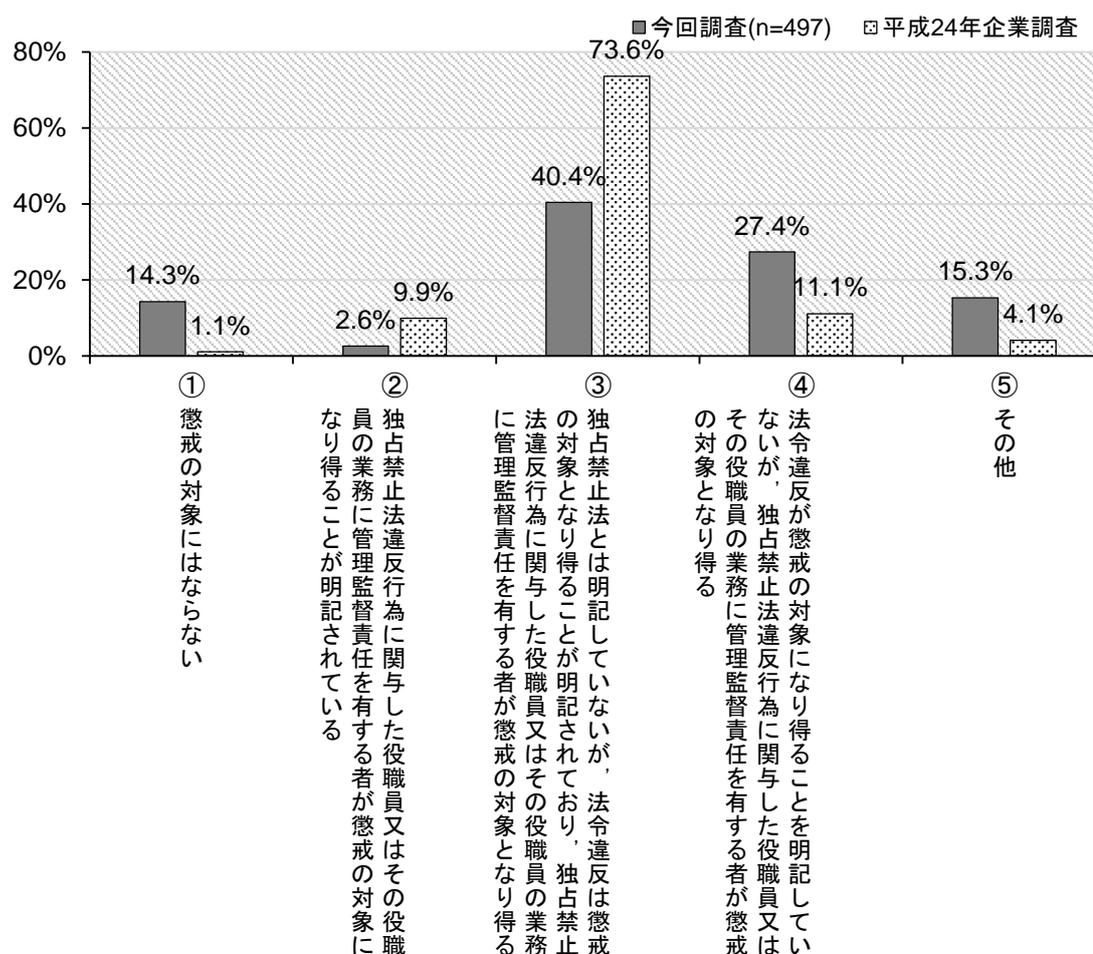
他方、「②独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。」と回答した事業者団体は2.6%にとどまっている。

「⑤その他」としては、「懲戒ルールを定めていないため、問題が発生した場合に判断することになる。」といった回答がみられた。

問8 懲戒ルールの整備

貴団体では、貴団体の役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合、当該役職員等は懲戒の対象になり得ますか。一つだけお選びください。

- ① 懲戒の対象にはならない。
- ② 独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
- ③ 独占禁止法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- （出向者が当団体の団体役職員として）着任した際に、違反があれば懲戒の対象となることを記載した団体規程を説明し、規程に基づいて行動することを記した誓約書の

提出を義務付けることで問題意識を植え付けることを重視している。何事も最初が肝心であるので、初期教育を重視している。（製造業、小規模団体）

- 懲戒の対象は、違反行為に携わった本人だけでなく、その職員の管理監督責任のある管理職も対象にしている。そうすることで、管理職による独占禁止法遵守の意識が高まり、部下への指導にも自然と反映されている。（その他、大規模団体）
- 独占禁止法違反に関与した場合には懲戒の対象となることを規程において定めてだけでなく、独占禁止法に関する研修の機会に合わせて、周知することにより、コンプライアンス意識を向上させるよう工夫している。（製造業、中規模団体）

### (9) 独占禁止法監査の実施

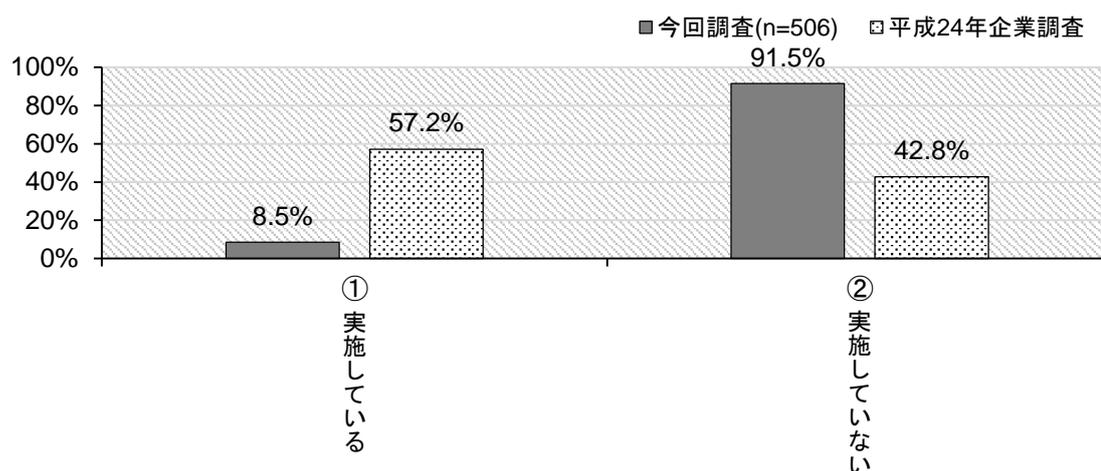
アンケート調査において、独占禁止法に関する監査の実施状況について尋ねたところ、「①実施している。」と回答した事業者は8.5%にとどまっている。

なお、平成24年企業調査において、同様の回答は57.2%であった。

#### 問9 独占禁止法監査の実施

貴団体は、独占禁止法に関する監査（他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。）を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。

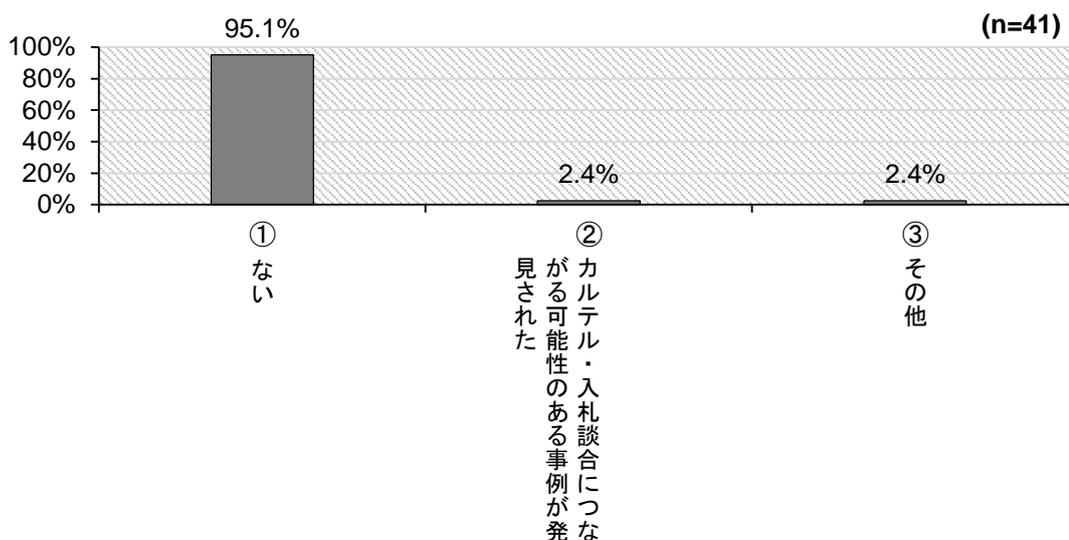


また、独占禁止法に関する監査を「①実施している。」と回答した企業のうち、独占禁止法の観点から、違反につながる可能性のある事例について尋ねたところ、「①ない。」との回答は95.1%であり、「②カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。」との回答は2.4%であった。

問9-2

問9で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の監査で独占禁止法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例（公正取引委員会が何らかの措置を採ったものかどうかを問わず、独占禁止法違反につながる可能性があると貴団体が判断したものを含みます。）が発見されたことはありますか。（複数選択可）

- ① ない。
- ② カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。
- ③ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 監査担当が第三者の目で行う実地監査以外に、自主監査として、定期的に団体役職員に対して、業務運営に関するチェックシートに基づく自己点検をさせている。日頃から自己点検する意識付けをさせている。（その他、大規模団体）
- 年に1回程度、事務職員向けにアンケート調査を行う形式で監査を行っている。アンケート調査票には、当会の競争法コンプライアンス規程に関する設問を設け、事務職員に各規定の実施状況を回答してもらっている。回答において実施状況が不十分であることが認められた場合は、当会の責任者が改善するよう指導を行う体制となっている。（製造業、中規模団体）
- 他の組織から独立した監査部がコンプライアンスの監査も所管し、定期的に決裁文書等の書類の確認、書類の保存が適正かどうか確認するだけでなく、担当者に対するヒアリング、職員の外部メールチェックも行っている。（その他、大規模団体）
- 当会においてコンプライアンス責任者に指名された者が、事務局職員に対し、個社データの取扱いが適切であったかといったことやパソコンにロックがかかる設定を

行っているかなど、独占禁止法コンプライアンス等について20～30程度の質問をする方法で監査を行っている。その後、コンプライアンス責任者は、監査した内容をレポートにまとめ、理事会や顧問弁護士等に提出し、複数者によるチェックを経た後、監査した内容を書面で残している。（製造業、大規模団体）

- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。（製造業、大規模団体）
- コンプライアンス・ルールの作成や会合の運営についてモニタリングを行っている法務部門とは別に監査部門を設置し、法務部門のモニタリング状況等も監査対象とすることにより、より精度の高い問題点の洗い出しに努めている。（その他、大規模団体）

#### (10) 内部通報制度の整備

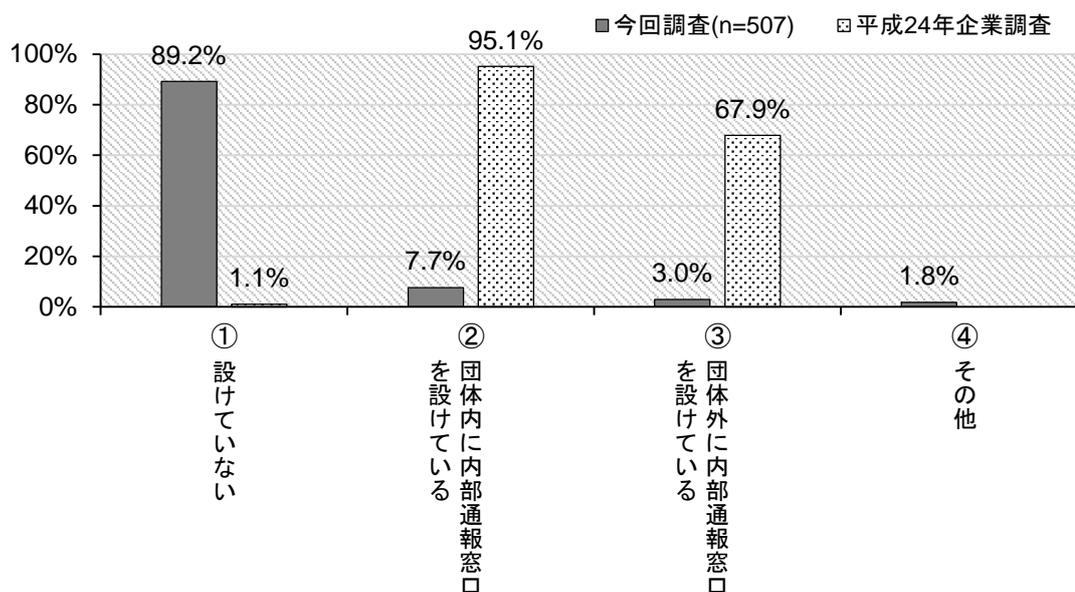
アンケート調査において、内部通報窓口の整備状況について尋ねたところ、「①設けていない。」と回答した事業者団体は89.2%であり、大半の事業者団体が内部通報窓口を整備していなかった。

なお、平成24年調査において、同様の回答は1.1%であって、ほとんど全ての企業においては何らかの内部通報窓口を整備していた。

##### 問10 内部通報制度の整備

貴団体は、貴団体の役職員が利用できる内部通報窓口（法令等に違反するような行為に関する団体役職員による通報を受け付ける窓口〔以下「内部通報窓口」といいます。〕を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に内部通報窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に内部通報窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 内部通報窓口の設置を検討した際に、通報者が利用しやすいのは内部窓口か外部窓口かのどちらであるかを議論したところ、どちらとも言い難いとの結論に至ったことから、コンプライアンス統括部署を内部通報窓口として設置するとともに法律事務所にも通報窓口を設置した。（その他、大規模団体）
- 職員が安心して利用できるようにするため、通報者名の秘匿、報告者への不利益な処遇が行われないことの保証及び不利益な処遇を受けた場合の相談窓口の設置を明記している。（卸売業・小売業、大規模団体）

## (11) 小括

独占禁止法違反を未然に防止するためには、団体役職員が日頃から独占禁止法コンプライアンスの知識と意識を有しておくとともに、独占禁止法コンプライアンスに関する情報収集・確認を行う態勢が整備されていることが重要といえる。

また、最近の事業者団体による独占禁止法違反事件の多くが地方組織において行われている状況を踏まえると、下部組織のある事業者団体においては、下部組織の取組状況を把握し、一体となって独占禁止法コンプライアンスの取組を進めることが重要となる。

しかしながら、本調査の結果、ほとんど全ての設問において、取組を行っている旨の回答が半数に満たないという結果となった。

また、ここまでに記した各取組は企業における独占禁止法コンプライアンスにおいても一般的に取り組みられているものであるところ、平成24年企業調査との比較においても事業者団体における取組の方が進んでいないという結果となった。この点については、本調査においては事務局員数が10名にも満たない事業者団体が大部分を占めている（前記第1の3(1)ウ参照）ことから、「法務・コンプライアンス担当部署等の設置（前記1(3)）」

のような組織や人員のリソースに関係する項目については、平成24年企業調査の調査対象である東証一部上場企業と同列に論じられない項目があることは否定できない。

その一方、研修の実施等、他の項目については、相応の人的リソース等が必要であることは否めないものの、このような事項については複数の事業者団体による共同での取組や外部委託といった手法を用いることが可能であることを考えると、相当程度改善の余地があるのではないかと考えられる。

## 2 団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組

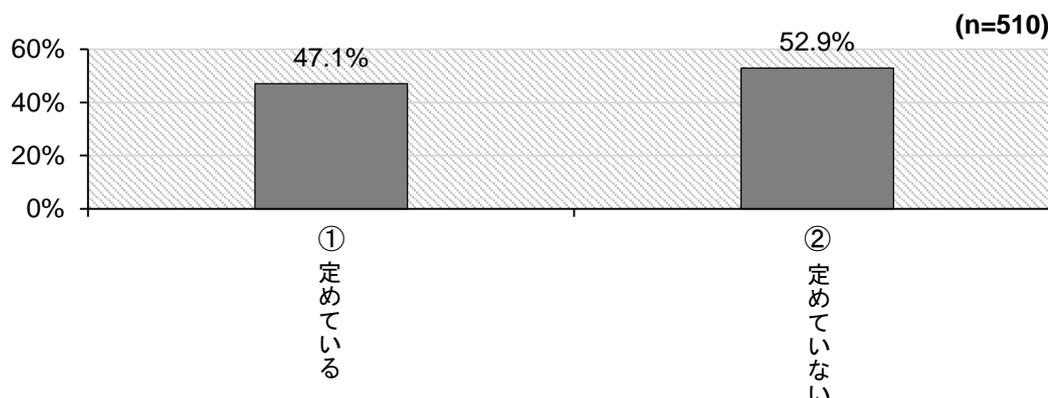
### (1) 会合の運営

アンケート調査において、構成事業者が参加する会合（団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含む。）の運営に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は47.1%であり、半数を超える事業者団体は、構成事業者が参加する会合のルールを定めていなかった。

#### 問11 会合の運営

貴団体は、構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営に関するルール（具体的な内容については下記問11-2を参照。）を定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。



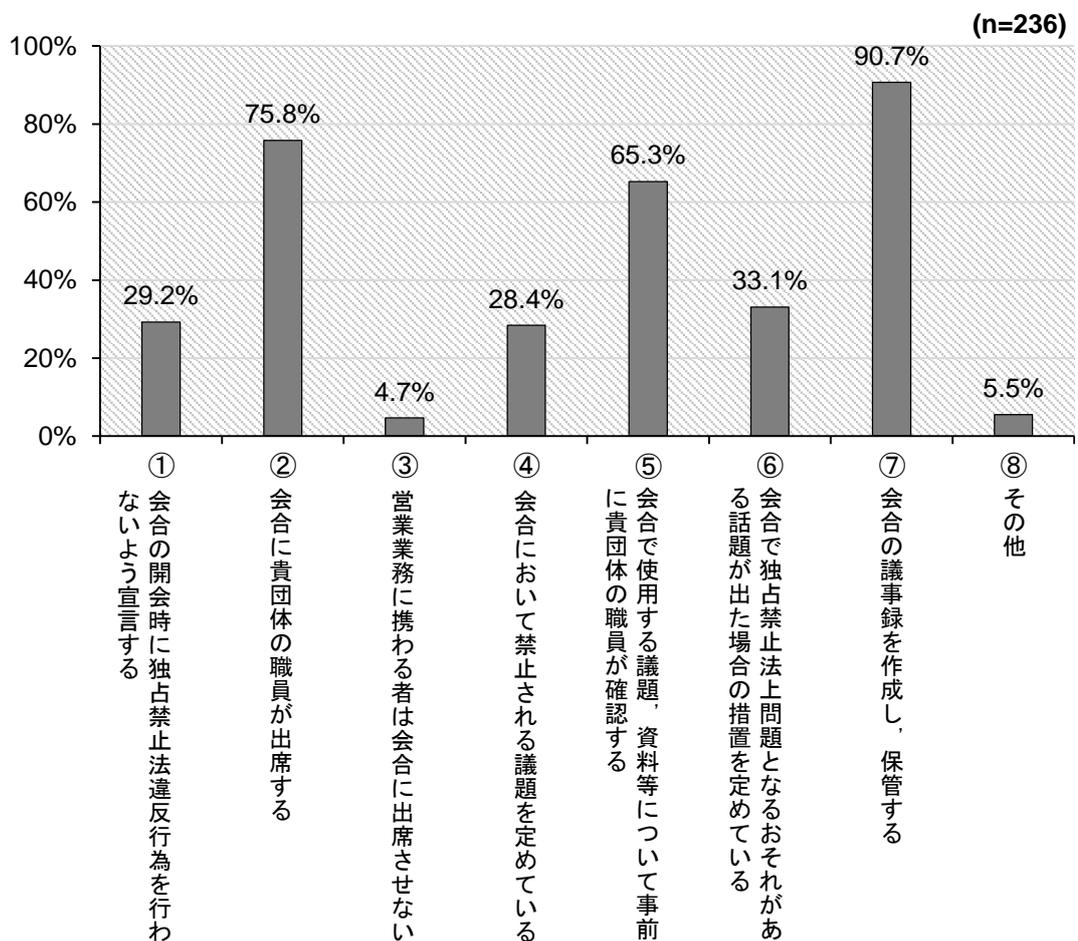
また、構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「⑦会合の議事録を作成し、保管する。」と回答した事業者団体が90.7%と最も多く、「②会合に貴団体の職員が出席する。」（75.8%）、「⑤会合で使用する議題、資料等について事前に貴団体の職員が確認する。」（65.3%）が続いた。

「⑧その他」としては、「会合における弁護士の同席」といった回答がみられた。

問 1 1 - 2

問 1 1 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 会合の開会時に独占禁止法違反行為を行わないよう宣言する。
- ② 会合に貴団体の職員が出席する。
- ③ 営業業務に携わる者は会合に出席させない。
- ④ 会合において禁止される議題を定めている。
- ⑤ 会合で使用する議題、資料等について事前に貴団体の職員が確認する。
- ⑥ 会合で独占禁止法上問題となるおそれがある話題が出た場合の措置を定めている。
- ⑦ 会合の議事録を作成し、保管する。
- ⑧ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから団体役職員は退室している。（製造業、中規模団体）
- 未然防止の観点から、会合における議題及び配布資料は、事前に独占禁止法上の問題

のおそれがないか事務局の確認を受けることをルール化しており、当日の資料配布は認めない。（製造業，大規模団体）

- 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。（製造業，中規模団体）
- 会合に際して、会合で禁止されている事項を記載した書面を配布するか、又は議長が当該書面を読み上げることとしたルールを定めてこれを継続的に実施しているところ、実施当初は、「堅すぎるし、何のための会合かわからない。」といった不満を述べる事業者も少なからずいたものの、違反した場合の厳しい制裁(リスク)等を説明した上で、団体の活動の中で行っていいことといけないことを繰り返し発信することにより、不満の声もなくなり、参加者の競争法遵守意識の高まりを感じる。（製造業，小規模団体）
- 団体内外に団体が独占禁止法コンプライアンスの取組を行っていることを示すために、団体事務所の入口及び会議室に団体として独占禁止法コンプライアンスの宣言文を掲示している。（製造業，中規模団体）
- 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないよう出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。（その他，大規模団体）
- 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするため、会議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等を行わない旨の誓約書の提出を徹底している。（その他，大規模団体）
- 構成事業者同士によるメールのやり取りは行わず、必ず事務局を通すことにしている。（建設業，小規模団体）

## (2) 統計業務

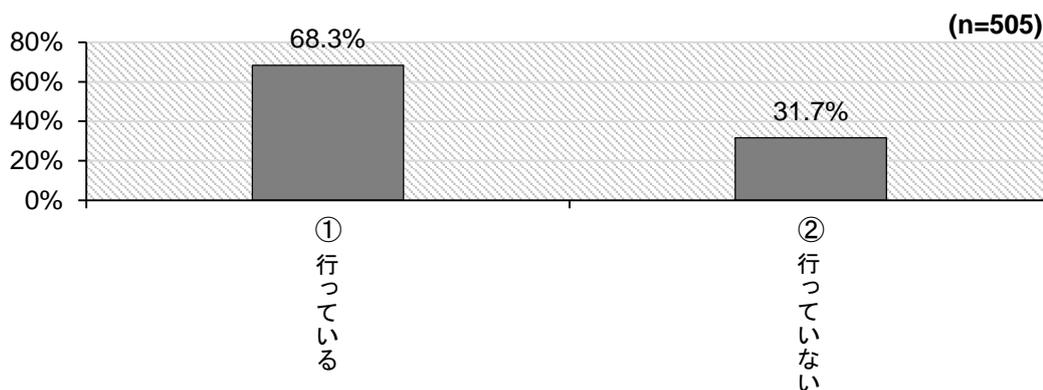
### ア 統計業務の実施状況

アンケート調査において、統計業務の実施状況について尋ねたところ、「①行っている。」と回答した事業者団体は68.3%であり、7割近くの事業者団体が統計業務に関する活動を行っている。

問12 統計業務

貴団体は、統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務）を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



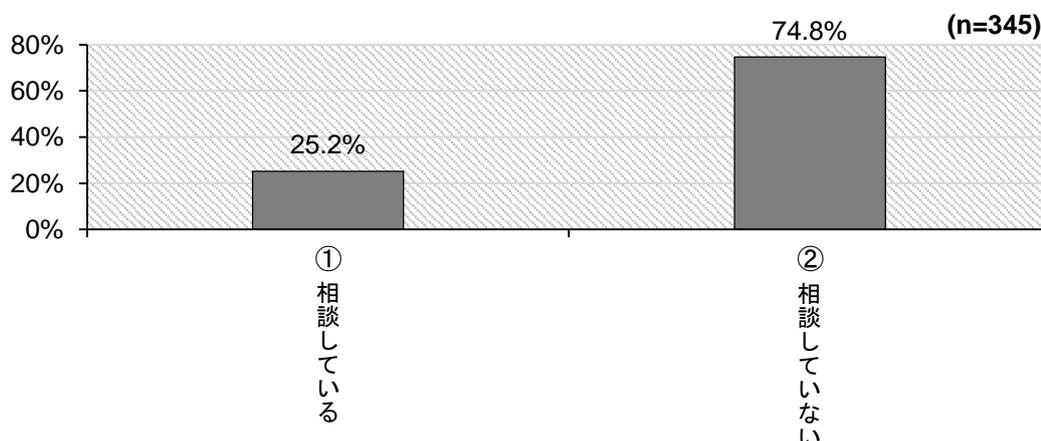
イ 統計業務に関するルールの整備

アンケート調査において、統計業務を行っていると回答した事業者団体に対し、統計業務を行うに際し、独占禁止法上問題ないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談をしているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は25.2%であった。

問12-2

問12で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、統計業務を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

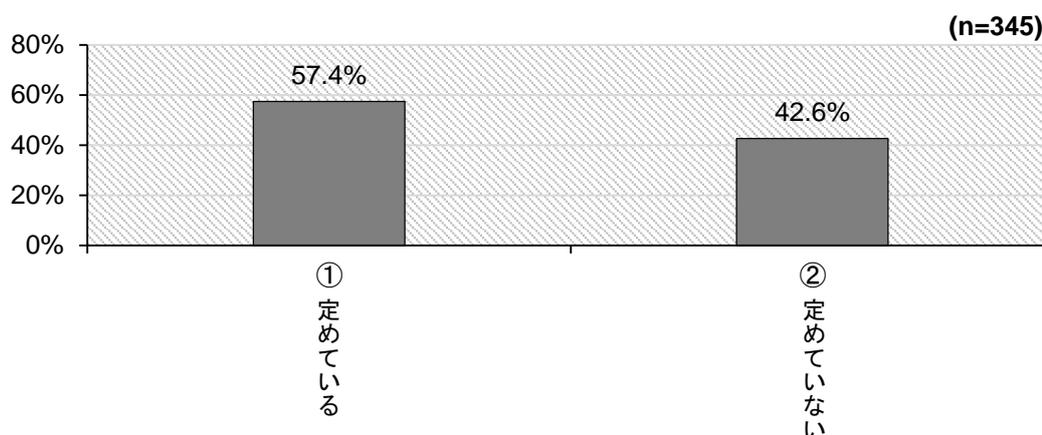


また、統計業務を行っているとは回答した事業者団体に対し、統計業務に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は57.4%であり、4割超の事業者団体が統計業務に関するルールを定めていなかった。

問12-3

貴団体は、統計業務に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。



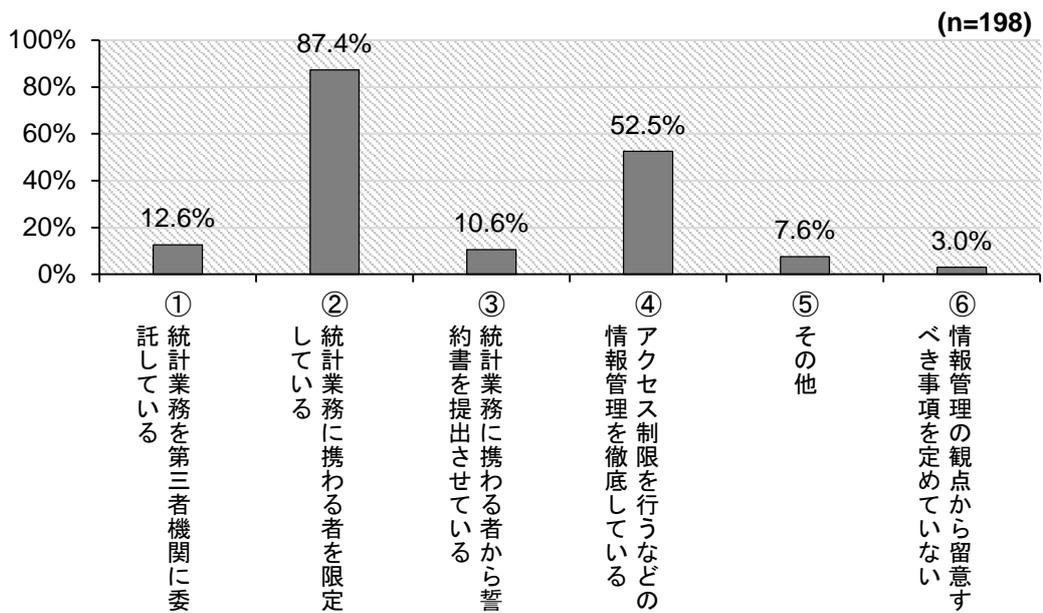
さらに、統計業務のルールを定めているとは回答した事業者団体に対し、情報管理の観点から留意すべき事項について尋ねたところ、「②統計業務に携わる者を限定している（構成事業者には関与させない。）」と回答した事業者団体が87.4%と最も多く、「④アクセス制限を行うなどの情報管理を徹底している。」が52.5%と続いた。

「⑤その他」としては、「統計担当者のみが使用できる専用のパソコンを使用している。」、「個別データ（紙）については、オフラインで処理し、元データは金庫で保管するとともに、一定期間経過後はシュレッダーで廃棄している。」といった回答がみられた。

問12-4

問12-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報管理の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 統計業務を第三者機関に委託している。
- ② 統計業務に携わる者を限定している（構成事業者には関与させない。）。
- ③ 統計業務に携わる者（構成事業者から貴団体への出向者を含む。）から誓約書を提出させている。
- ④ アクセス制限を行うなどの情報管理を徹底している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）
- ⑥ 情報管理の観点から留意すべき事項を定めていない。

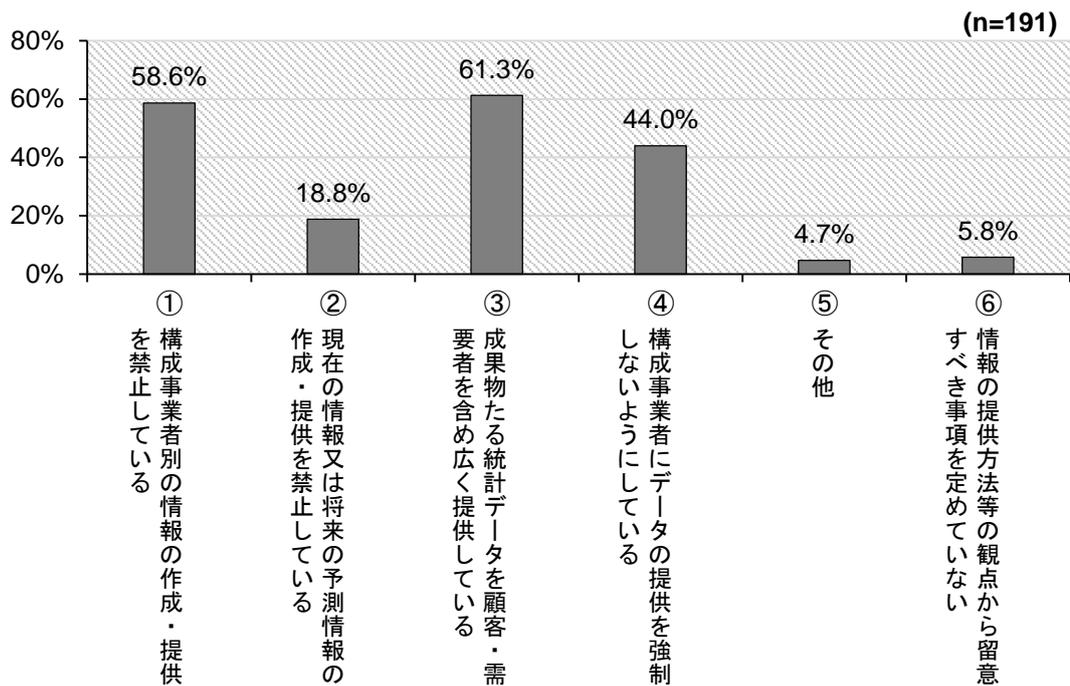


さらに、統計業務のルールを定めていると回答した事業者団体に対して、情報提供の観点から留意すべき事項について尋ねたところ、「③成果物たる統計データを顧客・需要者を含め広く提供している。」と回答した事業者団体が61.3%と最も多く、「①構成事業者別の情報の作成・提供を禁止している。」が58.6%と続いた。

問12-5

問12-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報の提供方法等の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者別の情報の作成・提供を禁止している。
- ② 現在の情報又は将来の予測情報の作成・提供を禁止している。
- ③ 成果物たる統計データを顧客・需要者を含め広く提供している。
- ④ 構成事業者にデータの提供を強制しないようにしている。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）
- ⑥ 情報の提供方法等の観点から留意すべき事項を定めていない。



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 統計情報の管理を徹底するため、統計業務は専任者のみが行うことを団体内で明確にしている。また、統計処理については、統計業務専用のパソコンを設置し、当該パソコンにおいてのみ行うこととした。そのため、専任者以外の団体役職員が当該パソコンで作業をするようなことがあれば、問題であると誰でも指摘できる体制としている。（その他、大規模団体）
- 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。（卸売業・小売業，小規模団体）
- 統計に関するルールを作成するに当たって、それまで行っていた統計情報の全てについてその必要性や公表時期の検討・見直しを行った。問題があるとされてからでは遅いので、統計情報の検討・見直しが行えたことは有益であったと認識している。（製造業，大規模団体）
- 独占禁止法上のリスクを懸念して、構成事業者から統計情報を団体に提供するのではなく、第三者に対して提供するようにできないかと要望があったため、第三者機関と委託契約を締結し、収集データや集計後の結果のデータの提供は当該機関から行うこととした。団体としては、構成事業者の懸念をできるだけ解消するように努めたい。（製造業，小規模団体）

- 個社データの収集については、拡散や転送を防ぐため、構成事業者から担当者への個社データの提出をFAXで行うこととしており、統計処理についてはネット接続のないパソコンを用意して当該パソコンで作業している。（製造業、小規模団体）
- 統計業務に従事する担当者に対しては、特に厳格に情報の管理、情報の提供時における慎重な取扱いを行わせる必要があるため、定められた統計ルールに反した場合は懲戒の対象になることを明記した誓約書の提出を求めている。これにより担当者の意識も高くなっている。（製造業、中規模団体）
- 職員には数年で出向元に戻る出向者がいることから、団体活動の中で事業者から個々に収集した情報を流出させないために、団体退職後も含め、データ等の秘密情報を漏洩しないことを定めた秘密保持誓約書を提出させている。（製造業、大規模団体）
- 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。（製造業、中規模団体）
- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。（製造業、大規模団体）

### **(3) 自主規制等，自主認証・認定等**

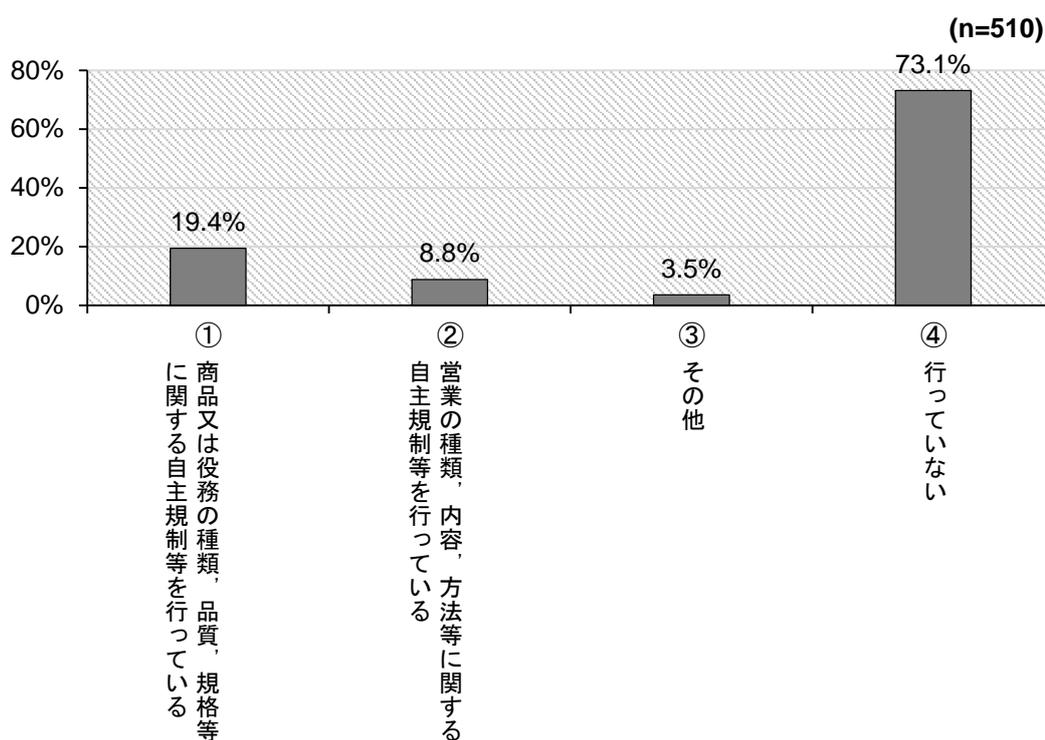
#### **ア 自主規制等の活動の実施状況**

アンケート調査において、自主規制等の活動（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動。）を行っているかについて尋ねたところ、「④行っていない。」との回答が73.1%と最も多く、「①商品又は役務の種類，品質，規格等に関する自主規制等を行っている。」と回答した事業者団体は19.4%、「②営業の種類，内容，方法等（例えば，営業時間，取扱商品，表示等）に関する自主規制等を行っている。」と回答した事業者団体は8.8%であった。

問13 自主規制等、自主認証・認定等

貴団体は、自主規制等（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動）を行っていますか。（複数選択可）

- ① 商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主規制等を行っている。
- ② 営業の種類、内容、方法等（例えば、営業時間、取扱商品、表示等）に関する自主規制等を行っている。
- ③ その他（具体的に記載してください。）
- ④ 行っていない。



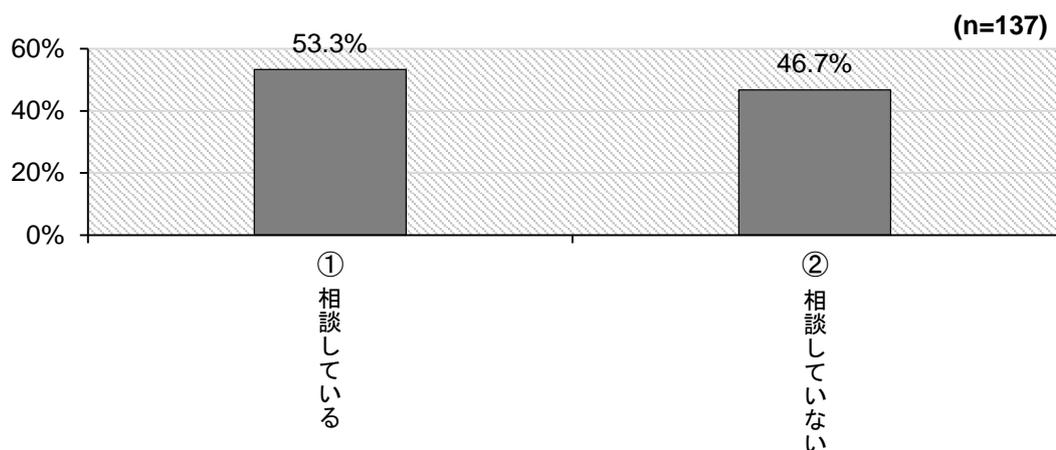
イ 自主規制等の活動に関するルールの整備

アンケート調査において、自主規制等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主規制等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談しているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体が53.3%であった。

問13-2

問13で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主規制等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。二つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

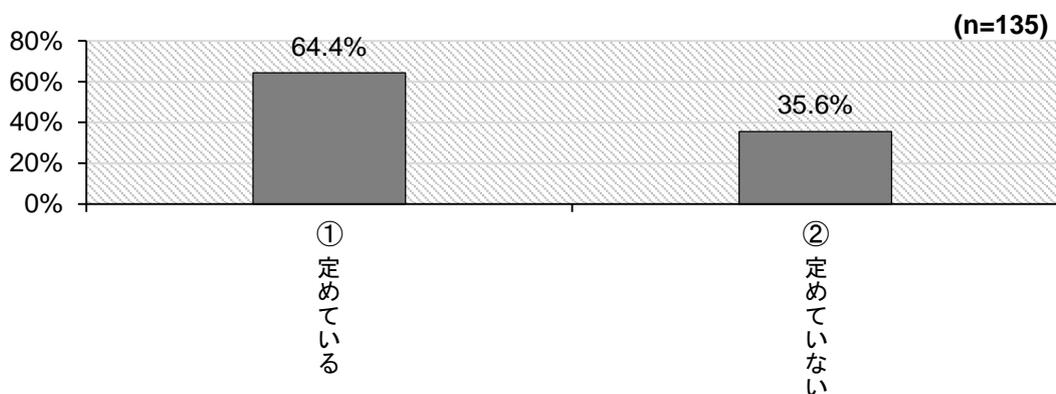


また、自主規制等の活動を行っていると回答した事業者団体に対し、自主規制等の活動に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体が64.4%であった。

問13-3

貴団体は、自主規制等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

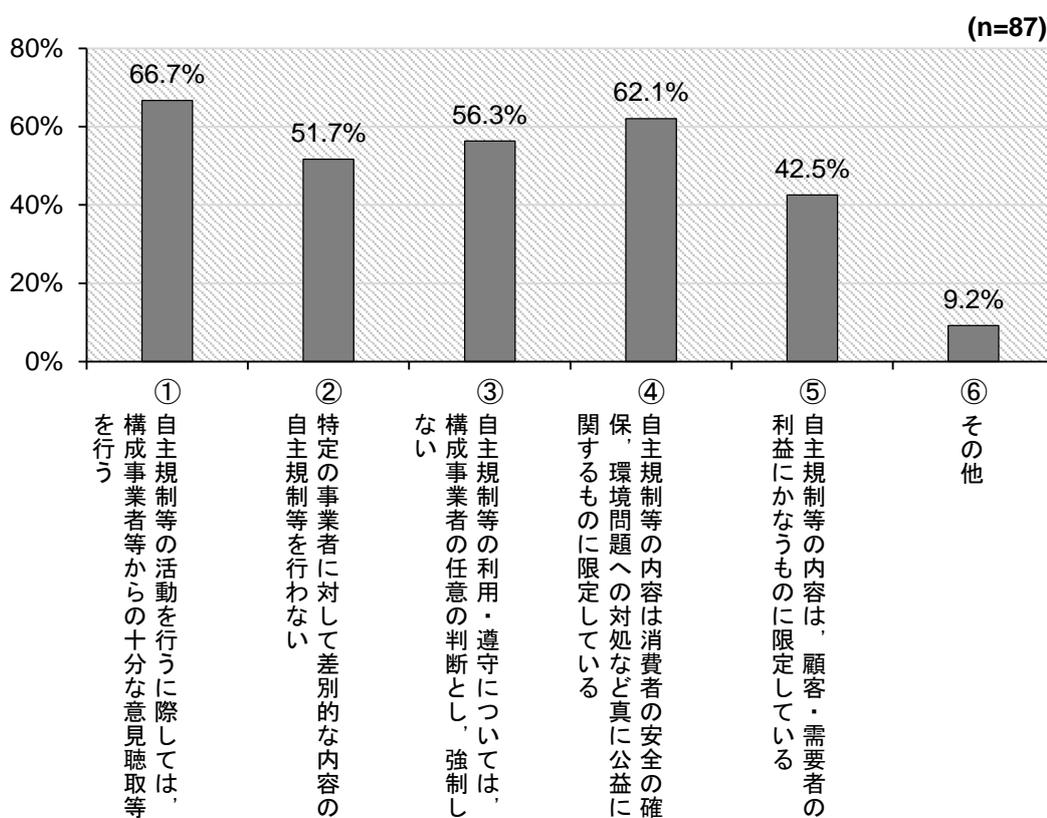


さらに、自主規制等の活動に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「①自主規制等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。」と回答した事業者団体が66.7%と最も多く、「④自主規制等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。」(62.1%)、「③自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。」(56.3%)、「②特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行わない。」(51.7%)と続いている。

問 13-4

問 13-3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 自主規制等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行わない。
- ③ 自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ④ 自主規制等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。
- ⑤ 自主規制等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）



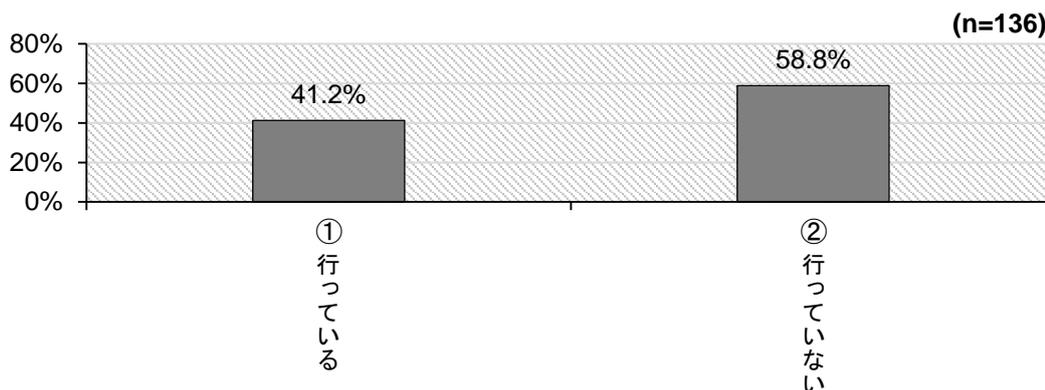
ウ 自主認証・認定等の実施状況

アンケート調査において、自主規制等の活動を行っているとは回答した事業者団体に対し、自主認証、認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動）を行っているかについて尋ねたところ、「①行っている。」と回答した事業者団体は41.2%であった。

問13-5

問13で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動）を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



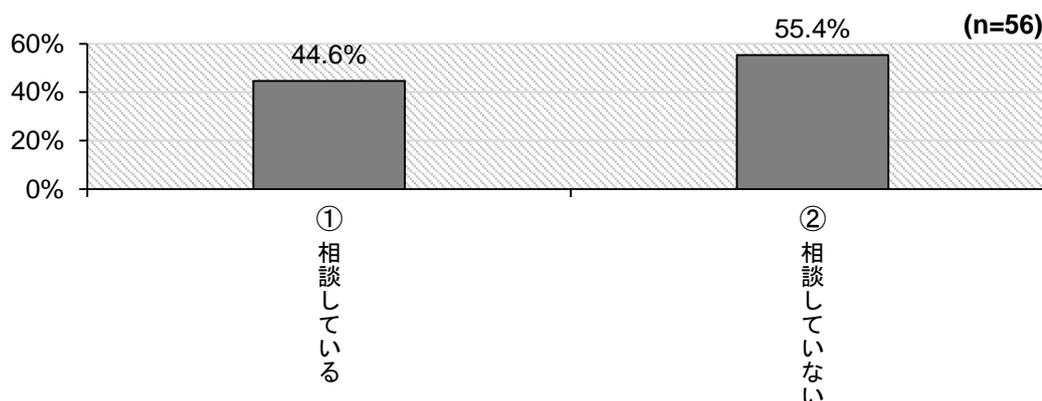
エ 自主認証・認定等の活動に関するルールの整備

アンケート調査において、自主認証、認定等の活動を行っていると感じた事業者団体に対し、自主認証・認定等の活動を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談しているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は44.6%であった。

問13-6

問13-5で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

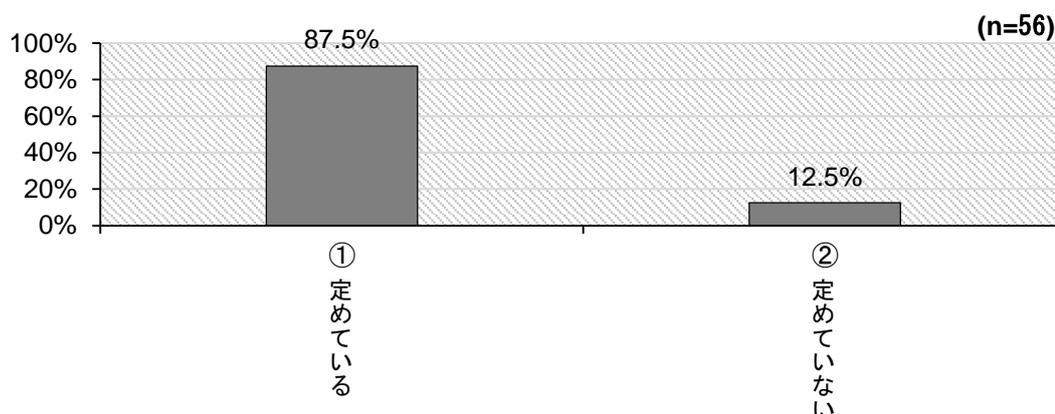


また、自主認証、認定等の活動を行っているとは回答した事業者団体に対し、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は87.5%であった。

問13-7

貴団体は、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

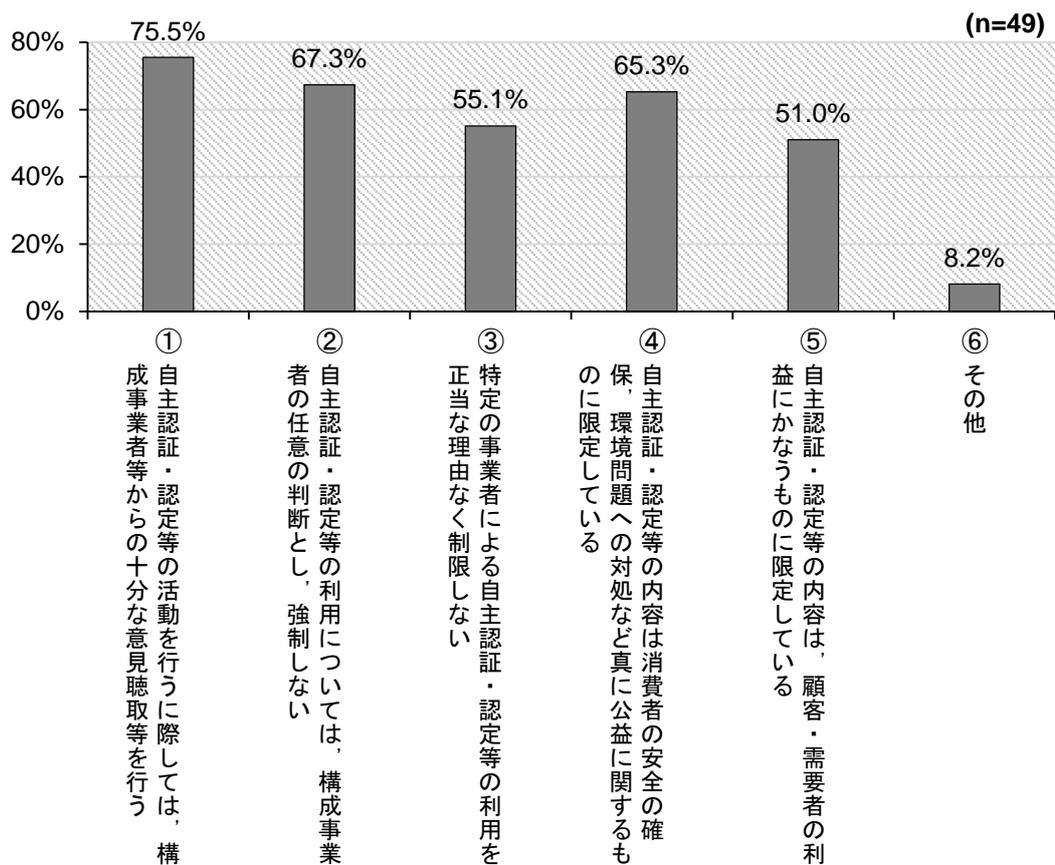


さらに、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めているとは回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「①自主認証・認定等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。」と回答した事業者団体が75.5%と最も多く、「②自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。」(67.3%)、「④自主認証・認定等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している」(65.3%)と続いた。

問13-8

問13-7で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主認証・認定等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ③ 特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限しない。
- ④ 自主認証・認定等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。
- ⑤ 自主認証・認定等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他(具体的に記載してください。)



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 自主規制活動を行う際には、事業者による差別的な取扱いをしないこと、参加を強制しないこと、第三者の意見を十分に聴取することが重要であることを意識させるため、団体において作成したチェックリストを活用するよう指示している。（製造業，大規模団体）

#### (4) 経営指導

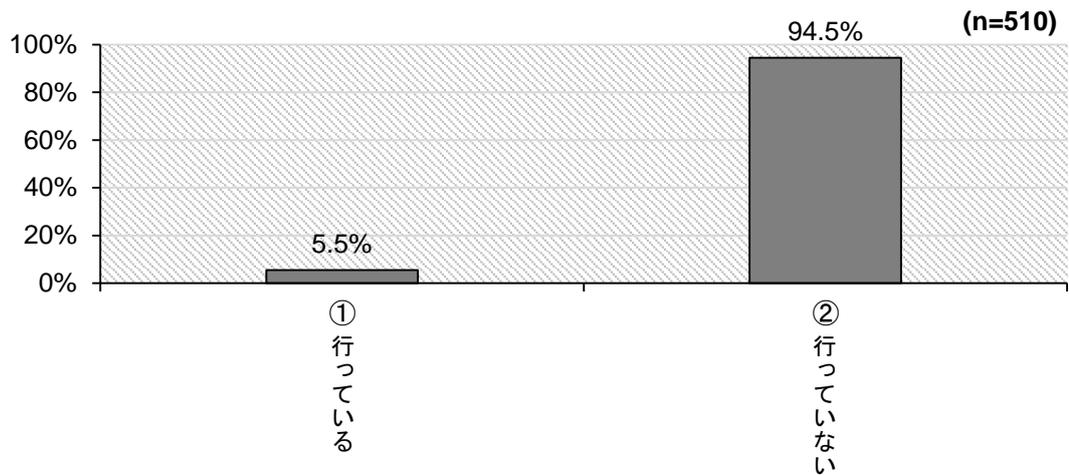
##### ア 経営指導の実施状況

アンケート調査において、経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動）を行っているか（第三者機関に委託している場合も含まれます。）について尋ねたところ、「①行っている。」と回答した割合は5.5%であった。

#### 問14 経営指導

貴団体は、経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動）を行っていますか（第三者機関に委託している場合も含まれます。）。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。



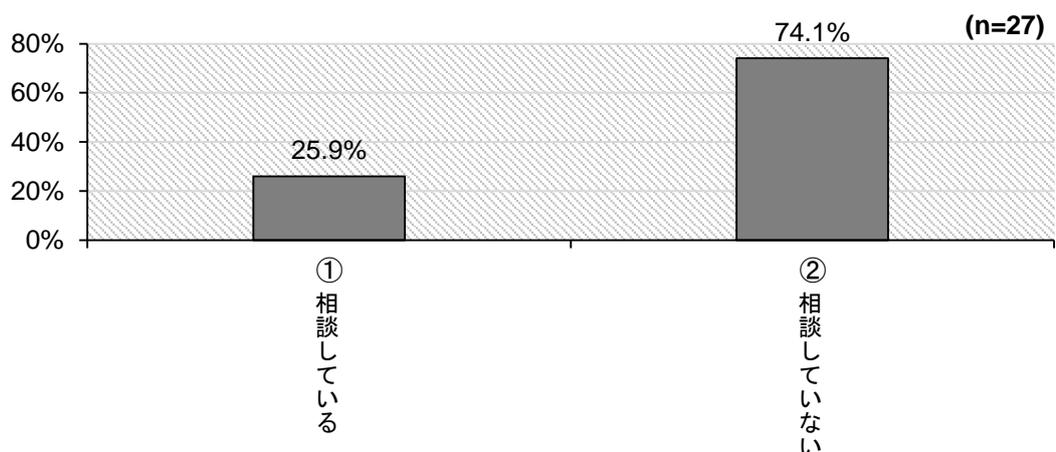
### イ 経営指導に関するルールの整備

アンケート調査において、経営指導を行っていると回答した事業者団体に対し、経営指導を行うに際し、独占禁止法上問題ないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談をしているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は7団体（25.9%）であった。

問14-2

問14で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、経営指導を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

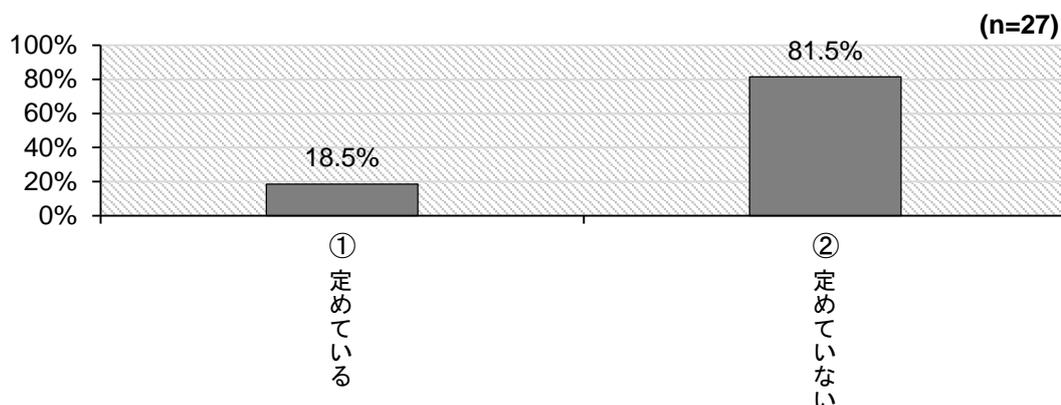


また、経営指導を行っていると回答した事業者団体に対し、経営指導に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は5団体（18.5%）であった。

問14-3

貴団体は、経営指導に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。



経営指導に関するルールを定めていると回答した5団体のうち、4団体が「③構成事業者の求めに応じて行うこととし、強制しない。」こと、1団体が「④構成事業者が供給する商品又は役務の価格等の重要な競争手段に関しては、目安を与えるような指導は行わない。」こと、4団体が「⑤経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練に内容を限定している。」ことをルールとして定めていると回答した（設問において①、②及び⑥と回答した事業者団体はいなかった。）。

問14-4

問14-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 経営指導の内容について禁止事項を定めている。
- ② 経営指導で得た構成事業者の営業上の秘密に係る情報を他の構成事業者に伝えることを禁止している。
- ③ 構成事業者の求めに応じて行うこととし、強制しない。
- ④ 構成事業者が供給する商品又は役務の価格等の重要な競争手段に関しては、目安を与えるような指導は行わない。
- ⑤ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練に内容を限定している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 構成事業者向けの経営に関する説明会を開催する場合には、独占禁止法に抵触するような発言があれば指摘してもらえるように弁護士に同席してもらっている。（製造業、大規模団体）

## (5) 共同事業

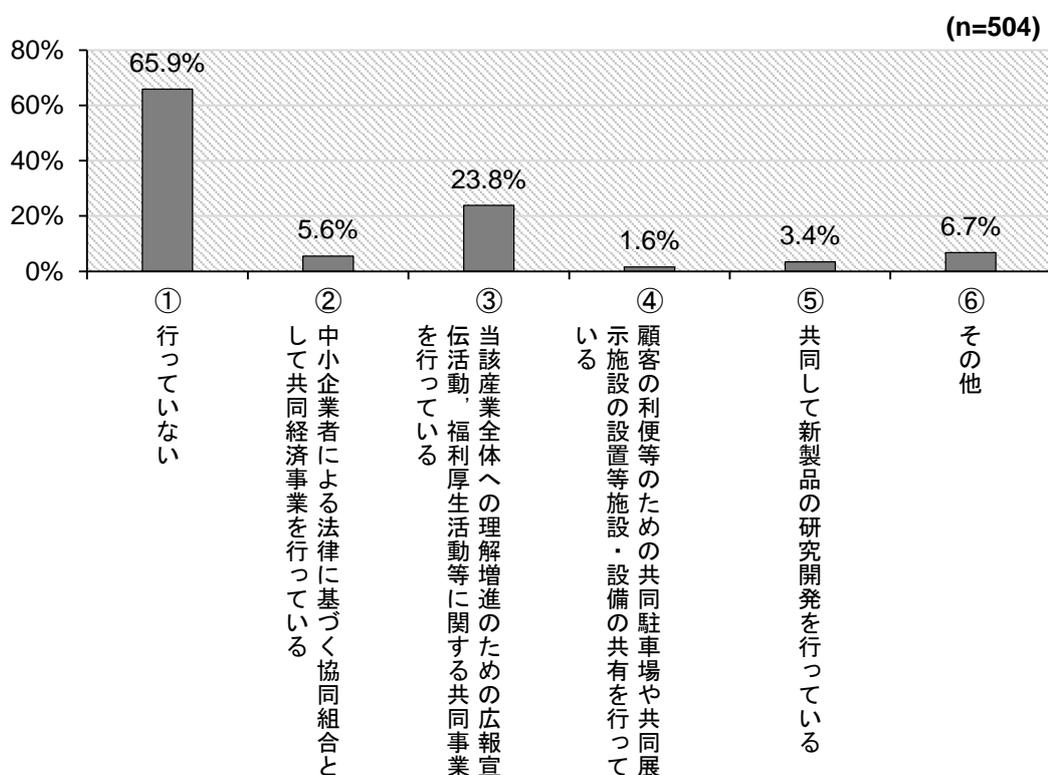
### ア 共同事業の実施

アンケート調査において、共同事業を行っているかについて尋ねたところ、「①行っていない。」と回答した事業者団体が65.9%と最も多かった。また、共同事業の内容については、「③当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等に関する共同事業を行っている。」と回答した事業者団体が23.8%、「②中小企業者による法律に基づく協同組合として共同経済事業を行っている。」と回答した事業者団体が5.6%であった。

#### 問15 共同事業

貴団体は、共同事業（構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等）を行っていますか。（複数選択可）

- ① 行っていない。
- ② 中小企業者による法律に基づく協同組合として共同経済事業を行っている。
- ③ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等に関する共同事業を行っている。
- ④ 顧客の利便等のための共同駐車場や共同展示施設の設置等施設・設備の共有を行っている。
- ⑤ 共同して新製品の研究開発を行っている。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）



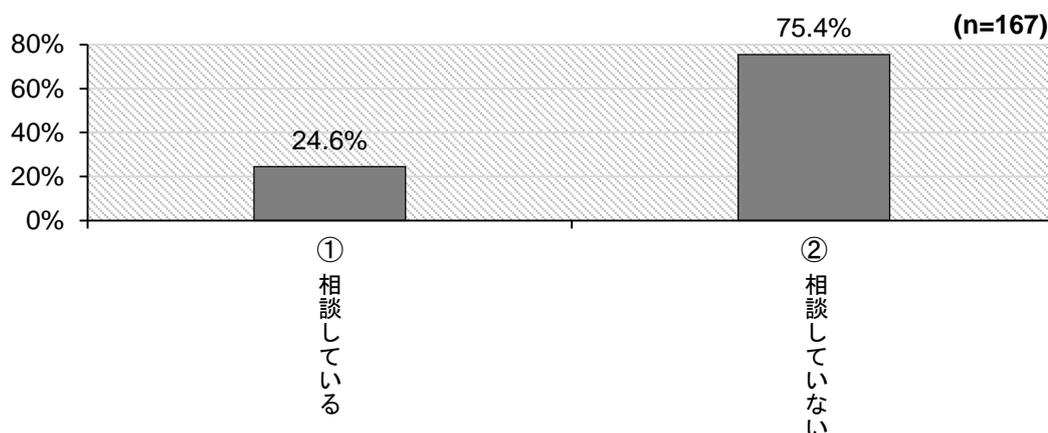
## イ 共同事業に関するルールの整備

アンケート調査において、共同事業を行っているとは回答した事業者団体に対し、共同事業を行うに際し、公正取引委員会や法律事務所等に相談をしているかについて尋ねたところ、「①相談している。」と回答した事業者団体は、24.6%であった。

### 問15-2

問15で選択肢②から⑥のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、共同事業を行うに際し、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

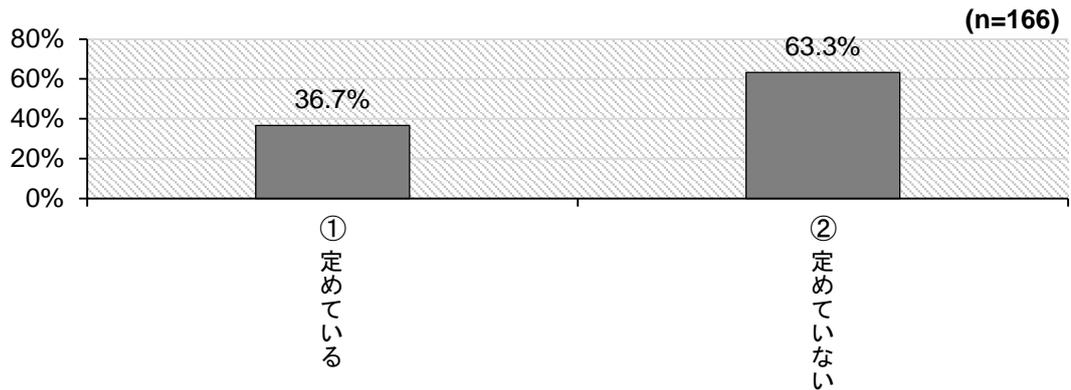


また、アンケート調査において、共同事業を行っているとは回答した事業者団体に対し、共同事業に関するルールを定めているかについて尋ねたところ、「①定めている。」と回答した事業者団体は36.7%であった。

### 問15-3

貴団体は、共同事業に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

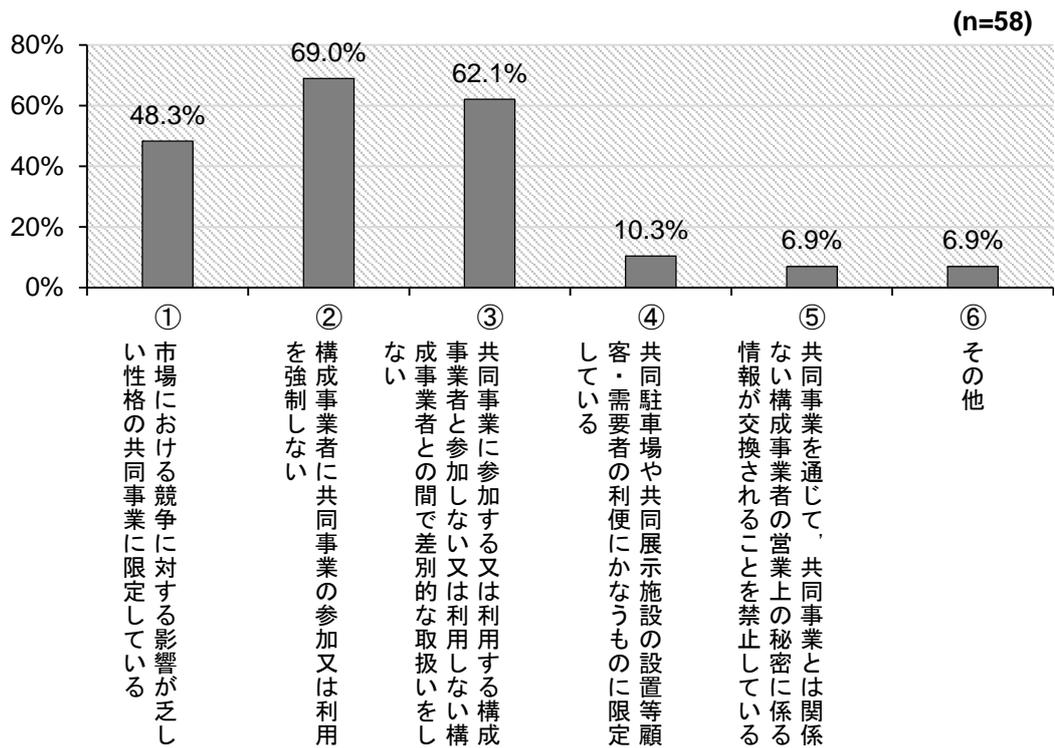


さらに、共同事業に関するルールを定めていると回答した事業者団体に対し、定めているルールの内容について尋ねたところ、「②構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない。」との回答が69.0%と最も多く、「③共同事業に参加する又は利用する構成事業者と参加しない又は利用しない構成事業者との間で差別的な取扱いをしない。」との回答が62.1%と続いた。

問15-4

問15-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業（当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等）に限定している。
- ② 構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない。
- ③ 共同事業に参加する又は利用する構成事業者と参加しない又は利用しない構成事業者との間で差別的な取扱いをしない。
- ④ 共同駐車場や共同展示施設の設置等顧客・需要者の利便にかなうものに限定している。
- ⑤ 共同事業を通じて、共同事業とは関係ない構成事業者の営業上の秘密に係る情報が交換されることを禁止している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 共同展示会には構成事業者も参加するところ、事務局員の同時配置など、構成事業者だけにならないよう会合と同様の配慮をしている。（製造業、中規模団体）

## (6) 小括

各項目は、いずれも事業者団体固有の具体的な活動に関するものであり、活動の内容によっては、構成事業者の事業活動を拘束し、公正かつ自由な競争を制限するおそれがあるものである。そのため、独占禁止法違反を未然に防止するためには、あらかじめ具体的な活動に即したルールを整備しておくことが重要である。

「会合の運営（前記2(1)）」以外の各項目については、いずれも事業者団体ガイドラインにおいてどのような活動が独占禁止法上問題となるかを示しているため、取組が十分でない事業者団体においては、上記ガイドラインを参考にルールを整備することが望まれる。

また、「会合の運営」についても、事業者団体における会合は構成事業者が接触する「場」であり、独占禁止法上の問題が生じるリスクを伴うものであることから、その運営に当たっては、あらかじめルールを整備しておくことが重要といえる。

この点に関し、アンケート調査においては、会合の運営に関するルールを定めている事業者団体は半数に満たず、取組状況としては不十分な結果であった。

また、会合におけるルールを定めていると回答した事業者団体においても、その内容について、独占禁止法コンプライアンスの観点から直接的に効果があると考えられる「営業業務に携わる者は会合に出席させない。」や「会合において禁止される議題を定めている。」

といったルールを定めている事業者団体は少なかった。

同様に、多くの事業者団体において行われているとの回答があった「統計業務」についても、独占禁止法コンプライアンスの観点からより効果的と考えられる「統計業務を第三者機関に委託している。」や「統計業務に携わる者から誓約書を提出させている。」といったルールを定めている事業者団体は少なかった。

したがって、ルールを定めていない事業者団体に限らず、ルールを定めている事業者団体においても、取組内容について更なる精査と改善が必要であると考えられる。

### 3 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組

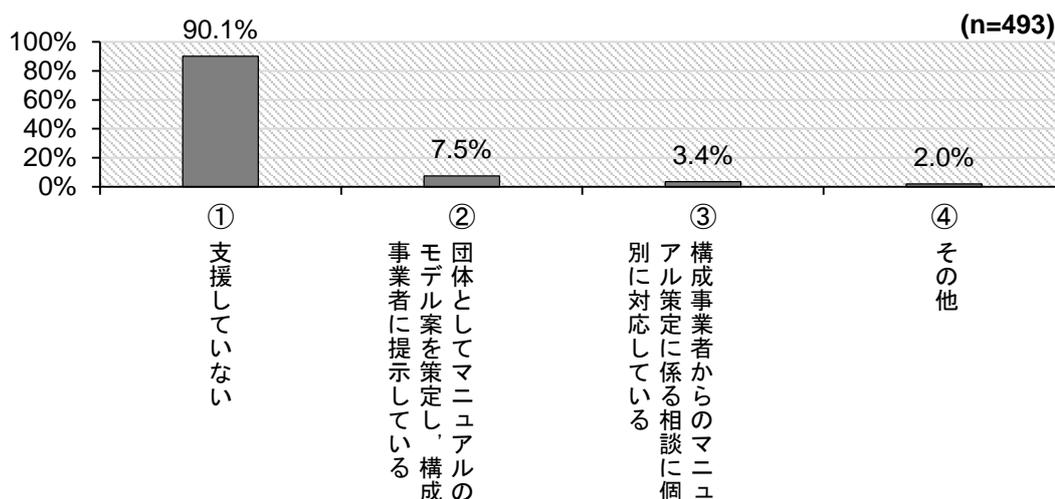
#### (1) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

アンケート調査において、構成事業者向けの独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援しているかについて尋ねたところ、「①支援していない。」と回答した事業者団体が90.1%であり、ほとんどの事業者団体が支援を行っていない状況であった。

#### 問16 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していますか。(複数選択可)

- ① 支援していない。
- ② 団体としてマニュアルのモデル案を策定し、構成事業者に提示している。
- ③ 構成事業者からのマニュアル策定に係る相談に個別に対応している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 企業のコンプライアンス・マニュアルは、それぞれの企業の実状に合わせて作成する必要があるものの、ある程度の取組は共通したものとなると思われること、また、中小企業会員にはノウハウが無いと思われることから、コンプライアンス・マニュアル作成

の際の参考にしてもらおうための手引きを作成して配布した。（製造業，中規模団体）

- 構成事業者に中小事業者が多いところ，個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため，団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し，これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。（その他，大規模団体）
- 事業者団体において，団体職員向けに独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したことを構成事業者に周知したところ，構成事業者の多くが自社の独占禁止法コンプライアンス・マニュアル又はその参考として活用したいとの申出があり，大変喜ばれた。（製造業，大規模団体）
- 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため，違反が繰り返されないよう，コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また，理解してもらう内容は，役職や担当部門によっても異なることから，別にして作成した。（製造業，大規模団体）

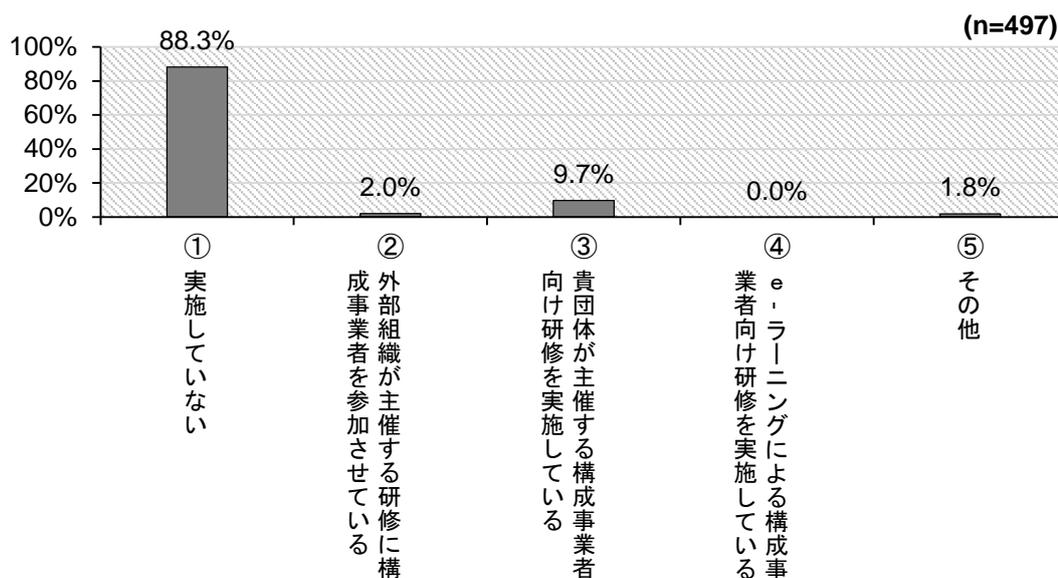
## (2) 構成事業者向け独占禁止法研修の実施

アンケート調査において，構成事業者に対する独占禁止法に関する研修を実施しているかについて尋ねたところ，「①実施していない。」と回答した事業者団体が88.3%であり，ほとんどの事業者団体が構成事業者向け独占禁止法研修を実施していない状況であった。

### 問17 構成事業者向け独占禁止法研修の実施

貴団体は，貴団体の構成事業者に対して，独占禁止法に関する研修を実施していますか。（複数選択可）

- ① 実施していない。
- ② 外部組織（法律事務所，企業研修会社等）が主催する研修に構成事業者を参加させている。
- ③ 貴団体が主催する構成事業者向け研修（④を除きます。）を実施している。
- ④ e－ラーニングによる構成事業者向け研修を実施している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。（その他，小規模団体）
- 団体の費用負担を少しでも抑える観点から，同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。（その他，小規模団体）
- 構成事業者向けの研修に際しては，継続的な取組とともに，多数の方に出席してもらうことが重要であるので，1社当たりの人数制限は設けず，できる限り参加してもらうよう呼び掛けている。（製造業，小規模団体）
- 構成事業者向けの研修会に参加しなかった構成事業者に対し，使用した資料及びメモを送付している。（その他，大規模団体）
- 構成事業者から海外の競争法についての研修も実施してほしいと要望があったため，構成事業者に取引先が多い中国の独占禁止法に関する研修を行った。（製造業，大規模団体）

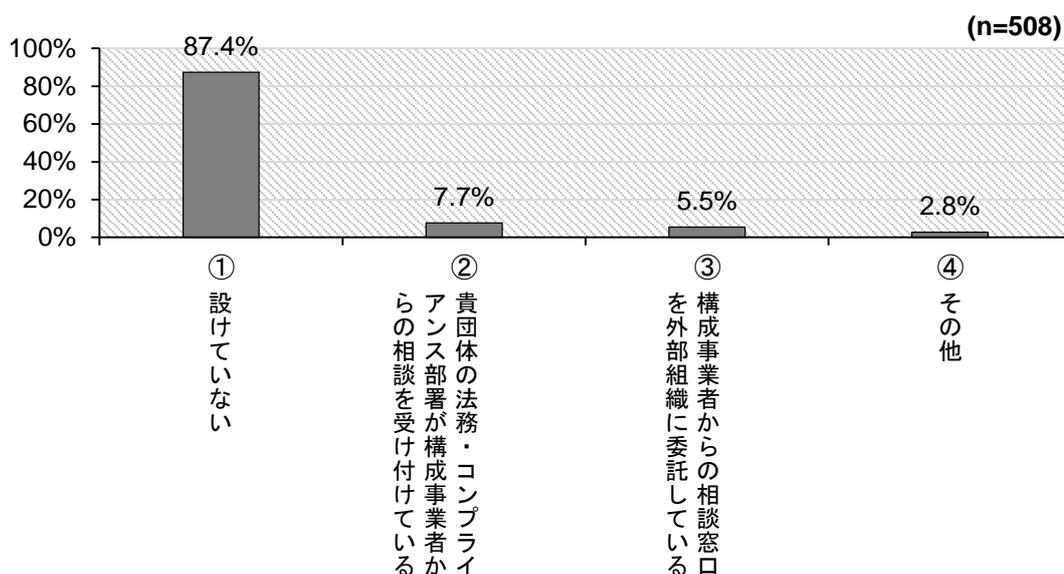
### (3) 構成事業者向け法務相談体制の整備

アンケート調査において，構成事業者が利用できる法務相談窓口を設置しているかについて尋ねたところ，「①設けていない。」と回答した事業者団体が87.4%であり，ほとんどの事業者団体が，構成事業者が利用できる法務相談窓口を設置していない状況であった。

問 1 8 構成事業者向け法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の構成事業者が利用できる法務相談窓口（構成事業者が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 貴団体の法務・コンプライアンス部署が構成事業者からの相談を受け付けている。
- ③ 構成事業者からの相談窓口を外部組織（法律事務所等）に委託している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 問題が発生してしまってからでは遅いので、団体活動の連絡の場において、自社の取組等について不明な点があった場合には、団体及び外部窓口を利用するように折に触れて促している。いざという場合に相談できる場所があることは、構成事業者に対して安心感を与えている。（その他、大規模団体）
- 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。（その他、小規模団体）

**(4) 独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組**

本調査において前記(1)～(3)以外の構成事業者に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組について尋ねたところ、次のような例がみられた。

- 構成事業者に、独占禁止法の留意事項を記載した文書を常時携帯してもらうに当たり、タブレット端末等の電子機器を携帯している者が多いことを踏まえ、PDF形式で団体のホームページに掲載し、構成事業者にダウンロードして携帯するよう呼び掛ける

ようにした。（卸売業・小売業，中規模団体）

- 構成事業者が効率的・効果的に競争法関連情報が収集できるようにするため，専用フォルダを設置し，情報提供している。（卸売業・小売業，小規模団体）
- 業界全体の取組として，毎年コンプライアンスの理解促進のための強化月間を定め，月間中は，団体で作成したポスターに構成事業者の部門ごとの責任者の自筆署名を入れ，フロアに掲載するよう促している。構成事業者の中には，自主的に期間を延長して取組をしている者もいる。（製造業，大規模団体）
- 構成事業者が「してはならないこと」等を記載した「独占禁止法遵守カード」を作成，配布し，常時携行を促している。（建設業，中規模団体）
- 構成事業者の中でも中小企業は大手企業と比べて情報収集力が不足していることから，情報収集力の低い中小企業側に目線を置いて，独占禁止法違反事件の報道発表資料等の関連情報は事務局が入手した段階で全構成事業者に情報提供する情報支援を行っている。（製造業，中規模団体）

## (5) 小括

独占禁止法違反を未然に防止するためには，事業者団体自らと構成事業者の双方において独占禁止法コンプライアンスの取組が行われることが望まれるが，多くの事業者団体が中小事業者を構成事業者としており，その中には自ら十分な独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが難しいものもあると考えられる。

そのため，企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組は，本来的には構成事業者である各企業において取り組まれることが望ましいが，個々の構成事業者に任せていたのでは，全体としての取組がなかなか進まない場合も想定されることから，必要に応じ，事業者団体から構成事業者に対し，独占禁止法コンプライアンスについて支援を行うことが望まれる。

アンケート調査においては，現状，いずれの項目においてもおよそ9割の事業者団体が構成事業者に対して支援を行っていないとのことであったが，一般的に事業者団体の多くが自ら独占禁止法コンプライアンスに取り組むに当たり困難を伴う中小事業者を構成事業者としていることを踏まえると，これらの中小事業者を中心に支援の取組を行う余地は多分に残っているものと考えられる。

## 4 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義・課題

### (1) 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義

本調査において，独占禁止法コンプライアンスを推進する意義について尋ねたところ，次のような回答がみられた。

- 当団体が独占禁止法コンプライアンスに取り組むきっかけとなったのは、構成事業者から、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいない団体の活動に参加することはリスクを伴うのではないかとといった指摘を受け、取組を検討してほしいと依頼を受けたためである。構成事業者に安心して活動を行っていただくためにも、団体における独占禁止法コンプライアンスを整備することは意義がある。（製造業、小規模団体）
- 複数の団体に加入している構成事業者の中には、毎年、加入する団体の見直しを行っているところも多く、考慮事項に独占禁止法コンプライアンス・マニュアル等の整備も含まれると聞いている。そのため、独占禁止法コンプライアンスの取組を推進することは、団体を維持・発展させていくためにも必要である。（卸売業・小売業、小規模団体）
- 独占禁止法違反事件に関する報道があるたびに、大手企業ほど団体活動に消極的になる傾向が見受けられることから、構成事業者が安心して団体活動に携われるように独占禁止法コンプライアンスを推進することが重要であると考えている。（製造業、小規模団体）
- 団体の活動に参加すること自体にカルテルを疑われるリスクがあると考えており、構成事業者にもそのような懸念をする向きがある。そのため当協会としては団体としてのコンプライアンスを推進することで、法令違反のリスクの芽を摘むことに加えて構成事業者の懸念を払拭できると考えている。（製造業、小規模団体）
- 統計事業や会合の運営は、業界団体の重要な活動であり不可欠であるところ、これらについてコンプライアンス規程を明確化・厳格化し、その運用強化と関係者への周知徹底をすることは、団体の活動における競争法違反の未然防止効果が高い。（製造業、大規模団体）
- 構成事業者に独占禁止法違反が認められた場合の業界全体への悪影響を考慮すると、団体としてのコンプライアンスの推進はもとより、独占禁止法コンプライアンスの意識が高いとはいえない中小企業等の構成事業者に対する競争法関連情報の提供等による定期的な周知・意識付けのための支援の取組を推進することも、非常に意義がある。（製造業、小規模団体）

## (2) 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題について尋ねたところ、次のような回答がみられた。

- 取り組むための人員や予算が不足している。（製造業、小規模団体）
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したものの、それ以降改訂をしてお

らず、団体役職員・構成事業者に対する教育も定期的に行っていない。(製造業、大規模団体)

- 団体役職員には団体において採用された職員と構成事業者からの出向者がおり、また、バックグラウンドも技術系、事務系と様々であり、これら職員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識、理解度にどの程度差があるか把握できていない。(製造業、中規模団体)
- 構成事業者の企業規模は大小様々であるため、各社に合わせた独占禁止法等のコンプライアンスに係る取組を展開していくことが課題となっている。(建設業、小規模団体)
- 団体として独占禁止法コンプライアンスの指針を作成し、その内容を職員及び構成事業者にも周知しているが、特に構成事業者による意識の差がある点が課題である。構成事業者にも意見を聴きながら、事例の具象化を進めること等により、全ての構成事業者にも理解してもらえるようなマニュアルに改訂することが課題である。(製造業、中規模団体)
- ルールは整備したものの、このルールを団体役職員に徹底することが課題である。コンプライアンスに抵触するような行為に対しては、毅然とした対応とするようにルールの厳格化を図っていきたい。(製造業、大規模団体)
- 団体の活動について、構成事業者にアンケートを行ったところ、コンプライアンス規程の整備の取組について、当該取組に共感できるとする回答がほぼ100%であったのに対し、その規程の認知度は低いことがわかった。団体として積極的な周知活動を行うことが課題である。(製造業、中規模団体)
- 独占禁止法コンプライアンスの取組を日常業務の一環として継続していくことはもちろん、事務職員である出向者が短期間で異動するため、独占禁止法コンプライアンスに係る研修・引継ぎをしっかりと行うことが課題である。(卸売業・小売業、小規模団体)
- 海外展開をしている構成事業者も多いことから、海外の競争法に留意していく必要がある。(製造業、小規模団体)

## 5 事業者団体のシェア別、業種別及び団体事務局員数別の分析（クロス集計）

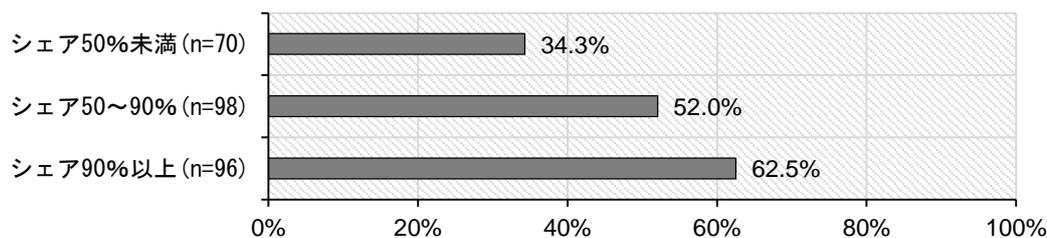
事業者団体のシェア別<sup>13</sup>（業界全体の売上高等に占める事業者団体の構成事業者の売上高等の割合）、業種別<sup>14</sup>及び事業者団体の事務局の規模別<sup>15</sup>による事業者団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関するアンケート調査結果のうち、主な取組について以下のような特徴が認められた。

### (1) シェア別の分析

#### ア 独占禁止法コンプライアンスの取組全般（問1）

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において34.3%、同50～90%において52.0%、同90%以上において62.5%となっており、シェアが高い事業者団体ほど、何らかの取組を行っているものの、シェア90%以上の事業者団体にあっても4割近くが取組を行っていない。

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている（問1）



#### イ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定（問5）

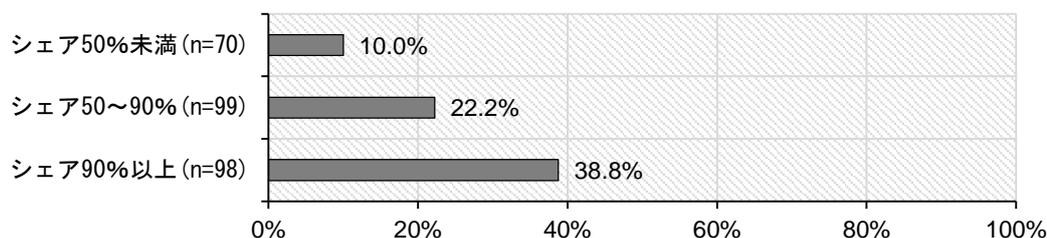
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において10.0%、同50～90%において22.2%、同90%以上において38.8%となっており、シェアが高い事業者団体ほど独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定しているものの、シェア90%以上の事業者団体であっても6割以上が策定していない。

<sup>13</sup> シェアを①50%未満、②50%以上～90%未満、③90%以上に3分類した。

<sup>14</sup> 業種別分類は、過去に談合・カルテル等の独占禁止法違反事件が多い「製造業」及び「建設業」に加え、回答数の多い「卸売業・小売業」と「その他」の4分類とした。

<sup>15</sup> 事務局員数を①10人未満、②10人～19人、③20人以上に3分類した。

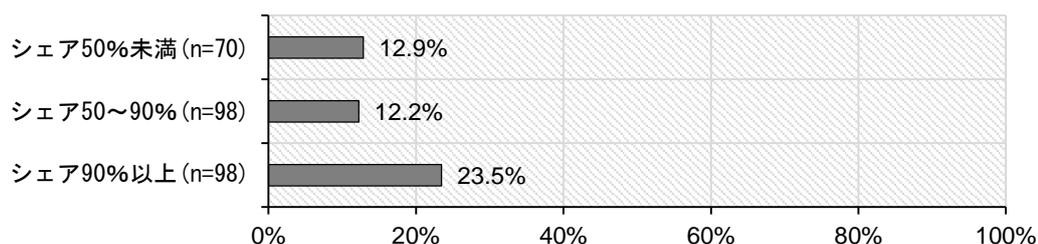
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している（問5）



### ウ 独占禁止法研修の実施（問6）

団体役員向けに独占禁止法に関する研修を実施している事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において12.9%、同50~90%において12.2%、同90%以上において23.5%となっており、シェア90%以上のシェアの高い事業者団体であっても7割以上が実施していない。

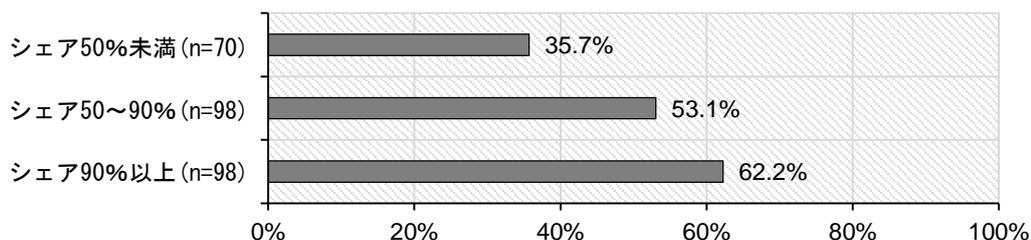
独占禁止法に関する研修を実施している（問6）



### エ 会合の運営ルールの整備（問11）

構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めている事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において35.7%、同50~90%において53.1%、同90%以上において62.2%となっており、シェアが高い事業者団体ほど会合の運営ルールを定めているものの、シェア90%以上の事業者団体にあっても、4割近くがルールを定めていない。

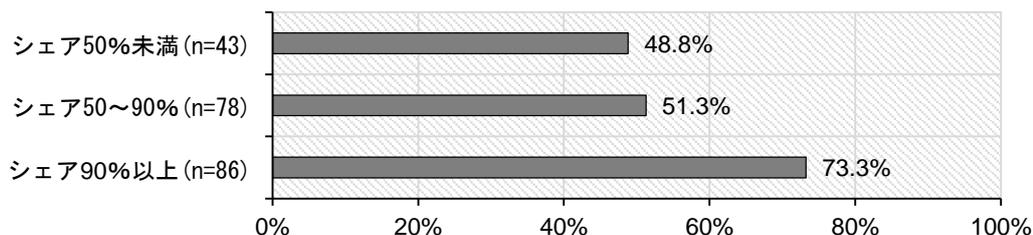
会合の運営に関するルールを定めている（問11）



## オ 統計業務のルールの整備（問12-3）

統計業務に関するルールを定めている事業者団体のシェア別の割合は、シェア50%未満の事業者団体において48.8%、同50~90%において51.3%、同90%以上において73.3%となっており、シェアが高い事業者団体ほど統計業務に関するルールを定めている。

統計業務に関するルールを定めている（問12-3）



## カ 小括

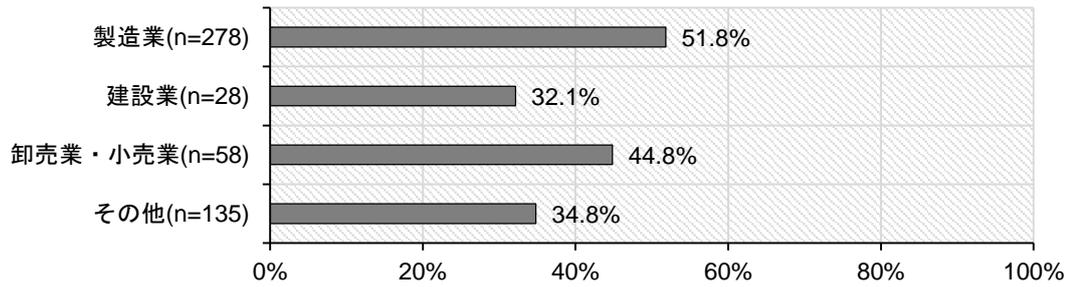
業界全体の売上高等に占める事業者団体の構成事業者の売上高等のシェアが高い事業者団体においては、一たび共同行為が行われれば競争が制限されることとなりやすいため、事業者団体の個々の活動において、一層注意を払う必要がある。調査結果からは、概してシェアが高い事業者団体の方が取組状況は良い状況がうかがわれるが、それでも未だ十分な水準とはいえず、芳しい状況とはいえない。中には、シェアの低い事業者団体の方が取り組んでいる割合の高い項目も見受けられた。特にシェアが高い事業者団体で十分な取組を行っていない項目がある場合には、早急に対応することが必要と考えられる。

## (2) 業種別の分析

### ア 独占禁止法コンプライアンスの取組全般（問1）

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている事業者団体の業種別の割合は、製造業において51.8%、建設業において32.1%、卸売業・小売業において44.8%、その他の業種において34.8%となっており、何らかの取組を行っている割合が最も高い製造業であっても、約5割の事業者団体が取組を行っていない。

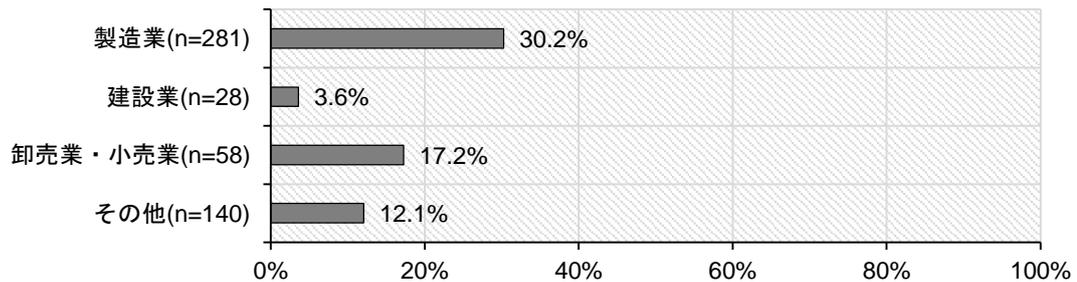
独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている(問1)



### イ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定(問5)

独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体の業種別の割合は、製造業において30.2%、建設業において3.6%、卸売業・小売業において17.2%、その他の業種において12.1%となっており、業種にかかわらず策定している割合が低いですが、特に建設業において顕著である。

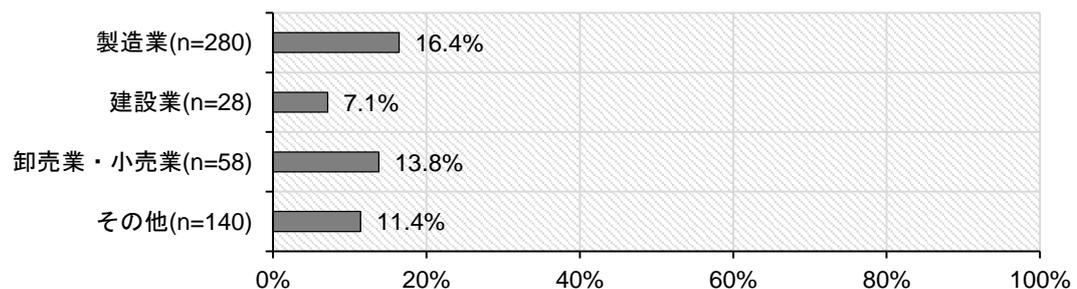
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している(問5)



### ウ 独占禁止法研修の実施(問6)

団体役員向けに独占禁止法に関する研修を実施している事業者団体の業種別の割合は、製造業において16.4%、建設業において7.1%、卸売業・小売業において13.8%、その他の業種において11.4%となっており、業種にかかわらず実施している割合が低いですが、特に建設業においては顕著である。

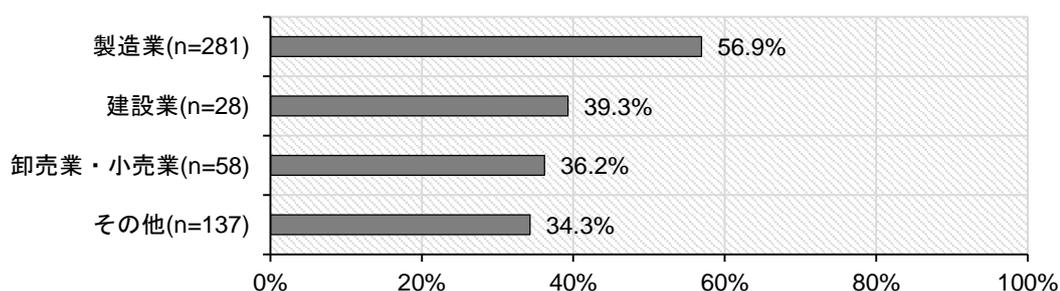
独占禁止法に関する研修を実施している(問6)



## エ 会合の運営ルールの整備（問11）

構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めている事業者団体の業種別の割合は、製造業において56.9%、建設業において39.3%、卸売業・小売業において36.2%、その他の業種において34.3%となっており、ルールを定めている割合が最も高い製造業であっても、約4割の事業者団体が会合の運営ルールを定めていない。

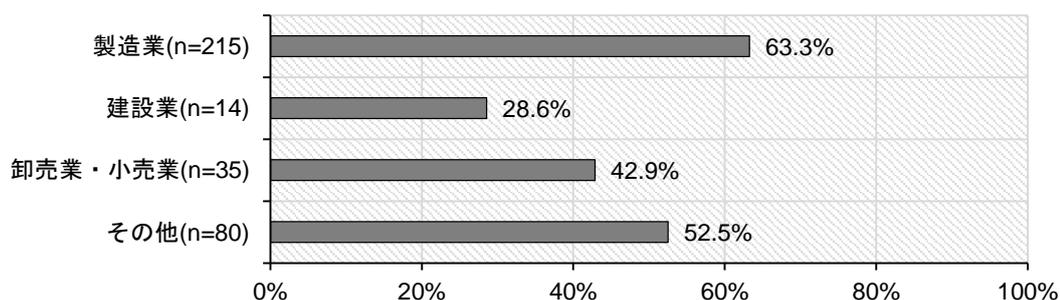
会合の運営に関するルールを定めている（問11）



## オ 統計業務のルールの整備（問12-3）

統計業務に関するルールを定めている事業者団体の業種別の割合は、製造業において63.3%、建設業において28.6%、卸売業・小売業において42.9%、その他の業種において52.5%となっており、特に建設業において、統計業務のルールを定めていない事業者団体の割合が高い。

統計業務に関するルールを定めている（問12-3）



## カ 小括

これまで価格カルテル事件等の独占禁止法違反事件が多く見受けられている製造業においては、事業者団体による取組が比較的進んでいるが、それでも半数を超える事業者団体が取組を行っていない項目があり、未だ十分な水準とはいえない。

また、入札談合事件等の独占禁止法違反事件が多く見受けられている建設業においては、事業者団体による取組の実施が期待されたものの、今回の調査では、取組が余り

進んでいないことが分かった。

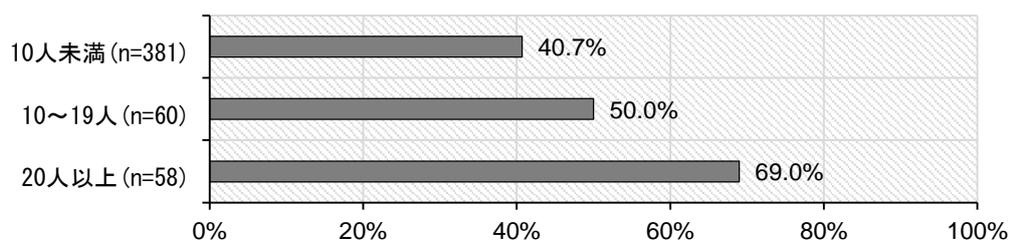
取組状況としては全般的に芳しい状況にあるとはいえ、特に、過去に独占禁止法違反事件があった業界の事業者団体においては、事業者団体による独占禁止法コンプライアンスの取組の推進が強く求められる。

### (3) 事務局の規模別の分析<sup>16</sup>

#### ア 独占禁止法コンプライアンスの取組全般（問1）

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において40.7%、10人～19人において50.0%、20人以上において69.0%となっており、事務局員数が多いほど取組が行われているものの、20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体であっても、3割超が取組を行っていない。

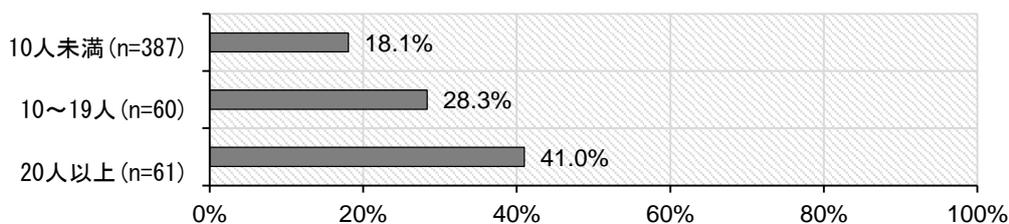
独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っている（問1）



#### イ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定（問5）

独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において18.1%、10人～19人において28.3%、20人以上において41.0%となっており、事務局員数が多い事業者団体ほど独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定しているものの、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体にあっても6割近くが策定していない。

独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している（問5）

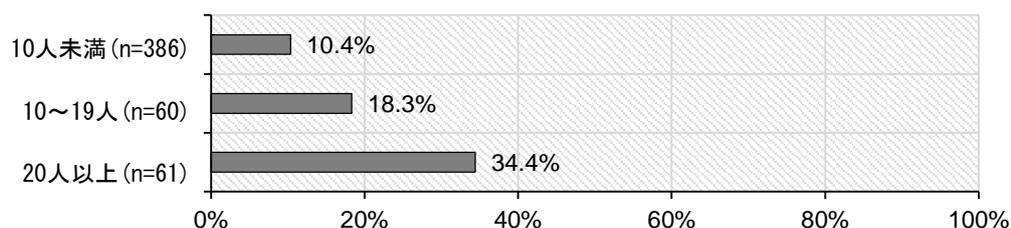


<sup>16</sup> 事業者団体の規模を示す指標としては、構成事業者の数、資本金、出資金等が挙げられるが、ここでは実際に事業者団体の運営に携わる事務局員数に着目し、その多寡を事務局の規模の指標として、取組状況の比較を行った。

### ウ 独占禁止法研修の実施（問6）

団体役員向けに独占禁止法に関する研修を実施している事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において10.4%、10人～19人において18.3%、20人以上において34.4%となっており、事務局員数が多い事業者団体ほど独占禁止法に関する研修を実施しているものの、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体の6割近くが実施していない。

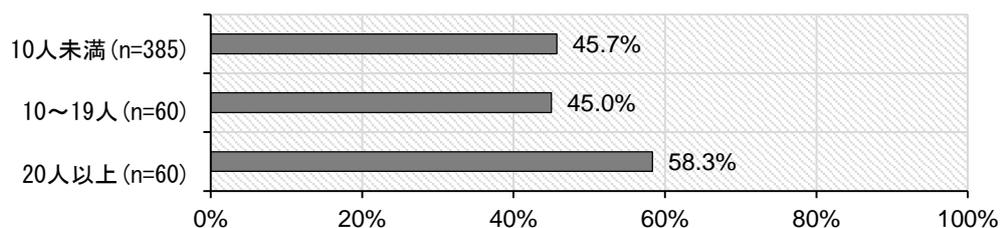
独占禁止法に関する研修を実施している（問6）



### エ 会合の運営ルールの整備（問11）

構成事業者が参加する会合の運営に関するルールを定めている事業者団体の事務局員数別の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において45.7%、10人～19人において45.0%、20人以上において58.3%となっており、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体にあっても4割超が会合の運営ルールを定めていない。

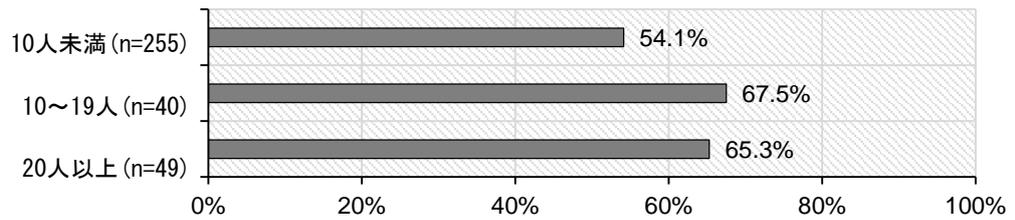
会合の運営に関するルールを定めている（問11）



### オ 統計業務のルールの整備（問12-3）

統計業務に関するルールを定めている事業者団体の割合は、事務局員数10人未満の事業者団体において54.1%、10人～19人において67.5%、20人以上において65.3%となっており、事務局員数20人以上の事務局の規模が比較的大きい事業者団体にあっても3割超が統計業務のルールを定めていない。

統計業務に関するルールを定めている（問12-3）



## カ 小括

概して、事務局の規模が大きい事業者団体の方が各種の取組を行っている傾向にあるが、項目の中には、ルールの整備のように事務局の規模が小さい事業者団体の方が、取組が進んでいるものも見受けられた。いずれにせよ、全般的に未だ十分な水準とはいええず、より一層の取組が求められる。

事務局の体制が十分ではなく、各般の取組に支障があるという点についてはやむを得ない側面もあるが、そのような事業者団体であっても、例えば、複数の事業者団体による共同での取組や外部委託により、独占禁止法コンプライアンスを推進していくことが望まれる。

### 第3 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて

#### 1 独占禁止法コンプライアンスに対する意識

前記第2の1ないし3のとおり、多くの項目においても独占禁止法コンプライアンスの取組を行っている事業者団体は半数に満たないという実態が明らかとなった。

独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を行っているかの問い（前記第2の1(1)参照）について、「②行っていない。」と回答した事業者団体は、その理由について、「①問題が発生していないため」との回答が最も多く（60.4%）、次いで「⑥構成事業者が対応すべき問題と考えているため」との回答が多く（38.9%）になっており、一方、独占禁止法に関するコンプライアンスについて何らかの取組を「①行っている。」と回答した事業者団体においても、取組を行った契機について、「①構成事業者から要望があったため」との回答が最も多く（54.9%）になっている。

これらのことから、現状、事業者団体の独占禁止法コンプライアンスへの意識は全般的に高いとはいえない状況にある。

#### 2 独占禁止法コンプライアンスの課題と意義

独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題について、独占禁止法コンプライアンスに関する何らかの取組を行っている事業者団体においては、「策定したマニュアルの見直し」や「定期的な研修の開催」の必要性など、前向きな回答がみられる一方、「取り組むための人員や予算が不足している。」、「取り組むためのノウハウがない。」といった、そもそも独占禁止法コンプライアンスに取り組む以前の課題を挙げる回答も少なからず見受けられた（前記第2の4(2)参照）。

独占禁止法コンプライアンスを推進する意義については、「構成事業者が安心して団体活動に参加できるようになる。」、「構成事業者に対する意識付けができる。」といった前記第2の4(1)のような前向きな回答が得られており、独占禁止法コンプライアンスに関する何らかの取組を行っている事業者団体においては、課題を残しつつも、取り組むことについては一定の意義があるものと認識されていることがうかがえる（前記第2の4(1)参照）。

事務局の規模の違いによる取組状況については、前記第2の5(3)の分析結果のとおり、概して規模が大きい事業者団体の方が取組を行っている傾向があるものの、大きな差異はみられず、規模が小さい事業者団体であっても、高い意識や強い危機感を持っている事業者団体は十分な取組を行っているといえ、取組を行っているか否かの違いは、独占禁止法コンプライアンスの重要性に対する認識の差異によるところが大きいのではないかと考えられる。この点に関し、事務局の規模が比較的大きい事業者団体であっても、独占禁止法コンプライアンスの取組は構成事業者が対応すべき問題であるなどとして、取組を行っていないとしているものもあるが、同業他社同士の接触機会が必然的に生じることなど、事業者団体の活動特有の独占禁止法上のリスクがあることを踏まえると、その対策については企業における取組の必要性以上のものがあるともいえる。

事業者団体に関連する独占禁止法違反事件が数多く発生している状況を踏まえると、独占禁止法コンプライアンスの取組を行っている事業者団体においては、現状の課題を把握して

取組を推進し、取組を行っていない団体においては、本調査をきっかけとして取組を始めることが望まれる。

### 3 事業者団体における独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ

前記第2の調査結果のとおり、多くの設問において取組を行っていない事業者団体が半数を超えており、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は不十分な状況といわざるを得ない。また、取組を行っている事業者団体においても、必ずしもその取組内容が十分とはいええず、取組への意識も高いとはいえない状況にある。

とりわけ、事業者団体のシェア別、業種別、及び事務局の規模別のいずれの分析（前記第2の5）においても、本来一層の取組が必要とされるシェアの高い事業者団体やこれまで独占禁止法違反事件が多く発生している業界の事業者団体でさえ不十分な取組状況となっており、そのような事業者団体においては、独占禁止法コンプライアンスに関する取組の強化が喫緊の課題となっているともいえる。

独占禁止法コンプライアンスの取組を行っていない事業者団体だけでなく、何らかの取組を行っている事業者団体においても、必ずしも取組の内容が十分とはいえないことから、独占禁止法違反を未然に防止するために、前者においては、まずは次の3ステップの順に従って取組を始めることが必要である。また、後者においても、次の3ステップを参考に現状の課題を明らかにし、更なる取組を推進・強化することが望まれる。

各ステップにおける取組については、本調査で得られた取組例も参考とされたい（後記4参照）。

#### **ステップ1：意識改革**

##### **→事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信**

事業者団体の代表者から団体役職員及び構成事業者に向けて、独占禁止法コンプライアンスの重要性を発信し、事業者団体の活動に独占禁止法上の固有のリスクがあること等を団体役職員及び構成事業者に認識してもらう。

なお、独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信は、事業者団体の代表者に限られず、常勤役員等の実質的な事務局の代表者が行うことも望まれる。

これにより、団体役職員と構成事業者が一丸となって独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するための土壌を築くことが可能となる。

#### **ステップ2：課題の把握**

##### **→構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集**

構成事業者や他の事業者団体がどのような方法により独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいるか情報収集を行い、これにより自らが取り組むべき課題を明らかにする。

平成24年企業調査から、多くの企業において独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定や法務担当者・担当役員の設置等の取組が進んでいることが見受けられたが、これらは事業者団体においても必要な取組といえる。

取組を行っていない事業者団体においては、人員やノウハウの不足を理由とするものが少なくなかったが、構成事業者等の企業の取組を参考にすることで、人員やノウハウの面で効率的に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが有効と考えられる。

また、何らかの独占禁止法コンプライアンスの取組をしている事業者団体においても、構成事業者等が実施している独占禁止法コンプライアンスの取組を把握することで、自らと構成事業者の双方における課題や参考となる取組が発見でき、現状の取組の更なる推進や構成事業者への支援につなげることが可能となる。

取組を行っている企業や事業者団体の中には、その内容をウェブサイトに公表しているものや書籍として刊行しているものもあり、また、公正取引委員会においても事業者団体からの相談事例や平成24年調査の報告書等をウェブサイトに公表していることから、これらの情報を併せて活用するとより効果的であると考えられる。

### **ステップ3：態勢の整備**

#### **→事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検**

ステップ2において情報収集を行った取組を参考とし、明らかとなった課題に対応した独占禁止法コンプライアンス態勢を構築し実施する。

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を実効性のあるものとするためには、日頃の活動実態に即した内容とし、実施状況について点検を行うことが重要となる。また、構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには、ステップ1及び2の内容も含めて繰り返し行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要である。取組内容の見直しについては、公正取引委員会が発信する情報や外部専門家の意見を取り入れながら改善を行うことも有効と考えられる。

## **4 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例**

本調査において寄せられた有効と思われる取組例は後記(1)～(3)のとおりである。このうち、例えば、後記(1)アの「独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント」は、ステップ1の意識改革のために必要であるばかりでなく、ステップ3の態勢の整備を継続的に進めていくための取組の一つでもあり、また、後記(1)イの「法務・コンプライアンス担当部署等の設置」以下の取組の中には、独占禁止法コンプライアンス態勢を構築する上で、複数のステップにおいて有効なコンポーネントになりうる取組もある。前記3の3ステップと併せて独占禁止法コンプライアンス態勢の整備のための参考とされたい。

### **(1) 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例**

独占禁止法違反を未然に防止するためには、団体役職員が日頃から独占禁止法コンプライアンスの知識と意識を有しておくとともに、独占禁止法コンプライアンスに関する情報収集・確認を行う態勢が整備されていることが重要といえる。

団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組の内容は、例えば独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定、独占禁止法研修の実施等、企業における

独占禁止法コンプライアンスにおいても一般的な取組であることから、構成事業者等の取組を参考にすること等により、人員やノウハウの面で効率的に行うことができると考えられる。

また、最近の事業者団体による独占禁止法違反事件の多くが地方組織において行われている状況を踏まえると、下部組織のある事業者団体においては、下部組織の取組状況を把握し、一体となって独占禁止法コンプライアンスの取組を進めることも重要となる。

取組例としては以下のとおりである。

## **ア 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント**

事業者団体の代表者等が自ら独占禁止法コンプライアンスに関与し、団体役職員及び会合等の事業者団体の活動に参加する構成事業者に対し、独占禁止法コンプライアンスの重要性を明確に、繰り返し発信することは、団体役職員及び構成事業者の独占禁止法コンプライアンスに対する意識を高める上で重要な取組である。

本調査によれば、発信の方法として、会合の場などにおける直接の発言のほか、事業者団体が発行する会報誌等の刊行物やイントラネットにおける掲示等の文字情報による周知を行っている例が挙げられているが、いずれの方法においても定期的に繰り返し行うことが有効である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。

## **イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置**

事業者団体が法務・コンプライアンス担当部署を設置すること及び独占禁止法に関する担当者等を指名することは、団体役職員及び構成事業者の法務相談窓口の明確化につながるるとともに、独占禁止法に関する知識や情報の集積を図ることができる重要な取組である。

また、法務・コンプライアンス担当部署等は単に設置するだけでなく、他の部署、委員会の活動に積極的に関与することが望まれる。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 法務担当者を決めて責任の所在を明確にしたことにより、独占禁止法に関連する知識や情報の一元的な集積と管理が図れるようになり、構成事業者に対する、関連情報の提供を以前よりタイムリーに行えるようになった。

## **ウ 下部組織との連携**

下部組織を有している事業者団体が、自らの下部組織における独占禁止法コンプライアンスの取組を把握し、必要に応じて関与し、下部組織を含め全体として取組を推進することは、最近の事業者団体による独占禁止法違反事件の多くが、団体の地方組織にお

いて行われている状況からも、独占禁止法違反を未然に防止する上で特に重要な取組といえる。

アンケート調査では、下部組織の取組について把握していないと回答している事業者団体が多かったが、上記の状況を踏まえると、独占禁止法関連情報の提供など情報の共有やマニュアルの作成の支援等の取組を進めることが望まれる。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 下部組織には単独で独占禁止法マニュアルを策定できる人員が不足していることなどから、当団体の作成したマニュアルを下部組織にも共有することとしたところ、問題意識も共有できたことにより、下部組織からその構成事業者への周知等がスムーズに行われるようになった。
  
- 下部組織のコンプライアンスに関する取組について、四半期ごとに報告を義務付けており、必要に応じて指導している。また、各下部組織の取組内容を取りまとめて、全体で共有することで、相互に取組内容を把握し、好事例を参考できるようにも努めている。

## エ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

団体役職員が独占禁止法違反行為に関与することを未然に防止するためには、団体役職員が独占禁止法について理解していることが重要である。団体役職員が独占禁止法の知識を効率的に習得し、かつ、日頃から意識するためには、明文化した独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定することは重要な取組といえる。

特に、団体役職員として構成事業者からの出向者を受け入れている事業者団体においては、団体内における統一的・継続的な独占禁止法コンプライアンスの取組を行うための基礎資料として、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定しておくことが望まれる。

なお、アンケート調査票とともに参考として提出された独占禁止法コンプライアンス・マニュアルにおいては、会合等において構成事業者も参加することから、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの対象者として、団体役職員だけでなく構成事業者も含めているものが多かった。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライアンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。
  
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。

また、現状において独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している事業者団体の課題として、「策定以降、見直しを行っていない。」、「役職員等に理解しやすい内容になっているか検証ができていない。」といった回答が寄せられたが、このような課題への取組例としては以下の回答が得られた。

- 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの付属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。
  
- 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため、具体的事例を加えたQ&A集を追加した。
  
- 他の事業者団体が懸念した内容は、当団体においても同様であることが多いため、公正取引委員会が公表している相談事例集における事業者団体の相談・回答をマニュアルに記載した。

なお、本調査において提出された独占禁止法コンプライアンス・マニュアルに記載されている項目等から、記載すべきと考えられる項目としては以下のものが挙げられる。

#### 【独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの記載項目例】

- ① 独占禁止法の概要
- ② 独占禁止法コンプライアンスの体制について
- ③ 団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について
- ④ 独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合の運営方法について
- ⑤ 統計業務における独占禁止法の遵守について
- ⑥ 自主規制等の活動における独占禁止法の遵守について
- ⑦ 自主認証・認定等の活動における独占禁止法の遵守について
- ⑧ 経営指導における独占禁止法の遵守について
- ⑨ 共同事業における独占禁止法の遵守について
- ⑩ 独占禁止法の遵守に係る研修の実施について
- ⑪ 独占禁止法の遵守に係る役職員の懲戒等について
- ⑫ 独占禁止法の遵守に係る監査の実施について

### オ 独占禁止法研修の実施

団体役職員が独占禁止法違反行為に関与することを未然に防止するためには、独占禁止法に関する知識の充実が必要不可欠であることから、団体役職員が理解しやすいよう、団体の事業活動の実態を踏まえた具体的、実践的な内容の研修を行うことは重要な取組である。回答の中には、研修を実施している事業者団体であっても「定期的な開催には至っていない。」、「短期間で異動する出向者に対する研修の不足」等の課題が挙げられた。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。
- 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。

#### カ 法務相談体制の整備

事業者団体が、独占禁止法に関して相談できる法務相談体制を整備することは、違反行為の未然防止と、その相談内容が独占禁止法に抵触するおそれがあると判断したときは当該行為をやめさせることなどを通じて違反行為の早期発見にもつながることから重要な取組である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 構成事業者が有する製造設備の改修時期について、顧客の需要に対応できなくなる事態を回避するために調整してはどうかという提案・相談が構成事業者から寄せられたが、独占禁止法の観点から好ましくないとの理由からやめることになった。
- 法律相談窓口を設け、相談が寄せられたことにより、団体の取組そのものを大幅に見直す良いきっかけとなった。

#### キ 懲戒ルールの整備

本調査では、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されていると回答した事業者団体は全体の約2%にとどまっているが、独占禁止法違反行為に関与した場合には懲戒の対象となることを、規程において明確にするなど懲戒ルールを整備することは、独占禁止法違反行為への誘引の抑止につながり、独占禁止法違反の未然防止のために重要な取組である。

また、団体役職員の関与には、当該職員が自ら主導した場合のみならず、例えば、会合の場において、構成事業者がカルテル等の話合いを行っていたにもかかわらず、これを看過したり、役員等に対して必要な報告を行っていなかったりする場合も含まれること等も例示するといった工夫も必要である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 独占禁止法違反に関与した場合には懲戒の対象となることを規程において定めているだけでなく、独占禁止法に関する研修の機会に合わせて、周知することにより、コンプライアンス意識を向上させるよう工夫している。

## ク 独占禁止法監査の実施

事業者団体が、独占禁止法監査を実施することは、違反行為の未然防止と早期発見につながるため重要な取組である。また、監査の実効性を高めるためには、定期的に継続して実施されることが望まれる。

現状において独占禁止法監査を行っているとは回答した事業者団体に行ったヒアリング調査においては、実施している監査の内容は、議事録の確認にとどまる事業者団体が多かった。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 他の組織から独立した監査部がコンプライアンスの監査も所管し、定期的に決裁文書等の書類の確認、書類の保存が適正かどうか確認だけでなく、担当者に対するヒアリング、職員の外部メールチェックも行っている。

## ケ 内部通報制度の整備

本調査においては、「内部通報窓口を整備する必要性を感じない。」との回答が多くみられたが、内部通報制度を整備することは、違反行為の未然防止と早期発見にもつながるため重要な取組である。また、内部通報の窓口は整備するだけでなく、利用しやすい環境を整える必要がある。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 内部通報窓口の設置を検討した際に、通報者が利用しやすいのは内部窓口か外部窓口かのどちらであるかを議論したところ、どちらとも言い難いとの結論に至ったことから、コンプライアンス統括部署を内部通報窓口として設置するとともに法律事務所にも通報窓口を設置した。
- 職員が安心して利用できるようにするため、通報者名の秘匿、報告者への不利益な処遇が行われないことの保証及び不利益な処遇を受けた場合の相談窓口の設置を明記している。

## (2) 事業者団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組例

事業者団体の具体的な活動の代表例として挙げられる統計業務（情報活動）、自主規制等、経営指導、共同事業については、種々の活動の中でも特に独占禁止法上の問題が生じないよう留意する必要がある。事業者団体ガイドラインにおいても、どのような活動が問題となるか等について示しているところである（参考資料1参照）。

これらの活動は、その態様いかんによっては、構成事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれが生じることから、以下の取組例等を参考に、独占禁止法コンプライアンスの取組を推進することが望まれる。

また、これらの事業者団体の活動に際して、構成事業者が参加する会合が開催されるところ、会合の運営についても同様の観点からの取組の推進が望まれる。

なお、本調査において回答母数が少なく、参考となる取組例が寄せられなかった項目に

については、当委員会が毎年公表している相談事例集において参考となると思われる事例を掲載しているため、そちらも併せて参照されたい(相談の概要については参考資料2参照)。

## ア 会合の運営

事業者団体における会合は、構成事業者が接触する「場」であり、独占禁止法違反行為が生じるリスクを伴う活動であることから、その運営に当たっては、あらかじめルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容が周知徹底されていることは重要な取組である。

本調査における回答などから、あらかじめ定めておくべきルールとしては、以下のものが例として挙げられる。

- ① 独占禁止法コンプライアンスへの意識付けを行うために、会合の開会時に必ず独占禁止法違反行為を行わないよう宣言する。
- ② 会合において独占禁止法違反行為につながるような事態が生じないように、事業者団体役職員の出席を義務付ける。
- ③ 構成事業者の営業業務に携わる者はいかなる会合にも出席させないなど、出席可能な者の範囲を定める。
- ④ 価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、重要な競争手段に関する事項に触れることをあらかじめ禁止し、当該事項に係る話題が出た場合には直ちに会合を中止するとともに、その旨を事業者団体の代表者及び出席していた構成事業者に通知する。
- ⑤ あらかじめ会合で使用する議題、資料等について団体役職員が必ず確認する。
- ⑥ 会合の議事録を作成し、保管する。

なお、独占禁止法コンプライアンスとの関係で注意を払うべき会合には、いわゆる事業者団体の委員会、ワーキンググループといった活動以外にゴルフコンペ、懇親会等を含むことを明記することが重要である。

本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから団体役職員は退室している。
- 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。
- 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないように出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。
- 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするため、会

議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等を行わない旨の誓約書の提出を徹底している。

## イ 統計業務<sup>17</sup>

統計業務は、アンケート調査の結果においても半数を超える事業者団体が「①行っている。」と回答している。事業者団体が客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確に捉えて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであるが、競争関係にある構成事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等の重要な競争手段の具体的な内容について、構成事業者間での予測を可能にするような効果を生じせしめる場合、このような活動は、独占禁止法違反となるおそれがあることとなり、このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解、若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

したがって、情報活動を行うに際して、統計業務における構成事業者個社のデータや集計結果の取扱いの方法等について、あらかじめルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底されていることは重要な取組である。

本調査における回答などから、あらかじめ定めておくべきルールとしては、以下のものが挙げられる。

- ① 統計業務に携わる者を限定する。
  - ② アクセス制限を行うなど情報管理を徹底する。
  - ③ パスワードを定期的に変更する。
  - ④ 収集した情報の取扱い(保存・廃棄)について定める。
  - ⑤ 構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に関係する内容の情報の作成・提供を禁止する。
  - ⑥ 他の構成事業者に関する情報の提供を禁止する。
  - ⑦ 統計データを顧客・需要者を含め広く提供する。
  - ⑧ 構成事業者によるデータの提供は任意であり、強制ではないことを明確にする。
- なお、本調査においては、以下の取組例がみられた。

- 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。
- 個社データの収集については、拡散や転送を防ぐため、構成事業者から担当者への個社データの提出をFAXで行うこととしており、統計処理についてはネット接続の

<sup>17</sup> 事業者団体ガイドライン（参考資料1）の第2「9 情報活動」を参照。

ないパソコンを用意して当該パソコンで作業している。

- 統計業務に従事する担当者に対しては、特に厳格に情報の管理、情報の提供時における慎重な取扱いを行わせる必要があるため、定められた統計ルールに反した場合は懲戒の対象になることを明記した誓約書の提出を求めている。これにより担当者の意識も高くなっている。
- 職員には数年で出向元に戻る出向者がいることから、団体活動の中で事業者から個々に収集した情報を流出させないために、団体退職後も含め、データ等の秘密情報を漏洩しないことを定めた秘密保持誓約書を提出させている。
- 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。
- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。

## ウ 自主規制等、自主認証・認定等の取組

アンケート調査において、自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせることを内容とする自主規制等を行っているという回答した事業者団体は全体の3割弱にとどまり、そのうち、自主的な基準・規約等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせることを内容とする自主認証・認定等を行っている事業者団体は約4割（全体の約1割）にすぎなかった。

本調査において自主規制等、自主認証・認定等の活動を行っている事業者団体は少なかったが、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給や営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあるため<sup>18</sup>、事業者団体が当該活動を行うに当たっては留意が必要である。

事業者団体ガイドラインにおいては、自主規制等の競争阻害性の有無について、

(ア) 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか

(イ) 事業者間で不当に差別的なものではないか

の判断基準に照らし、

(ウ) 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要なとされる範囲内のものか

---

<sup>18</sup> 自主規制等、自主認証・認定等の活動により、市場における競争を実質的に制限することがあれば独占禁止法違反となる。

の要素を勘案しつつ判断することとしている。

自主認証・認定等に係る判断については、これに加え、以下の2点を考慮することとしている。

- (ア) 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- (イ) 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況<sup>19</sup>において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあり、その利用については、非構成事業者を含めて開放されているべきである（なお、自主認証・認定等の活動に要する費用等として合理的な負担を非構成事業者等の利用者に求めることは問題とならない。）。

自主規制等、自主認証・認定等を行う事業者団体においては、これらの判断要素に留意し、関係する構成事業者からの意見聴取を行う等、実施に係るルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底しておくことが重要である。

## エ 経営指導

アンケート調査において、経営指導を行っているとは回答した事業者団体は5.5%にすぎず、経営指導を行っている事業者団体は少なかったが、事業者団体が経営指導を行うに当たって、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがあるので留意が必要である。経営指導を行っている事業者団体においては、これらの点に留意し、実施に係るルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底しておくことが重要である。

## オ 共同事業

アンケート調査において、何らかの共同事業を行っているとは回答した事業者団体は約3割にとどまった。

共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに關係のないものも多い。他方、共同事業は、その事業内容の範囲において事業者団体が単一の事業主体となって行う事業として市場における競争に影響を与え得るところであり、また、参加する個々の事業者の事業活動の制限につな

---

<sup>19</sup> 「事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況」が生じ得る場合としては、例えば、構成事業者の市場シェアが極めて高い事業者団体が、行政指導を受ける等して、商品の品質についての自主認証・認定及び表示の事業を行い、これを需要者に積極的に宣伝しており、需要者にとって当該表示の有無が商品選択の重要な判断要素となっているような場合がある。

がるおそれもあるところであって、その内容、態様等によっては、独占禁止法上問題となる場合もある。独占禁止法上問題となるかの判断については、事業者団体ガイドラインにおいて、共同事業の内容、参加事業者の市場シェアの合計等及び事業の態様を判断要素として示している。

本調査において、研究開発等の技術的分野の活動は複数の事業者が参加するものであっても、独占禁止法上留意すべき事項はないと認識していると思われる事業者団体が多く見られた。

この点につき、複数の事業者が参加する共同研究開発等が直ちに問題となるわけではなく、競争促進的な効果を及ぼす場合も多いが、研究開発の共同化によって市場における競争が実質的に制限される場合もあり得ること、また、研究開発を共同化することには問題がない場合でも、共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、共同研究開発の成果である技術の市場やその技術を利用した製品の市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合も考えられる<sup>20</sup>。

これらの点を留意し、共同事業を行っている事業者団体においては、構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない等、実施に係るルール等を定めて明文化しておき、団体役職員及び構成事業者にその内容を周知徹底しておくことが重要である。

### (3) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組例

独占禁止法コンプライアンスへの取組は、事業者団体と構成事業者の双方において行われることが望ましいが、特に中小事業者の中には自ら独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが体制的に困難である事業者も存在すると考えられる。

事業者団体が自ら独占禁止法違反を行わなくとも、構成事業者の一部が違反行為を行えば、業界全体に悪影響を及ぼしかねないことから、事業者団体において、構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援を行うことは重要な取組といえる。

本調査における構成事業者向け支援の内容は、企業と事業者団体とで共通する取組であることから、自らの団体における取組を参考にすること等により比較的容易に実施できるものと考えられる。取組例は以下のとおりである。

#### ア 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

- 構成事業者に中小事業者が多いところ、個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため、団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し、これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。
- 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため、違反が繰り返されないよう、コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また、理解してもらう内容は、

---

<sup>20</sup> 「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）が参考となる。

役職や担当部門によっても異なることから、別にして作成した。

#### **イ 構成事業者向け独占禁止法研修の実施**

- 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。
- 団体の費用負担を少しでも抑える観点から、同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。
- 構成事業者向けの研修会に参加しなかった構成事業者に対し、使用した資料及びメモを送付している。

#### **ウ 構成事業者向け法務相談体制の整備**

- 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。

#### **エ その他の構成事業者向け支援の取組**

- 構成事業者が「してはならないこと」等を記載した「独占禁止法遵守カード」を作成、配布し、常時携行を促している。
- 構成事業者の中でも中小企業は大手企業と比べて情報収集力が不足していることから、情報収集力の低い中小企業側に視線を置いて、独占禁止法違反事件の報道発表資料等の関連情報は事務局が入手した段階で全構成事業者に情報提供する情報支援を行っている。

#### 第4 調査結果の総括と公正取引委員会としての今後の対応

今般の調査結果から、多くの項目において独占禁止法コンプライアンスの取組を行っている事業者団体は半数に満たず、取り組んでいる事業者団体においても、その取組状況は必ずしも十分ではないといった実態が明らかとなった。

このような実態の背景としては、独占禁止法コンプライアンスの取組は構成事業者が主体となって対応すべき問題であると認識している事業者団体が多く、独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことへの意識が低いことなどが考えられる。

また、本調査の対象となった事業者団体は事務局員数が10名にも満たないものが大部分を占めており、企業における取組と比べて、各般の取組、とりわけ一定規模以上の人的リソースを必要とするような取組に支障があるという点についてやむを得ない側面もあるということも、取組が行われていないことの一つの理由と考えられる。

しかしながら、一たび独占禁止法違反が発生すれば、事業者団体であってもそのリスクは企業における場合と大きく変わるところはなく、さらに、一般的に事業者団体の活動は、自ずと同業他社が一堂に会する場となることや、構成事業者の事業活動に何らかの制約を加える性格のものがあることなど、常に独占禁止法上の固有のリスクが内在することを踏まえると、今般の調査結果の取組状況では不十分といわざるを得ない。したがって、例えば、研修の実施等、人的リソース等が必要な取組に関しては複数の事業者団体による共同での取組や外部委託といった手法を用いるなど、規模や能力に応じて、可能なものから順次取組を行うことが望まれる。

特に、本調査結果では、シェアが高い事業者団体や過去に独占禁止法違反事件があった業界の事業者団体でさえも、独占禁止法コンプライアンスの取組が十分には行われていないことが明らかとなっており、このような事業者団体においては、早急に必要な取組を推進することが強く求められる。

昨今では、構成事業者においては独占禁止法コンプライアンスの取組が進んできており、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいない事業者団体の活動に不用意に参加することにより独占禁止法違反に巻き込まれるおそれがあることから、活動への積極的な参加をためらう状況も見受けられるところ、このような構成事業者に安心して事業者団体の活動に参加してもらうことにより、事業者団体ひいては業界全体の健全な発展を期していくためにも事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は急務となっているといえる。

公正取引委員会としては、独占禁止法の厳正な執行とともに未然防止の活動を車の両輪と捉え、未然防止の観点から本調査結果を事業者団体への警鐘と位置付け、今後も事業者団体からの相談への対応、本調査結果の説明会の開催などを通じて、事業者団体の独占禁止法コンプライアンスの整備について必要な後押しをしていく。



## 参考資料

1	事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針	1
2	事業者団体等の活動に係る独占禁止法に関する相談事例	29
3	事業者団体に対する法的措置等一覧	34
3-1	事業者団体に対する法的措置一覧	34
3-2	事業者団体に対する警告一覧	35
3-3	事業者団体に対する要請等一覧	36
4	アンケート調査票	39



# 事業者団体の活動に関する 独占禁止法上の指針

平成7年10月30日

改正 平成18年1月4日

平成21年9月1日

平成22年1月1日

公正取引委員会

## 目次

### はじめに

1 本指針の趣旨	1
2 本指針の構成等	1
第1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要	4
1 独占禁止法の基本理念と事業者団体	4
2 事業者団体とは	4
3 禁止されている行為	5
4 排除措置	6
5 課徴金	6
6 刑罰	7
7 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度	8
第2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法	9
1 価格制限行為	12
2 数量制限行為	18
3 顧客、販路等の制限行為	20
4 設備又は技術の制限行為	22
5 参入制限行為等	23
6 不公正な取引方法	26
7 種類、品質、規格等に関する行為	33
8 営業の種類、内容、方法等に関する行為	37
9 情報活動	40
10 経営指導	44
11 共同事業	46
12 公的規制、行政等に関連する行為	49

はじめに

## 1 本指針の趣旨

### (1) 独占禁止法の目的

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））は、事業者が、私的独占、不当な取引制限、不正な取引方法等の行為を行うことを禁止するとともに、事業者の結合体である事業者団体が競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

### (2) 本指針の趣旨

本指針は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てようとするものである。

## 2 本指針の構成等

### (1) 本指針の構成

本指針中、第1では、事業者団体のどのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることとなるか、あるいは事業者団体の適用除外制度等、事業者団体に係る独占禁止法の規定がどのようなものであるかを示している。

第2では、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者団体の実際の活動に即して、主要な活動類型ごとに、独占禁止法の定めるところとの関係について、参考例を挙げながら考え方を示している。

この第2の3考例において、

- ① 「原則として違反する」ものとして挙げられている行為は、これまでの審決における違反行為の内容を整理したところに基づき、行為の内容から見て、それ自体が競争制限的な又は競争阻害的な行為と評価されるものであり、その記述に該当する行為が行われた場合には、独占禁止法の関係規定に原則として違反すると考えられるものである。
- ② 「違反となるおそれがある」ものとして挙げられている行為は、行為の内容、態様等から見て、それ自体で直ちに違反とまでは評価されないが独占禁止法上問題となり得るものである。その記述に該当する行為については、当該事業者団体の市場での位置付け、行為の行われた状況等のいかんによっては違反となるおそれがあり、又は違反行為に伴って行われるおそれがあり、若しくは違反行為につ

ながるおそれがあると考えられるものである。

- ③ 「原則として違反とならない」ものとして挙げられている行為は、それ自体では原則として違反とならないと考えられるものである。

### (2) 本指針の記述の性格

本指針は、事業者団体の実際の活動と独占禁止法との関係について、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本指針中で挙げている参考例はあくまでも類型化された例示である。さらに、参考例等に付された〈具体例〉及び〈違反とされた具体例〉は、各参考例等の記述についての具体的な理解を助けるために、これまでの審決における違反行為を例示として挙げたものであり、また、参考例等に付された〈例〉は、同じく各参考例等の記述についての具体的な理解を助けるために、仮定の行為を例示として挙げたものである。本指針中に示されていないものを含め、事業者団体の具体的な行為が違反となるかどうかについては、独占禁止法の規定に照らして、個々の事案ごとに判断されるものであることはいうまでもない。

### (3) 本指針の表記上の注意点

- ① 本指針中で、例えば、「法第8条第1号」と記述している箇所については、独占禁止法第8条第1号を表している。
- ② 本指針の第2において、参考例の記述では、いずれも事業者団体が主体である行為を挙げているが、記述の簡略化のため、「事業者団体」という主体を示す記述を省略している。
- ③ 同じく第2において、参考例、〈具体例〉、〈違反とされた具体例〉及び〈例〉の記述中では、記述の簡略化のため、「事業者団体」を単に「団体」と表記している。
- ④ 同じく第2において、参考例等の末尾に「(§8-1, §8-4)」等と記述している箇所（7, 8, 11, 12）については、その記述に関して主に念頭に置いている独占禁止法の規定を、略記号を用いて記したものである。（例えば、§8-1とあるのは、法第8条第1号を略したものである。）
- ⑤ 同じく第2において、「需要者」という用語を用いている箇所（7, 8, 9）については、商品又は役務を供給する側に立った事業者団体の活動を念頭に置いて記述しているが、商品又は役務の供給を受ける側に立った事業者団体の活動に関しても、該当箇所の記述中の「需要者」を「供給者」と読み替えた上で、同様の考え方が当てはまる。
- ⑥ 同じく第2において、「中小企業者の団体」が行う行為を記述している箇所（10）については、主として中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成員である中小企業者を対象として行う活動を、念頭に置いている。

(4) 本指針の策定に伴い、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（昭和 54 年 8 月 27 日公表）は、廃止する。

## 第 1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

### 1 独占禁止法の基本理念と事業者団体

独占禁止法の基本理念は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することにある（法第 1 条）。

このために、事業者団体による競争の実質的な制限、事業者の数の制限、構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動の不当な制限、事業者に不公正な取引方法を用いさせるようにする行為等を禁止している（法第 8 条）。

### 2 事業者団体とは

「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする 2 以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む（法第 2 条第 2 項）。

- ① 2 以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団
- ② 2 以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- ③ 2 以上の事業者を組員とする組合又は契約による 2 以上の事業者の結合体

具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の連合体が事業者団体に当たる。

ここで「事業者としての共通の利益」とは、構成事業者の経済活動上の利益に直接又は間接に寄与するものをいい、事業者個々の具体的利益であるか、業界一般の利益であるかは問わない。この点から、2 以上の事業者の結合体であっても、事業者としての共通の利益の増進を目的に含まない学術団体、社会事業団体、宗教団体等は事業者団体に当たらない。

「主たる目的」とは、いくつかの目的のうち主要なものをいい、定款、規約等で定められている目的にとらわれず、その活動内容等から実質的に判断される。

「2 以上の事業者の結合体」という場合の「事業者」には、事業主体のみならず、その利益のために活動する役員、従業員、代理人等も含まれる（法第 2 条第 1 項）。したがって、例えば、各会社の役員あるいは部長をメンバーとする継続的な集まりも、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に当たる。

一定の資格を有する者又は自由業に属する者については、それらの者が業として経済活動を行う場合には「事業者」に該当し、その結合体は事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に当たる。

なお、2以上の事業者の結合体又はその連合体であっても、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものは、それ自体事業者であって、事業者団体に当たらないものとされている（法第2条第2項ただし書）。他方、これに該当せず、事業者団体であって、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行う場合には、当該事業に係る行為に対しては、独占禁止法の事業者に関する規定が適用される。

### 3 禁止されている行為

法第8条は、事業者団体の次の行為を禁止している。

#### (1) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」(第1号)

事業者団体が、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、構成事業者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野（市場）における競争を実質的に制限することが、本号に該当する。

#### (2) 「第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること」(第2号)

事業者団体が、外国の事業者又は事業者団体と不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定（契約）を締結することで、具体的には、国際的な価格協定や市場分割協定等を締結することが、本号に該当する。

#### (3) 「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」(第3号)

事業者団体が、一定の事業分野に新たに事業者が参入することを阻止し、又は既存の事業者を排除することによって当該事業分野における事業者の数を制限することが、本号に該当する。

#### (4) 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」(第4号)

事業者団体が、構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することが、一般的に本号に該当する。

#### (5) 「事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」(第5号)

事業者団体が、事業者（構成事業者以外の事業者も含まれる。）に、取引拒絶、差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等の不正な取引方法に該当する行為をさせるように強制し、又は働きかけることが、本号に該当する。

具体的には、非構成事業者と取引しないようにその取引先に圧力を加える行為や安売業者に対し出荷停止等の不利益措置を講じるようその取引先に圧力を加える行為などが挙げられる。

(注) 「不正な取引方法」とは、法第2条第9項第1号から第5号までの各号の一に該当する行為のほか、同項第6号イからへまでのいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものである。

法第2条第9項第6号に基づき指定された不正な取引方法には、すべての業種に適用されるものと特定業種にのみ適用されるものがある。前者は、「不正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。)で指定されている。後者は、特殊指定と呼ばれ、現在、大規模小売業等3業種を対象にして指定されている。

### 4 排除措置

(1) 法第8条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者団体に対し、当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる（法第8条の2第1項）。

(2) 公正取引委員会は、事業者団体による法第8条の規定に違反する行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があると認めるときは、事業者団体に対し、当該行為が既になくなっていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる（法第8条の2第2項）。

(3) 公正取引委員会は、事業者団体に対し、(1)又は(2)に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者に対しても、所要の措置を命ずることができる（法第8条の2第3項）。

### 5 課徴金

事業者団体が、法第8条第1号（一定の取引分野における競争を実質的に制限すること）又は第2号（同号中、不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量、購入量等を制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、事業者団体の構成事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならない。

課徴金の額は、原則として、次の基準により算出された額となる。ただし、算出された額が100万円未満であるときは、納付を命ずることはできない（法第8条の3）。

$$\text{課徴金の額} = \left( \begin{array}{l} \text{実行期間中の違} \\ \text{反行為対象商品} \\ \text{又は役務の売上} \\ \text{高} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{小売業・卸売業以外} \\ \text{小 売 業} \\ \text{卸 売 業} \end{array} \begin{array}{cc} \text{大企業} & \text{中小企業} \\ 10\% & 4\% \\ 3\% & 1.2\% \\ 2\% & 1\% \end{array} \right)$$

(注) 売上額の算定方法  $\left( \begin{array}{l} \text{私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令} \\ \text{(昭和 52 年政令第 317 号) 第 5 条, 第 6 条} \end{array} \right)$

- ① 売上額は、原則として、実行期間中に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額とする。
- ② 実行期間中の契約額が引渡額と著しく異なる事情があると認められるときは、売上額は、実行期間中に締結した契約により定められた対価の額の合計額とする。

なお、課徴金の額の計算の基礎となる実行期間については、当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間を限度としている。

また、原則として、実行期間の終了した日から5年を経過したときは、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることはできないこととされている。

## 6 刑罰

- (1) 法第8条の規定に違反する行為のうち、第1号、第2号、第3号及び第4号の規定に違反する行為については、それぞれ罰則が規定されている。

ア 法第8条第1号違反の罪は、その法定刑が、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金である(法第89条第1項第2号)。事業者団体の代表者、従業者等が、その業務等に関して法第89条の違反行為をしたときは、それらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者団体に対しても、5億円以下の罰金刑が科される(法第95条第1項第1号及び第2項第1号)。

イ 法第8条第2号、第3号及び第4号違反の罪は、その法定刑が、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金である(法第90条第1号及び第2号)。事業者団体の代表者、従業者等が、その業務等に関して法第90条の違反行為をしたときは、それらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者団体に対しても、300万円以下の罰金刑が科される(法第95条第1項第3号及び第2項第3号)。

ウ 法第89条第1項第2号(上記ア)又は第90条(上記イ)の違反があった場合に、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった事業者団体の役員、管理人又はそ

の構成事業者に対しても、500万円以下の罰金刑(法第89条第1項第2号の違反)又は300万円以下の罰金刑(法第90条の違反)が、それぞれ科される(法第95条の3)。

- (2) 上記(1)の罪については、公正取引委員会の告発(注)を待って、これを論ずる(法第96条)。

(注) 公正取引委員会は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を明らかにしている(「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」平成17年10月7日)。

## 7 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度

独占禁止法においては、上記3のように事業者団体の競争制限的な又は競争阻害的な行為が禁止されているが、一定の場合に独占禁止法の適用を除外する制度が設けられている。

小規模の事業者の相互扶助を目的として法律の規定に基づいて設立された協同組合等が、法第22条各号の要件を備えている場合に、一定の範囲で行う共同経済事業については、原則として、独占禁止法の適用が除外される。これは、単独では大規模の事業者に対抗できない小規模の事業者が、その相互扶助を目的として団結することによって、経済上の有効な競争単位になり得ることが期待されるためである。ただし、これについても、不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、独占禁止法の適用が除外されない(法第22条ただし書)。さらに、協同組合等が他の協同組合等又は事業者と共同して、価格や数量の制限等を行うことは、独占禁止法の適用除外の範囲外とされる。

なお、その他にも個別の法律に基づく適用除外制度がある。

## 第2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法

- (1) 事業者団体の活動は、当該産業に対する社会公共的な要請への対応、消費者理解の増進等多様な目的の下に、教育・研修、情報の収集・提供、政府への要望や意見の表明等種々のものがある。広範な事業者団体の活動の中で、独占禁止法が問題とするのは、事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれがある活動である。

事業者団体の活動が事業者の事業活動に何らかの制限を加える場合には、独占禁止法上の問題を生じないかどうかについて検討する必要がある。

- (2) 事業者団体が、事業者の事業活動の諸要素のうち、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等重要な競争手段である事項について制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。また、事業者団体が、新たな事業者の参入を制限し、又は既存の事業者を排除する活動を行うことも、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。

下記「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までで具体的に挙げられるような制限行為により市場における競争を実質的に制限する（注）ことは法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、これらの制限行為は原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

事業者団体によるこのような制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。また、同じくこのような行為が原則として違反とされるのは、行為の理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするためとか、商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためといった理由によって正当化されるものではない。

（「1 価格制限行為」～「5 参入制限行為等」参照）

- （注） 「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」（東京高等裁判所昭和28年12月7日判決）。

- (3) 事業者団体が、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。

（「6 不公正な取引方法」参照）

- (4) 事業者団体が、商品又は役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等について制限することは、市場メカニズムに及ぼす影響が上記(2)の価格等に係る制限に比べれば直接的であるとは必ずしもいえないが、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかの問題となる。また、このような制限行為により

市場における競争を実質的に制限し法第8条第1号の規定に違反する場合もあり得る。

事業者団体が、社会公共的な目的等に基づいて構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動（自主規制）等については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、自主規制等の活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務や営業方法の提供等に係る競争を阻害又は制限することとなる場合もある。

（「7 種類、品質、規格等に関する行為」及び「8 営業の種類、内容、方法等に関する行為」参照）

- (5) 事業者団体の当該産業に関する諸情報を収集・提供する活動（情報活動）、構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動（経営指導）や構成事業者の共同による事業活動としての性格を持つ事業（共同事業）の中には、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。

しかしながら、情報活動については、事業者団体が、価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、構成事業者との間で情報を収集・提供し、又は構成事業者間の情報交換を促進する場合には、その内容等によって、上記(2)のような競争制限行為につながり、又はこれらに伴うものとして独占禁止法上問題となり得る。

（「9 情報活動」参照）

経営指導についても、価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、上記(2)のような競争制限行為につながり、又はこれらに伴うものとして独占禁止法上問題となり得る。

（「10 経営指導」参照）

また、共同事業については、特に共同販売のように価格等重要な競争手段が共同事業の中で決定されるような事業は、参加事業者の市場シェア等によっては競争制限行為に当たり独占禁止法上問題となり得る。

（「11 共同事業」参照）

- (6) 事業者に対する公的規制は種々の社会的目的等の下に設定されているが、一方で事業者間の競争に一定の制約を加える効果を伴う。公的規制分野の中で行われるべき競争について、あるいは、規制が緩和された結果回復されるべき競争について、事業者団体が制限することは、上記(2)のような競争制限行為に当たるものであり、是認されない。

また、行政との関係で、例えば公的事業の実施のための業務等が委託され、あるいは行政指導を受けたことを背景に、事業者団体による競争制限行為が行われるようなことがないよう留意を要する。

（「12 公的規制、行政等に関連する行為」参照）

- (7) なお、事業者団体についても、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行うに際して、他の事業者と共同して不当な取引制限に当たる行為

を行い、あるいは不公正な取引方法を用いるような場合には、それぞれ、法第3条あるいは第19条の規定に違反することとなる。

(「6 不公正な取引方法」等参照)

また、事業者団体の場において、情報交換活動等を通じて、事業者が不当な取引制限をする場合には、それら事業者の行為が法第3条の規定に違反することとなる。

(「9 情報活動」参照)

- (8) 事業者団体が、競争制限等に関する意思形成に際して、事業者団体としての「決定」を行うが、この「決定」は、事業者団体の正規の意思決定機関の議事を経た明示の決定のようなものに限られず、事業者団体の意思形成と認められるものであれば、慣行等に基づく事実上の決定も含まれる。

(注) 例えば、ある事業者団場で、規程上は意思決定機関でない委員会、部会等における決定や合意が、慣行上同団体による決定として扱われているような場合には、これら決定や合意は事業者団体の決定に当たる。

- (9) 以下では、上記のような観点から、「1 価格制限行為」から「12 公的規制、行政等に関連する行為」までに分けて、主要な活動類型ごとに、それぞれ事業者団体の活動と独占禁止法の定めるところとの関係について、実際の活動例に即して、その考え方を示す。

## 1 価格制限行為

事業者団体が、次のような価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号又は第5号の規定に違反する。

1-1	(価格等の決定)	○ 構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
1-2	(再販売価格の制限)	○ 事業者が供給する商品について、事業者が再販売価格の拘束(法第2条第9項第4号)に当たる行為をさせるようにし、構成事業者に再販売価格の維持を励行させ、再販売価格を決定し、その他再販売価格に関する制限を行うこと。  (具体例) X手編・手芸糸卸売業者団体事件(昭和44年(勸)第4号)では、構成事業者に、小売店に対して最低販売価格を厳守するよう伝えさせるとともに、販売した小売店に取引中止をほめかす等させたことが、一般指定の8(現行法第2条第9項第4号)に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。 Yレコード等製造業者団体事件(昭和55年(勸)第4号)では、構成事業者に、割引販売を取りやめない小売業者に対して出荷を停止させる等によりレコード等の再販売価格の維持を励行させたこと等が、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Z牛乳製造業者団体事件(昭和57年(勸)第2号)では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

### (1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

価格等の決定(1-1)又は再販売価格の制限(1-2)(以下この章において「価格制限行為」という。)の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、価格制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の

具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

1—(1)—1 (最低販売価格 の決定)	<p>○ 最低販売価格を決定すること。 (具体例) X 液化石油ガス用メーター製造業者等団体事件(平成4年(勸)第24号)では、構成事業者の家庭用マイコンメーターの販売価格の維持対策として最低販売価格を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>Y 浄化槽用プロワ製造業者等団体事件(平成2年(勸)第17号)では、構成事業者の小型浄化槽用プロワの最低販売価格を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
1—(1)—2 (値上げ率等の 決定)	<p>○ 値上げ率や値上げ幅を決定すること。 (具体例) X 学校アルバム製造業者団体事件(平成3年(勸)第10号)では、構成事業者の平成2年度の学校アルバム価格を前年度価格から15パーセント引き上げることを選定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>Y 路面標示用塗料製造業者等団体事件(平成4年(勸)第32号)では、構成事業者の溶融式塗料の販売価格をキログラム当たり16円を目途に引き上げることを選定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
1—(1)—3 (標準価格等の 決定)	<p>○ 標準価格、目標価格等価格設定の基準となるものを決定すること。 (具体例) X プロパンガス販売業者団体事件(昭和52年(勸)第14号)では、構成事業者全員に出席を求めて開催した「説明会」において、3種類の類似した標準料金表を配布し、これら料金表のいずれかに準じてプロパンガスの小売価格の引上げを図るよう説明し、出席者の了解を得たことが、価格引上げの決定に当たるとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>

1—(1)—4 (共通の価格算 定方式の設定)	<p>○ 具体的な数値、係数等を用いて構成事業者に価格に関する共通の具体的な目安を与える価格算定方式を設定すること。 (具体例) X 食肉処理業者等団体事件(平成4年(勸)第14号)では、構成事業者の肉豚の購入価格の取決めの際に用いる豚枝肉の建値として、甲、乙及び丙市場の豚枝肉の卸売価格を、それぞれ、50パーセント、30パーセント、20パーセントの割合で加重平均したものとすることを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
1—(1)—5 (需要者渡し価 格等の決定)	<p>○ 構成事業者が商品を販売業者に供給する際の価格の設定の基準となる当該商品の需要者渡し価格、小売価格等を決定すること。 (具体例) X 中性無水芒硝生産業者等団体事件(昭和60年(勸)第3号)では、構成事業者が販売業者を通じて需要者に中性無水芒硝を供給する場合には、需要者渡し価格から販売業者の販売口銭相当額を差し引いたものを自らの販売価格としている状況で、構成事業者の中性無水芒硝の需要者渡し価格の引上げを決定したことが、構成事業者に中性無水芒硝の販売価格を引き上げさせているものとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>Y 写真機製造業者等団体事件(昭和36年(勸)第1号)では、写真機業界においては、構成事業者の写真機の販売価格が小売定価に一定の比率を乗じて決められるとの慣行が認められる状況で、写真機の小売定価を決定したことが、構成事業者の写真機の販売価格を決定したものとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
1—(1)—6 (団体による価 格交渉等)	<p>○ 構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、団体で行い、又は構成事業者に共同して行わせること。</p>

## (2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

価格制限行為は、その実施を確保するための次のような行為を伴う場合があり、そのような場合には、価格制限行為とこのような行為とが一体として原則として違反となるが、価格制限行為は、このような行為を特に伴わないでも、原則として違反となる（注1）（注2）。

（注1） 以下で記す数量制限行為、顧客、販路等の制限行為、設備又は技術の制限行為、参入制限行為等の競争制限行為の実施を確保するために、例えば、1—(2)—1や1—(2)—3に類似するような行為が行われることがあり得るが、その場合にも、ここで記した考え方が当てはまる。

（注2） なお、価格制限行為の実施を確保するための行為は、それ自体独立で違反となる場合があり（法第8条第4号又は第5号）、例えば、1—(2)—1に記すように、事業者団体が価格制限行為に協力しない事業者に対する取引拒絶を事業者にさせるようにすれば、その行為は、価格制限行為と切り離してそれ自体として見て、法第8条第5号の規定の違反となり得る行為である。

1—(2)—1  
（価格制限行為への協力の要請、強要等）

○ 事業者に対して、価格制限行為の内容に従うよう要請、強要等を行い、又は価格制限行為に協力しない事業者に対して、取引拒絶、団体内部における差別的な取扱い、金銭の支払、団体からの除名等の不利益を課すこと。

（具体例）

Xワイヤーロープ製造業者団体事件（昭和55年（勸）第5号）では、ワイヤーロープの規格別の販売価格を記載した「統一価格表」を作成し、構成事業者のワイヤーロープの販売価格を引き上げること及び同価格表の価格の一定割合を下回る価格による取引を行ってはならないこと等を決定するとともに、その実効を確保するため、供託金制度を設け、最低販売価格の違反等に対して、取引の辞退、供託金の没収等の制裁を課する旨を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Yタクシー事業者団体事件（昭和57年（勸）第16号）では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせるとともに、当該決定に従った認可申請を行わない構成事業者に対して脱会措

1—(2)—2  
（安値品の買上げ）

置を採ったことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

○ 価格制限行為の内容の実施を確保するため、安値品の買上げを、団体として行い、又は構成事業者に行わせること。

（具体例）

X補修用タイヤ販売業者団体事件（昭和45年（勸）第10号）では、構成事業者の一般夏タイヤの販売価格の引上げを決定するとともに、この決定の実効をはかるため、安値品の買上げ制度を実施したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Y牛乳製造業者団体事件（昭和57年（勸）第2号）では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定し、この決定に基づき、構成事業者が量販店に要請するとともに、この要請にもかかわらず最低小売価格以下で牛乳を販売している量販店については、その店頭に赴いて当該牛乳の買取りを行ったことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

1—(2)—3  
（価格制限行為の監視のための情報活動）

○ 価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

（具体例）

X浄化槽用ブロワ製造業者等団体事件（平成2年（勸）第17号）では、構成事業者の小型浄化槽用ブロワの最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、構成事業者にその取引先である浄化槽製造業者及び代理店の名簿を提出させ、これを各構成事業者に配布し、さらに、構成事業者に価格引上げのために行っている得意先との交渉状況等を報告させる等したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Yアスファルト合材製造業者団体事件（昭和62年

(勸)第1号)では、構成事業者のスポット業者向けアスファルト合材の最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、スポット業者からのアスファルト合材の発注物件について、当該団体に、受注を希望する構成事業者を登録させるとともに、その契約実績を報告させる等したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

(3) 価格制限行為における「価格」

価格制限行為における「価格」は、料金、手数料、金利等その名称や形態のいかんを問わず商品又は役務の対価であるものを指しており、割戻し、値引等実質的に価格の構成要素となるものを含む。

(具体例)

Xほか自動車整備業者等団体事件(昭和57年(勸)第15号)では、構成事業者の自動車継続検査手続代行料金の引上げを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Y家庭用電気器具製造販売業者団体及びZ家庭用電気器具小売業者団体等連合会事件(昭和32年(勸)第5号)では、Y団体が、家庭用電気器具の小売価格維持を図るため、Z連合会と協議の上、販売業者の利幅及び製造業者が販売業者に供与する歩もどしの率の限度等を決定したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。□

2 数量制限行為

事業者団体が、次のような数量に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

2-1 (数量の制限)

○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の数量を制限すること。

(具体例)

X衛生陶器製造業者団体事件(昭和48年(勸)第14号)では、構成事業者の衛生陶器の販売価格を一定額を目途に引き上げること、構成事業者は各自の月別出荷数量を前年同月の出荷数量に一定の率を乗じた数量(割当数量)に制限すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Yメタノール・ホルマリン製造業者団体事件(昭和46年(勸)第36号)では、メタノールの国内向け総販売量及び構成事業者ごとの販売量を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

数量の制限(2-1)の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、数量の制限(2-1)が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

2-1-1 (原材料の購入制限等による数量の制限)

○ 原材料の購入量制限、設備の運転制限等により、構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量を制限すること。

(具体例)

X石油精製業者等団体事件(昭和49年(勸)第7号)では、構成事業者ごとの原油処理量を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

2-1-2 (数量の限度を示唆する基準の設定による数量

○ 個別の構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量の限度を具体的に示唆することとなるような基準を設定することにより、数量を調整すること。

の調整)

〈具体例〉

X羊毛紡績業者団体事件(昭和49年(勸)第43号)では、梳毛糸の生産数量を調整し、市場安定を図るため、四半期ごとに当該四半期の始まる月の前々月に開催される役員会において、梳毛糸の需要量を予測し、これを基礎に生産目標量を設定し、次いで構成事業者から当該期の生産計画を提出させ、当該期の始まる前月に開催される役員会で前記生産計画を検討の上、前記生産目標量に見合ったものと判断されるときはこれを承認し、見合ったものと判断されないときは生産計画の再提出を求めて再検討するという制度化された方法により、構成事業者の生産する梳毛糸の四半期ごとの生産数量を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。□

### 3 顧客、販路等の制限行為

事業者団体が、次のような顧客、販路等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

#### 3-1 (取引先の制限)

○ 各構成事業者が他の事業者の顧客と取引しないことを決定する等により、構成事業者の取引先を制限すること。

〈具体例〉

X牛乳販売業者団体事件(昭和44年(勸)第16号)では、構成事業者は他の牛乳販売業者の販売価格を下回る価格でその得意先を獲得しないこと及びこれに違反して得意先を獲得したときは構成事業者はその得意先をもとの牛乳販売業者に返還することを決定するとともに、構成事業者の得意先を獲得した非構成事業者をして当該得意先を構成事業者に戻させたことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Y事業廃棄物処理業者等団体事件(平成3年(勸)第19号)では、構成事業者間の顧客の争奪を抑制するため、構成事業者は、相互に、他の構成事業者が既に取引している顧客を尊重し、当該顧客に対する積極的な営業活動を行わないことを決定したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

Zプロパンガス販売業者団体事件(昭和46年(勸)第42号)では、構成事業者間の取引先の移動を規制するため、他の構成事業者の取引先に販売した者から補償金を徴する制度を設け、構成事業者の販売の相手方を制限したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

U印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件(昭和43年(勸)第8号)では、構成事業者にその販売先の登録申請を行わせ、新規販売先の登録に際し、すでに他の構成事業者が当該販売先を登録している場合は、既登録者優先を原則として当該団体においてその調整を行うこと等を決定したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

3-2	(市場の分割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成事業者別に、事業活動を行う地域や商品又は役務の種類等の範囲を制限すること。</li> <li>〈例〉</li> <li>① 販売業者の団体が、構成事業者別にその販売地域を限定し、市場を地域によって分割すること。</li> <li>② 製造業者の団体が、構成事業者別にその製造する商品の種類を限定し、市場を商品の種類によって分割すること。</li> </ul>
3-3	(受注の配分, 受注予定者の決定等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成事業者間で、受注を配分し、又は受注予定者若しくは受注予定者の選定方法を決定すること。</li> <li>〈具体例〉</li> <li>X埋立工事業者団体事件(平成元年(勅)第5号)では、空港島護岸築造工事の建設工事共同企業体から受注する山砂海送工事について、構成事業者の工区別山砂投入数量を定めこれをもって受注先別受注量とすることを決定するとともに受注単価を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</li> <li>Y建設業者団体事件(平成6年(勅)第28号)では、甲市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事について、受注を希望する者(受注希望者)が1名のときは当該受注希望者を当該工事を受注すべき者(受注予定者)とし、受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるように協力するという方法により、構成事業者に、受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせることを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</li> </ul>

受注の配分, 受注予定者の決定等(3-3)に該当するものとしていわゆる入札談合があるが、入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係に関する考え方については、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成6年7月5日公表)を参照されたい。

#### 4 設備又は技術の制限行為

事業者団体が、次のような設備又は技術に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

4-1	(設備の新增設等の制限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成事業者が商品又は役務を供給し、又は供給を受けるための設備について、その新設、増設若しくは廃棄に係る内容又はその稼働量を制限すること。</li> <li>〈具体例〉</li> <li>Xバス事業者団体事件(平成元年(勅)第9号)では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。</li> <li>Yポリオレフィンフィルム製造業者団体事件(昭和50年(勅)第2号)では、法律に基づいた製造設備の運転制限及び新設禁止を内容とする調整規定の失効後の市況対策として、構成事業者は当該団体が認めた場合を除き製造設備を新たに設置しないこと及び製造設備の更新の場合には新設備の生産能力が当該団体の決定した生産能力をこえない範囲内で行うこと等を決定したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。</li> <li>Z紙製造業者団体連合会事件(昭和48年(勅)第1号)では、構成員は当該連合会が一定期間ごとに定めた日数を目途としてコーテッド紙の塗工機を運転休止することを決定するとともにコーテッド紙の販売価格の上げを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</li> </ul>
4-2	(技術の開発又は利用の制限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成事業者が行う技術の開発又は利用を不当に制限すること。</li> </ul>

研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めに係る独占禁止法上の考え方については、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(平成5年4月20日公表)を参照されたい。

## 5 参入制限行為等

事業者団体が、次のような参入制限等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

5-1	(参入制限等)	○ 例えば、下記5-1-1から5-1-3までに挙げるような行為により、新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること。
5-1-1	(商品又は役務の供給制限)	○ 構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者に対する商品又は役務の供給の制限をさせるようにすること。 〈具体例〉 X生コンクリート製造業者団体事件(昭和56年(判)第2号)では、当該団体の地区内で生コンクリートの製造設備の新増設を計画している非構成事業者に対してセメントを供給することのないようセメント製造業者に要請し、非構成事業者による生コンクリートの製造設備の新増設を阻止したことが、法第8条第1項第3号(現行法第8条第3号)違反とされた。
5-1-2	(商品又は役務の取扱い制限)	○ 構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者が供給する商品又は役務について、その供給を受けることの制限をさせるようにすること。 〈例〉 ① 販売業者を構成事業者とする団体が、輸入品を排除するために、構成事業者が輸入品を供給する業者と取引することを禁止すること。 ② 製造業者を構成事業者とする団体が、構成事業者の競争者の新規参入を妨げるために、構成事業者の取引先である販売業者に対し、新規参入者から商品の供給を受けないよう圧力を加えること。
5-1-3	(不当な加入制限又は除名)	○ 団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況(注)において、不当に、団体への事業者の加入を制限し、又は団体から事業者を除名すること。

## (1) 不当な加入制限に当たるおそれが強い行為

事業者団体が、例えば次のような事業者団体への加入条件に係る行為をすることは、上記5-1-3における「不当に、団体への事業者の加入を制限」することに当たるおそれが強いことから、事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況(注)においては、違反となるおそれが強い。

5-1-3-①	(過大な入会金等の徴収)	○ 社会通念上合理性のない高額に過ぎる入会金や負担金を徴収すること。 〈違反とされた具体例〉 X医師会事件(昭和55年(勸)第7号)では、当該医師会に加入せずに独自に開業する場合には、学校医への推薦、優生保護法に基づく指定医師の指定の申請に係る業務、関係行政機関からの通達等の伝達等業務上必要な便宜の供与が受けられず、また、診療面で他の開業医の協力を求め難いこと等から、当該医師会に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内での病院又は診療所の開設を制限するとともに、その開設制限を強化するため、開業医として入会する者から徴収する入会金の額を従来の倍額以上に引き上げることを決定したことが、法第8条第1項第3号及び第4号(現行法第8条第3号及び第4号)違反とされた。
5-1-3-②	(店舗の数の制限等)	○ 一定地域における店舗等の数の制限や既存の店舗等と一定の距離を保つことを内容とする加入資格要件を設定すること。 〈違反とされた具体例〉 X青果物販売業者団体事件(昭和40年(勸)第29号)では、卸売市場を開設している甲社、乙社及び丙社が当該団体に加入した者でなければ仲買人とならないこととしていたため、当該団体に加入しなければ卸売市場から青果物を仕入れることができず、青果物の販売業を営むことが困難な状況において、当該団体への新規加入者の資格として、その店舗が既存構成事業者の店舗から300メートル以上の間隔があることを原則とする等の制限を設け、当該団体への加入を制限したことが、法第8条第1項第3号(現行法第8条第3号)違反とされた。

5-1-3-3③ (直接的な競合関係にある事業者の了承等)	<p>○ 団体への加入について、事業の地域、分野等について特に直接的な競合関係にある構成事業者の了承、推薦等を得ることを条件とすること。 (違反とされた具体例)</p> <p>X 医師会事件(昭和55年(勸)第7号)では、当該医師会に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内に病院又は診療所を開設等する場合には、当該医師会の承認を得させることとし、承認願には構成事業者の紹介を必要とし、また、承認の可否の決定に際しては開設予定地周辺の構成事業者の意見を特に重視すること等を決定したことが、法第8条第1項第3号及び第4号(現行法第8条第3号及び第4号)違反とされた。</p>
5-1-3-4④ (国籍による制限)	<p>○ 「日本国法人」や「日本国籍を有する者」等国籍による制限を内容とする加入資格要件を設定すること。</p>

(注) 例えば、事業者団体が、事業活動に重要な影響のある公的事業の実施のための業務を委託された場合に、その実施に際して、非構成事業者を差別的に取り扱うような場合には、「事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況」が生じ得る。

(2) 加入条件等に係る行為でそれ自体としては問題とならないもの

なお、上記(1)に対して、事業者団体が、その設立目的や事業内容等に照らして合理的な内容の加入資格要件や除名事由を設定することは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない。

また、事業者団体が、社会通念上合理的な金額の入会金や合理的な計算根拠に基づいた負担金を徴収すること又は入会金や負担金の金額につき構成事業者間で企業規模等に応じて合理的な格差を設けることは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない。

6 不公正な取引方法

事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。

なお、事業者団体が、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行うに際して不公正な取引方法を用いれば、法第19条の規定に違反する。

事業者団体が関与した不公正な取引方法に該当する行為の例を挙げれば、次のようなものがある。

(注) なお、事業者団体が、例えば、事業者に取引拒絶(6-1又は6-2)をさせることにより新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除し、あるいは事業者に再販売価格の拘束(6-6)をさせ、これらの行為により、市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する(5-1及び1-2参照)。

6-1 (共同の取引拒絶)	<p>○ 「正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。</p> <p>ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」 (法第2条第9項第1号)</p> <p>○ 「正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者(以下「競争者」という。)と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。</p> <p>一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。</p> <p>二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」 (一般指定第1項)</p> <p>(具体例)</p> <p>X 木材輸入業者等団体事件(平成2年(勸)第16号)では、非構成事業者が甲港において木材の輸入を行うことを阻止するため、構成事業者である木材輸入業者</p>
------------------	--

	<p>に、共同して港湾運送事業者に非構成事業者との輸入木材の荷役に関する取引を拒絶させる行為を行わせていたことが、一般指定第1項第2号（現行法第2条第9項第1号ロ）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p> <p>Y修理用自動車硝子販売業者団体事件（昭和42年（勅）第7号）では、修理用自動車硝子を、製造業者に特定の卸売業者以外の者に対して販売させないようにし、また、当該卸売業者に非構成事業者に対して販売させないようにしていたことが、一般指定の1（現行法第2条第9項第1号ロ）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p>	6-3		<p>（取引条件等の差別取扱い）</p> <p>○ 「不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。」（一般指定第四項） （具体例） X除虫菊殺虫剤製造業者団体及びY除虫菊生産者団体事件（昭和38年（勅）第20号）では、両団体が協議の上、X団体の構成事業者の原材料（除虫菊）の購入について、Y団体の構成員との取引を優先し非構成員である集荷業者に対して取引開始時期を遅らせる等著しく不利な取扱いを行うことを決定し、X団体の構成事業者に実施させていたことが、一般指定の2（現行一般指定第4項）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p>
6-2	<p>（その他の取引拒絶）</p> <p>○ 「不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。」（一般指定第2項） （具体例） X生コンクリート製造業者団体事件（昭和56年（判）第2号）では、地区内において生コンクリート製造業者が使用するセメントのほとんどすべてを供給しているセメント製造業者に、生コンクリート製造設備の新増設を計画している地区内の非構成事業者及び越境販売している地区外の非構成事業者に対しセメントの取引を拒絶するようにさせていたことが、一般指定第2項に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p> <p>Y協同組合連合会事件（平成2年（勅）第1号）では、当該連合会を経て供給される経路による青果物用段ボール箱の供給数量の維持拡大のために、指定メーカー（当該連合会が売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に、非指定メーカーに対して、その段ボール箱の製造販売を妨げる措置として、段ボール箱向け段ボールシートの供給を拒絶させていたこと等が、一般指定第2項に該当するものとして、法第19条</p>	6-4		<p>（事業者団体における差別取扱い等）</p> <p>○ 「事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。」（一般指定第5項） （具体例） X協同組合事件（昭和32年（勅）第2号）では、従来当該組合では生乳を協同組合連合会を経由して甲乳業者にすべて出荷していた中で、他の乙乳業者に生乳を出荷した組合員に対して、当該組合からの資金貸出を拒否し、あるいは組合施設の利用に関して一般に清算取引を行っているにもかかわらず現金取引を行うなど、当該協同組合の内部において差別的な取扱いを行ったこと等が、一般指定の3（現行一般指定第5項）に該当するものとして、法第19条違反とされた。</p>
		6-5		<p>（排他条件付取引）</p> <p>○ 「不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。」（一般指定第11項） （具体例） X生コンクリート製造業者団体事件（平成5年（勅）</p>

6—6 (再販売価格の拘束)

第23号)では、当該団体の構成事業者を構成員とする甲、乙及び丙の各生コンクリート協同組合(生コン協組)が当該団体の指導、調整の下に行っている共同販売事業に関して、販売先である丁建設業協同組合(丁建設協組)の組合員に対して行っている割戻し(事実上の値引き)については全量生コン協組から購入することを条件とすることとし、生コン協組の非組合員からも購入している丁建設協組の組合員に対しては割戻しを行わないことを決定する等により、生コン協組をして、丁建設協組の組合員が生コン協組の非組合員から生コンクリートを購入しないようにさせていたことが、一般指定第11項に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。

Y協同組合事件(昭和56年(勸)第12号)では、乳業者に対して生乳を供給するに当たり、当該協同組合の競争者から生乳の供給を受けないことを条件として取引していたことが、一般指定の7(現行一般指定第11項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。

- 「自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。
- イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
- ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者がこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。」
- (法第2条第9項第4号) (1—2参照)

(具体例)

X玩具製造業者等団体事件(昭和47年(勸)第10号)では、特定の玩具について量販店に定価(製造業者が販売の標準として定めた小売価格)で販売させることを決定し、この決定に基づき、構成事業者は、量

6—7 (拘束条件付取引)

販店に対して定価で販売することを約束させて商品を納入させ、約束しない場合は納入を拒否させる等したことが、一般指定の8(現行法第2条第9項第4号)に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。

- 「法第2条第9項第4号(再販売価格の拘束)又は前項(排他条件付取引)に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。」(一般指定第12項)

(具体例)

X歯科用品小売販売業者団体事件(昭和62年(勸)第6号)では、歯科用品製造業者をして当該製造業者から歯科用品の供給を受けている販売業者に通信販売の方法による販売を中止させたことが、一般指定第13項(現行一般指定第12項)に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。

Y協同組合事件(昭和56年(勸)第12号)では、県内の生乳及び飲用乳製品の市場において、当該協同組合及び当該協同組合と極めて密接な関係にある乳業者(生乳の供給を受けて飲用乳製品の製造をしている者)である甲社の地位の維持、強化を図るため、県内の甲社以外の乳業者に対し生乳を供給するに当たり、当該協同組合から生乳の供給を受けていない乳業者の製造に係る飲用乳製品を取り扱わないようにさせていたことが、一般指定の8(現行一般指定第12項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。

6—8 (優越的地位の濫用)

- 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

6—9

(競争者に対する取引妨害)

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。  
ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。」

(法第2条第9項第5号)

〈具体例〉

X協同組合連合会事件(平成2年(働)第1号)では、当該連合会の取引上の地位が指定メーカー(当該連合会が青果物用段ボール箱の売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者)に対して優越していることを利用して、需要者が当該連合会を経由しないで連合会経由のものよりも安い価格で段ボール箱を購入することを防止するため売り込みを受けた地区の協同組合に差額を補てんするのに要する金銭を、指定メーカーに提供させていたことが、一般指定第14項第2号(現行法第2条第9項第5号ロ)に該当するものとして、法第19条違反とされた。

○ 「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。」(一般指定第14項)

〈具体例〉

X衛生検査業者等団体事件(昭和54年(判)第4号)では、構成事業者の顧客を奪取した非構成事業者に対し、顧客を奪取する行為の中止、奪取した顧客の返還等を申し入れ、さらに、この申し入れに従わなかった非構成事業者の顧客に対し構成事業者をして一斉に営業活動を行わせて当該非構成事業者の顧客を奪取させるようにしていたことが、一般指定の11(現行一般指定第14項)に該当する行為をさせるようにしているもの

として、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。

Y協同組合事件(平成元年(働)第8号)では、当該協同組合が行う生コンクリートの協同販売事業の区域内では、建設工事業者が非組合員の生コンクリートのみを使用して工事を行うことが困難な状況において、非組合員の生コンクリートを使用している建設工事業者に対して組合員の生コンクリートを使用するよう要請し、この要請に応じない者に対しては組合員の生コンクリートを今後供給しないことを申し入れる等して、非組合員と建設工事業者との取引をさせないようにしたことが、一般指定第15項(現行一般指定第14項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。

## 7 種類、品質、規格等に関する行為

### (1) 種類、品質、規格等の制限行為

商品又は役務の種類、品質、規格等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、市場分割の目的で商品の種類を制限すること（3—2参照）等により市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

### (2) 自主規制等、自主認証・認定等

一方、商品又は役務の種類、品質、規格等に関連して、事業者団体が、例えば、生産・流通の合理化や消費者の利便の向上を図るため規格の標準化に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から品質に係る自主規制等や自主認証・認定等の活動を行う場合がある（注1）（注2）（注3）（注4）。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかの問題となる。また、自主規制等や自主認証・認定等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

このような活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断について、自主規制等に関しては、下記の「ア 自主規制等に係る判断」に沿って判断され、また、自主認証・認定等に関しては、このアに「イ 自主認証・認定等に係る判断」に記すところを加えて判断される。

#### ア 自主規制等に係る判断

自主規制等に関して、その競争阻害性の有無については、

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか（§8—4）及び
- ② 事業者間で不当に差別的なものではないか（§8—3、§8—4、§8—5）の判断基準に照らし、
- ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内ものかの要素を勘案しつつ、判断される。

なお、以上のような判断基準に照らし自主規制等が競争を阻害することがないようにするとの観点から、自主規制等の活動を行おうとするに際しては、事業者団体において、関係する構成事業者からの意見聴取の十分な機会が設定されるべ

きであるとともに、必要に応じ、当該商品又は役務の需要者や知見のある第三者等との間で意見交換や意見聴取が行われることが望ましい。

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8—4）

#### イ 自主認証・認定等に係る判断

自主認証・認定等については、上記アの判断に加えて、以下の点が考慮される。

- ① 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8—4）
- ② 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況（注5）において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあり、その利用については、非構成事業者を含めて開放されているべきである（なお、自主認証・認定等の活動に要する費用等として合理的な負担を非構成事業者等の利用者に求めることは問題とならない。）。（§8—3、§8—4、§8—5）

（注1）① 事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この7の記述においては、「自主規制等」という。

② 事業者団体が、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務が①による自主的な基準・規約等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動を、この7の記述においては、「自主認証・認定等」という。

（注2） 事業者団体が、①正当と考える目的に基づいて、技術者等要員の技術、技能、知識等に関する自主的な基準等を設定し、事業者に対してその基準等の周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行い、又は②その基準等への適合について試験を行い資格を付与する等の活動を行うことがあるが、これについては、それぞれ、上記（注1）の①又は②に類似した活動として、この7に記述した考え方が当てはまる。

（注3） 事業者団体が、安全・衛生の確保や環境の保全等正当と考える目的に基づいて、構成事業者に係る設備の維持・管理等や技術の内容等に関して、自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵

守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行うことがあるが、これについては、上記（注1）の①に類似した活動として、自主規制等についてこの7に記述した考え方が当てはまる。

（注4） 事業者団体が、行政機関等公的機関が設定した法的な拘束力のない基準等に係る認証・認定、表示等を受託等して行う場合があるが、これについては、上記（注1）の②に類似した活動として、自主認証・認定等についてこの7に記述した考え方が当てはまる。

（注5） 「事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況」が生じ得る場合としては、例えば、構成事業者の市場シェアが極めて高い事業者団体が、行政指導を受ける等して、商品の品質についての自主認証・認定及び表示の事業を行い、これを需要者に積極的に宣伝しており、需要者にとって当該表示の有無が商品選択の重要な判断要素となっているような場合がある。

### （3） 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

7-1	（特定の商品等の開発・供給の制限）	○ 特定の種類の商品又は役務を構成事業者が開発・供給しないことを決定すること（7-6に該当するものを除く。）（§8-1, §8-4） 〈例〉 各構成事業者が特定の種類の商品のみを製造し、他の種類の商品を製造しないことを団体において申し合わせること。
7-2	（差別的な内容の自主規制等）	○ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。（§8-3, §8-4, §8-5, §8-1）
7-3	（自主規制等の強制）	○ 構成事業者に、自主規制等を利用若しくは遵守すること又は自主認証・認定等を利用することを、強制すること（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除く。）（§8-4）
7-4	（自主認証・認定等の利用の制限）	○ 自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況において、特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限すること。（§8-3, §

8-4, §8-5, §8-1)

〈例〉

公的機関の指導によってある商品の販売について団体の自主認証・認定等を受けるべきものとされている場合において、非構成事業者や外国事業者による自主認証・認定等の利用に際して困難な条件を付すこと。

### （4） 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない。

7-5	（規格の標準化に関する基準の設定）	○ 需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定すること（7-2又は7-3に該当するものを除く。）。
7-6	（社会公共的な目的に基づく基準の設定）	○ 環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされる商品又は役務の種類、品質、機能等に関する自主的な基準を設定すること（需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、7-2又は7-3に該当するものを除く。）。
7-7	（規格の標準化等に係る基準についての自主認証・認定等）	○ 7-5又は7-6に該当する自主的な基準等独占禁止法上問題のない基準・規約等について、その周知や普及促進を行い、又はそれへの適合について自主認証・認定等を行うこと（7-3又は7-4に該当するものを除く。）。

## 8 営業の種類、内容、方法等に関する行為

### (1) 営業の種類、内容、方法等の制限行為

営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、競争制限の目的で販売方法を制限すること等により、市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

### (2) 自主規制等

一方、営業の種類、内容、方法等に関連して、事業者団体が、例えば、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のため営業の方法等に係る自主規制等の活動を行う場合がある（注）。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかが問題となる。また、自主規制等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

このような自主規制等の活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断については、「7 種類、品質、規格等に関する行為」の(2)の「ア 自主規制等に係る判断」に記したところが当てはまる。

（注）事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者の営業の種類、内容、方法等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この8の記述においては、「自主規制等」という。

### (3) 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

8-1	（特定の販売方法の制限）	○ 特定の販売方法を構成事業者が用いないことを決定すること（8-5に該当するものを除く。）（§ 8-4, § 8-1） （違反とされた具体例） X 歯科用品小売販売業者団体事件（昭和62年（勸）第6号）では、構成事業者は、歯科用品の非構成事業者に対する販売、通信販売の方法による販売等を行わ
-----	--------------	---

8-2 （表示・広告の内容、媒体、回数、回数等を限定する等）

8-3 （差別的な内容の自主規制等）

8-4 （自主規制等の強制）

ないことを決定し、非構成事業者に販売していた構成事業者にこれを中止させる等により、当該決定を遵守させたことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

Yレコード等製造業者団体事件（昭和55年（勸）第4号）では、構成事業者に、レコード等の再販売価格の維持を励行させることを決定するとともに、通信販売等で販売されるレコード等の音源、価格及び販売促進方法について、小売業者経由で販売されるレコード等の販売に支障のないようにさせることを決定したこと等が、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

Z青果物販売業者団体事件（昭和40年（勸）第26号）では、構成事業者は、①当該団体が承認する場合を除き引売り（軽車両を利用して販売して歩くこと）を行わないこと、②スーパーマーケットを経営しようとする場合は、近隣の構成事業者の同意を得なければならないことを決定したこと等が、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

○ 構成事業者の表示・広告について、その内容、媒体、回数等を限定する等、消費者の正しい商品選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うこと。（§ 8-4, § 8-1）

○ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。（§ 8-3, § 8-4, § 8-5, § 8-1）

○ 構成事業者に、自主規制等を利用又は遵守することを、強制すること（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合（注）を除く。）。（§ 8-4）

（注） 「その内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合」としては、例えば、犯罪につながるような行為等社会倫理的な見地から当然行ってはならない行為の禁止を内容とした倫理綱領の場合等があり得る。

## (4) 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない。

8-5	(社会公共的な目的等のための基準の設定)	○ 環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のために合理的に必要とされる営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定すること（需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、8-3又は8-4に該当するものを除く。）。
8-6	(消費者の商品選択を容易にする基準の設定)	○ 虚偽若しくは誇大な表示・広告を排除し、又は表示・広告されるべき事項の最低限度を定める等、消費者の正しい商品選択を容易にすると認められる自主的な基準を設定すること（8-3又は8-4に該当するものを除く。）。
8-7	(取引条件明確化のための活動)	○ 取引条件明確化のために、モデル契約書の作成、契約の文書化の奨励等を、取引条件自体の内容（注）に関与しないで行うこと（8-3又は8-4に該当するものを除く。）。 （注） 「取引条件自体の内容」とは、具体的な価格、支払条件、納期等を指す。

## 9 情報活動

## (1) 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

## (2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9-1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

すなわち、事業者団体によるこのような情報活動が、1-1（価格等の決定）、1-2（再販売価格の制限）、2-1（数量の制限）、3-1（取引先の制限）、3-2（市場の分割）、3-3（受注の配分、受注予定者の決定等）、4-1（設備の新増設等の制限）、5-1（参入制限等）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、それぞれ、「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までのところ等に記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。

なお、事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為が法第3条の規定に違反する。

9-1	(重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動)	○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。 〈違反とされた具体例〉
-----	---------------------------	---

X石油製品販売業者団体事件（昭和54年（勅）第9号）では、社長会（66名の構成事業者の経営責任者により構成）及びセールス会（構成事業者の給油所長級の者により構成）合同の会議において、揮発油の仕入価格の上昇の見直しについての情報交換や小売価格の引上げ等についての検討を行い、また、隣接する団体と合同の役員会議において価格引上げの環境整備等についての意見交換を行った上で、執行部会（17名の執行委員により構成）において、構成事業者の揮発油の小売価格の引上げの目的となる価格を決定したこと等が、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Yほかビニルタイル製造業者事件（昭和54年（勅）第8号）では、関係四社が、所属する団体の理事会等の累次の会合において、市況についての情報交換を行うとともに、市況品の販売価格の引上げ幅や引上げ後の価格の「たたき台」についての意見交換を行い、更に協議の結果、具体的価格の決定については当該団体の会長会社であったYに一任することとし、これを受けてYが各社に具体的価格を提示し、また、各社が価格引上げの実施時期の予定を相互に告知する等して、各社が市況品の販売価格を引き上げたことが、法第3条違反とされた。

Zほか塗料原料用エマルジョン製造販売業者事件（昭和63年（勅）第5号）では、関係10社が、相互の協調を図るため甲会と称する会合を開催しており、かねてから甲会の地区会において塗料原料用エマルジョンの価格改訂に際して価格交渉の状況等について情報交換を行ってきたところ、原料モノマーの値上がりに対処するため、甲会の中央会において、原料の値上がり幅について情報交換を行って標準的な値上がり幅を想定し、これを塗料原料用エマルジョンの販売価格に転嫁することとし、同製品の種類別に基準となる引上げ幅を決定するとともに、その実効を確保するため、値上げ交渉の状況について情報交換を行うことを決定したことが、法第3条違反とされた。

### (3) 原則として違反とならない行為

これに対して、例えば以下のようなものは、上記(2)のような競争制限的な効果を持つものではなく、原則として違反とならない。

9-2	（消費者への商品知識等に関する情報の提供）	○ 消費者に対して、その利便の向上を図るため、当該産業が供給する商品又は役務について、その正しい使用方法等の情報提供を行うこと。
9-3	（技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供）	○ 政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。
9-4	（事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表）	○ 当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資に係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること（価格に関するもの及び1—(2)—3に該当するものを除く。）。 ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。
9-5	（価格に関する情報の需要者等のための収集・提供）	○ 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（1—(2)—3に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
9-6	（価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供）	○ 市場における価格の比較が困難な商品又は役務について、費用項目、作業の難易度、品質等価格に関連する事項についての公正かつ客観的な比較に資する資料又は技術的指標を、需要者を含めて提供すること（事

	供)	業者間に価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。)
9—7	(概括的な需要見通しの作成・公表)	○ 当該産業の全般的な需要の動向について、一般的な情報を収集・提供し、又は客観的な事象に基づく概括的な将来見通しを作成し、公表すること(構成事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるようなことのないものに限る。)
9—8	(顧客の信用状態に関する情報の収集・提供)	○ 構成事業者の取引の安全を確保するため、顧客の信用状態について客観的な事実に関する情報を収集し、構成事業者に提供すること(構成事業者間に特定の事業者と取引しないこと又は特定の事業者とのみ取引することについての合意を生ぜしめるようなことのないものに限る(注。))。 (注) 例えば、特定の事業者を不良業者又は優良業者として掲載したリスト(いわゆるブラックリスト等)を作成し、配布することは、このような合意を生ぜしめるおそれがある。

## 10 経営指導

## (1) 経営指導の性格

中小企業者は経営に関する知識等において相対的に不足する面があることから、それを補って各事業者がその自主的な判断に基づいて事業の改善を図ることができるよう、中小企業者の団体が経営指導を行うことは、本来独占禁止法上問題となるものではない。

## (2) 違反となるおそれがある行為

一方、経営指導の形をとっていても、事業者団体が、例えば次の行為のように、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがある。

事業者団体によるこのような指導が、1—1(価格等の決定)等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、「1価格制限行為」等に記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。

10—1	(統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等)	○ 構成事業者が供給する商品又は役務に係る平均原価、統一的なマークアップ基準等又は所要資材等の標準的な数量、作業量等及び単価を示す方法により、原価計算又は積算の指導を行うこと。 (違反とされた具体例) Xプロパンガス卸売業者団体事件(昭和40年(勸第17号)では、構成事業者のうち兼業者の大部分がプロパンガスの販売に当たって保安経費、償却費等を正しく評価した原価計算をしないでその価格を決定しているものとして、標準原価計算書を作成し、必要経費及び利潤として算定された一定の金額を必ず販売価格のうちに見積ることとし、この額に仕入価格として一定の金額を加算することにより、小売業者向け家庭・業務用プロパンガスの販売基準価格を決定したこと等が、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。
------	--------------------------------	---

## (3) 原則として違反とならない行為

これに対して、中小企業者の団体が、例えば次の行為のように、事業者間の競争に影響を与えないような内容の経営指導を行うことは、原則として違反とならない。

10—2	(知識の普及及び技能の訓練)	○ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練を行うこと。
------	----------------	--------------------------------

10—3	(個別的な経営指導)	○ 構成事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に 応じた経営指導を行うこと。
10—4	(原価計算の一般的な方法の作成等)	○ 原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うこと(事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。)

## 11 共同事業

### (1) 共同事業の多様性

事業者団体が、構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業(以下「共同事業」という。)を行う場合がある。共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに関係のないものも多い。他方、共同事業は、その事業内容の範囲において事業者団体が単一の事業主体となつて行う事業として市場における競争に影響を与え得るところであり、また、参加する個々の事業者の事業活動の制限につながるおそれもあるところであつて、その内容、態様等によつては、法第8条第1号、第3号、第4号若しくは第5号又は第19条の規定に違反するかどうかが問題となる。

### (2) 考え方

事業者団体による共同事業が独占禁止法上問題となるかどうかについては、下記のアからウまでの各事項を総合的に勘案して判断される。

#### ア 共同事業の内容

共同事業が、その対象である商品又は役務の価格、数量をはじめ競争手段である事項にどのような影響を与えるものであるかが検討される。

例えば、商品又は役務の共同販売、共同購買や共同生産では、共同事業の中でその対象となる商品又は役務の価格、数量や取引先等の重要な競争手段について決定されることとなるため、他の種類の共同事業に比べて独占禁止法上問題となる可能性が高い。

一方、事業者の主たる事業に附随する運送や保管に係る共同事業については、それ自体としては、本来、対象となる商品そのものの価格、数量や取引先に影響を与えるべきものではなく、共同販売等に比べて独占禁止法上問題となる可能性は低い。共同事業の実施を通じて、構成事業者に係る対象商品の価格又は数量、顧客・販路等の競争手段を制限することにつながらないよう留意する必要がある。

これに対して、当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、あるいは福利厚生活動や社会文化活動等、市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業は、原則として独占禁止法上問題とならない。(§8-1, §8-4)

#### イ 共同事業参加事業者の市場シェアの合計等

共同事業への参加事業者の市場シェアの合計が高い等参加事業者が全体としてみて市場において有力であれば、独占禁止法上問題となる可能性は高くなり、逆に、参加事業者の市場シェアの合計が低い等参加事業者が全体としてみて市場において有力でなければ、独占禁止法上問題となる可能性は低くなる。(§8-1,

## § 8-4)

## ウ 共同事業の態様

事業者団体が、共同事業について、構成事業者による参加若しくは利用を強制し、又はその参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。(§ 8-3, § 8-4, § 8-5, § 8-1, § 19)

## (3) 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

11-1	(共同販売等)	<p>○ 商品又は役務に係る共同販売、共同購買又は共同生産の事業を行うこと(11-4に該当するものを除く)。(§ 8-1, § 8-4)</p> <p>(違反とされた具体例)</p> <p>Xコンクリートブロック製造業者団体事件(平成7年(勸)第1号)では、①構成事業者の取り扱う土木用コンクリート積みブロックをすべて当該団体が買い取り、販売すること、②構成事業者からの買取り量については、当該団体が決定した出荷比率等に基づいて月別に割り当てること、等を内容とする共同販売事業を実施することを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>Yちり紙製造業者団体事件(昭和44年(勸)第14号)では、当該団体が共同事業として販売する茶ちり紙の商標を「甲」と定め、構成事業者は「甲」を表示した茶ちり紙を当該団体以外に販売しないこと、構成事業者は商品「甲」以外の茶ちり紙を生産しないこと等を決定した上で、構成事業者からの購入数量の限度及び販売価格を定める等し、かつ、域外から移入される茶ちり紙を一手に買取り販売したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>Z印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件(昭和43年(勸)第8号)では、構成事業者が使用する印刷用彫刻ゴム製版の原材料の共同購入の実施に際して、地区内に供給される同原材料を一切管理することによって非構成事業者の進出を阻止すること等を目的として、構成事業者は当該団体以外の者から原材料を購入しな</p>
------	---------	---

		いことを決定していたこと等が、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。
11-2	(共同運送・共同保管)	○ 共同運送や共同保管の事業を実施するに際して、対象となる商品の価格若しくは数量又は構成事業者の取引先に関与すること。(§ 8-1, § 8-4)
11-3	(共同事業への参加の強制等)	○ 共同事業に関して、参加若しくは利用を構成事業者に対して強制し、又は参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすること。(§ 8-3, § 8-4, § 8-5, § 8-1, § 19)
	(4) 原則として違反とならない行為	
		上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない(11-3に該当するものを除く)。
11-4	(参加事業者の市場シェアの合計が低い共同事業)	○ 対象となる商品又は役務に係る参加事業者の市場シェアの合計が市場における競争に影響を与えない程度に低い共同事業を行うこと。
11-5	(顧客の利便等のための共同事業)	○ 顧客の利便のための共同駐車場や産業全体の販売増進のための共同展示施設を設置すること。
11-6	(競争への影響の乏しい共同事業)	○ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動、社会文化活動等、市場における競争に与える影響が乏しい共同事業を行うこと。

## 12 公的規制、行政等に関連する行為

事業者に対する公的規制は、例えば国民の健康・安全の確保、環境の保全等の社会的な目的や市場メカニズムが有効に機能しない商品・役務についての資源配分の適正化の目的等の下に設定されているが、一方で、事業者の事業活動を制限することにより事業者間の競争に対して一定の制約を加える効果を伴うものである。

特定の政策目的の実現のために公的規制が必要である場合においても、事業者間の競争を制約する効果が最小限にとどめられ、できる限りの競争の機能する余地が残るようにされるべきであり、また、その公的規制分野における事業者間の競争を事業者団体が制限するようなことがあれば、その行為は独占禁止法上問擬される。さらに、公的規制が緩和又は廃止された場合には、その範囲において規制による競争への制約が解消され事業者間の自由な競争が回復されるべきものであることから、その競争を事業者団体が制限するようなことがあれば、その行為は独占禁止法上問擬されることもいうまでもない。

行政機関等から公的事业に関する業務等が事業者団体に委託されるような場合があるが、その業務等の実施に際して、事業者団体が事業者間で差別的な取扱いをする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあることに留意する必要がある。

行政機関から、行政遂行の過程で、事業者団体に対して行政指導が行われ、それらを踏まえて事業者団体が活動を行うことがある。このような行政指導が円滑な行政遂行の必要性に基づいて行われるものであるとしても、一方で、行政指導の内容や方法又はそれらを踏まえた事業者団体の活動の内容や態様によっては、事業者団体による競争制限行為につながり得ることに留意する必要がある。

## (1) 許認可、届出等に関連する制限行為

事業活動に対して許認可、届出等による公的規制が行われる場合において、事業者団体が、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限し、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限することは、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

なお、公的規制による許認可、届出等の制度の下で、各事業者の行政機関への許認可等の申請又は届出について、事業者団体が、一括して行い、又は事業者団体を經由して行わせることは、このような制限行為につながりやすい。

12—1	(許認可申請等の制限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成事業者の事業活動に係る許認可等の申請又は届出の内容を制限すること。 (具体例)</li> <li>X タクシー事業者団体事件(昭和57年(勸)第16号)では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事</li> </ul>
------	-------------	--

12—2

(幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定)

12—3

(認可料金以下の料金の収受に係る決定)

業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

Yバス事業者団体事件(平成元年(勸)第9号)では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

Zタクシー事業者団体事件(昭和56年(勸)第4号)では、タクシーの増車又は営業所の新設若しくは位置の変更に係る事業計画変更の認可申請について、当該団体の協議を経なければならないことを決定し、これに基づき各構成事業者の増車申請車両数の限度を決定し、また、営業所の新設又は位置の変更に係るものについては、その都度当該申請の可否を決定していたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

○ 最高額及び最低額の幅をもって許認可等を受けている料金(以下「幅認可料金」という。)について、その幅の中で構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。  
(具体例)

Xバス事業者団体事件(平成元年(勸)第9号)では、貸切バスの運賃は行政機関によって認可された基準の運賃率によって計算した金額の上下それぞれ15パーセントの範囲内で事業者が自由に設定できるところ、構成事業者の貸切バスの大口輸送等に係る最低運賃等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

○ 幅認可料金の最低額又は確定額をもって許認可等を受けている料金における当該確定額を下回る実勢料金による取引が平穏公然としてしかも継続的に行われながら主務官庁により法律的に効果のある措置が相当期間にわたり講じられていないような場合において、当該最低額又は当該確定額以下の金額で、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げ

12-4	(届出料金等の収受に係る決定)	<p>を決定すること。</p> <p>○ 届出又は掲示の義務がある料金について、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。</p> <p>〈具体例〉</p> <p>X一般旅行者等団体事件(平成3年(勸)第13号)では、旅行業法において、旅行者から収受する旅行業務の取扱料金についての掲示義務及び掲示料金を超えた料金の収受の禁止が規定されているところ、従来、掲示料金を下回った料金を収受し、又は料金を収受しないで旅行業務を行っている場合が多い状況に対応して、掲示料金どおりに取扱料金を収受することを目標とすることを決定し、構成事業者に対し、その趣旨及び構成事業者が取扱料金を収受する際には掲示料金と同一料金の入った明細書を使用することを通知する等したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。</p>
------	-----------------	---

(2) 公的規制分野における規制されていない事項に係る制限行為

公的規制分野において、価格等の重要な競争手段であって公的規制によって制限されていない事項について、事業者団体が、1-1(価格等の決定)等に挙げられるような制限行為を行う場合には、「1 価格制限行為」等に記述したように、法第8条の規定に違反する(下記〈例〉①参照)。公的規制が緩和又は廃止されて規制の対象外となった事項についての制限行為についても同様である(下記〈例〉②参照)。

	<p>〈例〉</p> <p>① ある事業の分野において、事業者の参入や店舗設置については規制されているが、料金については規制されていないにもかかわらず、団体が、構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。</p> <p>② ある役務に関して料金についての公的規制が撤廃され料金設定が自由となったにもかかわらず、団体が、従来の慣行や構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。</p>
--	---

(3) 公的業務の委託等に関連する違反行為

行政機関等から公的業務の実施のための一定の業務等(以下「公的業務」という。)が事業者団体に委託等された場合に、事業者団体が、公的業務の実施に際して、事業者間で差別的な取扱いをする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。

また、事業者の参入等に当たって事業者団体への加入や事業者団体による同意等を求める行政指導が行われるようなことがあれば、このような行政指導自体が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものであるが、このような場合には、事業者団体が、事業者団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等について、独占禁止法上問題となる行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。

12-5	(公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等)	<p>○ 公的業務を伴う事業活動を行う場合において、特定の事業者に対してその事業活動を不当に拘束する条件を付ける等不公正な取引方法を用いること。(§19)</p> <p>〈具体例〉</p> <p>X協同組合事件(昭和53年(判)第1号)では、農業近代化資金助成法に基づき、組合員に対して、農業近代化資金の貸付け事業を行うに当たり、正当な理由がないのに、組合員が当該組合の競争者から農業機械を購入しないことを条件として、当該組合員と取引したことが、一般指定の7(現行一般指定第11項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。</p>
12-6	(公的業務の実施等に際しての制限行為)	<p>○ 公的業務を実施するに際して、また、行政指導により事業者が参入等に当たって求められた団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等に係る判断に際して、非構成事業者等特定の事業者を不当に差別的に取り扱う等して、新たに事業者が参入することを制限し、若しくは既存の事業者を排除し、又は構成事業者の機能若しくは活動を不当に制限すること。(§8-3, §8-4, §8-1)</p> <p>〈例〉</p> <p>① 行政指導によって、団体と保証契約を締結した事業者のみが特定の公的機関への役務供給の事業を行い得るとされている場合において、非構成事業者に対する保証契約の締結を合理的な理由なく拒否し、それら事業者が当該役務供給の事業に参</p>

活動類型	原則として違反となるもの等	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの等
1. 価格制限	1-1 価格等の制限 1-2 価格制限行為の制限 1-3 最低販売価格等の決定 1-4 最低販売価格等の決定 1-5 最低販売価格等の決定 1-6 最低販売価格等の決定 1-7 最低販売価格等の決定 1-8 最低販売価格等の決定 1-9 最低販売価格等の決定 1-10 最低販売価格等の決定		
2. 数量制限	2-1 数量等の制限 2-2 数量制限行為の制限 2-3 数量制限行為の制限 2-4 数量制限行為の制限 2-5 数量制限行為の制限 2-6 数量制限行為の制限 2-7 数量制限行為の制限 2-8 数量制限行為の制限 2-9 数量制限行為の制限 2-10 数量制限行為の制限		
3. 顧客・取引先等の制限	3-1 顧客等の制限 3-2 取引先等の制限 3-3 顧客等の制限 3-4 取引先等の制限 3-5 顧客等の制限 3-6 取引先等の制限 3-7 顧客等の制限 3-8 取引先等の制限 3-9 顧客等の制限 3-10 取引先等の制限		
4. 設備又は技術の制限	4-1 設備等の制限 4-2 技術等の制限 4-3 設備等の制限 4-4 技術等の制限 4-5 設備等の制限 4-6 技術等の制限 4-7 設備等の制限 4-8 技術等の制限 4-9 設備等の制限 4-10 技術等の制限		
5. 参入制限	5-1 参入制限 5-2 参入制限 5-3 参入制限 5-4 参入制限 5-5 参入制限 5-6 参入制限 5-7 参入制限 5-8 参入制限 5-9 参入制限 5-10 参入制限		
6. 不正な取引方法	6-1 不正な取引方法 6-2 不正な取引方法 6-3 不正な取引方法 6-4 不正な取引方法 6-5 不正な取引方法 6-6 不正な取引方法 6-7 不正な取引方法 6-8 不正な取引方法 6-9 不正な取引方法 6-10 不正な取引方法		
7. 種類・品質・規格等に関する行為	7-1 種類・品質・規格等に関する行為 7-2 種類・品質・規格等に関する行為 7-3 種類・品質・規格等に関する行為 7-4 種類・品質・規格等に関する行為 7-5 種類・品質・規格等に関する行為 7-6 種類・品質・規格等に関する行為 7-7 種類・品質・規格等に関する行為 7-8 種類・品質・規格等に関する行為 7-9 種類・品質・規格等に関する行為 7-10 種類・品質・規格等に関する行為		
8. 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為	8-1 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-2 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-3 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-4 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-5 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-6 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-7 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-8 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-9 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為 8-10 営業の履歴・沿革・方法等に関する行為		
9. 情報活動	9-1 情報活動 9-2 情報活動 9-3 情報活動 9-4 情報活動 9-5 情報活動 9-6 情報活動 9-7 情報活動 9-8 情報活動 9-9 情報活動 9-10 情報活動		
10. 競争指導	10-1 競争指導 10-2 競争指導 10-3 競争指導 10-4 競争指導 10-5 競争指導 10-6 競争指導 10-7 競争指導 10-8 競争指導 10-9 競争指導 10-10 競争指導		
11. 共同事業	11-1 共同事業 11-2 共同事業 11-3 共同事業 11-4 共同事業 11-5 共同事業 11-6 共同事業 11-7 共同事業 11-8 共同事業 11-9 共同事業 11-10 共同事業		
12. 公的補助、行政等に関する行為	12-1 公的補助、行政等に関する行為 12-2 公的補助、行政等に関する行為 12-3 公的補助、行政等に関する行為 12-4 公的補助、行政等に関する行為 12-5 公的補助、行政等に関する行為 12-6 公的補助、行政等に関する行為 12-7 公的補助、行政等に関する行為 12-8 公的補助、行政等に関する行為 12-9 公的補助、行政等に関する行為 12-10 公的補助、行政等に関する行為		

（注）「1. 価格制限行為」から「5. 参入制限行為等」の活動類型に関しては、「下記「9. 情報活動」、「10. 競争指導」及び「11. 共同事業」も併せて参照されたい。

- 入することを制限すること。
- 行政指導によって、事業者が店舗を新規に開設するに当たっては、団体の地区部会の同意を求めるものとされている場合において、当該部会が、ある事業者について、合理的な理由なく同意を拒み、その事業者が参入することを制限すること。
- 行政指導によって、事業者が設備投資のための公的融資を申し込むに当たっては、団体の同意を得た上で行うものとされている場合において、同意に当たって構成事業者の設備投資の内容を不当に制限すること。

(4) 行政指導により誘発された行為

特定の政策目的の実現のために行政機関によって事業者団体に対して行政指導が行われる場合があるが、事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。

行政指導に関する独占禁止法上の考え方については、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成6年6月30日公表）で明らかにしたところであり、公正取引委員会としては、その趣旨を踏まえ、事業者団体の行為に関する行政指導で独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものについては、関係行政機関と事前に所要の調整を図ることとしている。

(5) 入札談合

公共的な入札において、入札に参加しようとする者等を構成事業者とする事業者団体が、入札に係る受注予定者、最低入札価格等を決定するようなこと（いわゆる入札談合）は、公共的な入札の制度の実質を失わせるものであるとともに、独占禁止法の規定に違反する行為である。

入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係に関する考え方については、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日公表）を参照されたい。

(6) 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明

事業者団体が、国、地方公共団体等に対して、法律・制度の内容や運用に関して、一般的な要望又は意見の表明を行うことは、それ自体としては、独占禁止法上問題とならない。

## 事業者団体等の活動に係る独占禁止法に関する相談事例（概要）

（平成18年度から平成27年度の「独占禁止法に関する相談事例集」より抜粋）

### 【会合の運営】（事業者団体における決定内容に関する事例）

#### 1 事業者団体による小切手の無料推奨の決定

【価格制限行為】（平成27年度）

金融機関を会員とする団体が、特殊詐欺被害の未然防止策として、多額の預金を引き出そうとする高齢の顧客に、現金の利用に代えて小切手の利用を無料で勧めることを決定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 2 協同組合による標準価格等の決定

【協同組合の活動に関するもの】（平成27年度）

建築資材の製造販売業者の協同組合が、組合員が顧客に請求する割増料金の参考となる価格を示すことについて、独占禁止法上問題となると回答した事例

#### 3 事業者団体による浄化槽の水質検査、保守点検及び清掃の標準料金表の作成

【価格制限行為】（平成26年度）

浄化槽の水質検査業者、保守点検業者及び清掃業者を会員とする団体が、浄化槽の水質検査、保守点検及び清掃の標準料金表を作成することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例

#### 4 事業者団体による宿泊料金の過度な値上げ抑制の要請

【価格制限行為】（平成26年度）

宿泊業者を会員とする団体が、会員に対して、我が国で開催される国際的な大規模行事の開催期間中に会員が設定する宿泊料金に関し、海外で開催された過去の当該行事において宿泊料金が高騰した事例を示し、過度な値上げの抑制を要請することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 5 事業者団体による中古品ユーザーへの消耗品販売の禁止

【顧客、販路等の制限行為】（平成26年度）

医療機器メーカーを会員とする団体が、会員に対して、中古品の医療機器のユーザーへの消耗品の販売を禁止することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

## 【統計業務（情報活動）】

### 1 事業者団体による情報の収集及び提供

【情報活動】（平成27年度）

製造設備メーカーを会員とする団体が、会員に対して、地域別の販売台数についてアンケート調査を行い、個々の会員の情報を明示することなく、その結果を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 2 事業者団体による情報の収集及び提供

【情報活動】（平成27年度）

役務を提供する事業者を会員とする団体が、法改正後の会員の役務提供に係る料金に関する情報を収集し、会員ごとの料金が具体的に分かるような形で会員等に提供することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

### 3 事業者団体による情報の収集及び提供

【情報活動】（平成27年度）

貨物運送事業者を会員とする団体が、既に公表されている情報を収集し、会員に対しメール・マガジンにより提供することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 4 価格に関する情報の収集及び公表

【情報活動】（平成23年度）

機械製品のメンテナンス業者を会員とする団体が、会員に対してメンテナンス費用についてアンケート調査を行い、その結果を会員、消費者等に公表することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 5 事業者団体による標準積算資料の作成

（平成19年度）

コンクリート構造物の強度測定を行う業者等の団体が、発注者からの問い合わせ等に対応するため、会員事業者から費用項目ごとの単価が掲載された積算内訳書を収集し、標準積算資料を作成・公表することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

## 【自主規制等， 自主認証・認定等】

### 1 事業者団体による火気器具の消耗品の使用期限の設定

〔種類， 品質， 規格等に関する行為〕（平成25年度）

火気器具等メーカーを会員とする団体が，火気器具による事故を防ぐために，火気器具に用いる消耗品の使用期限を設定し，会員に対し，消耗品の使用期限を表示するよう要請することについて，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 2 事業者団体による環境への影響が懸念される製品の製造販売を停止する取決め

〔種類， 品質， 規格等に関する行為〕（平成24年度）

建築資材メーカーを会員とする団体が，地球温暖化防止を目的として，温室効果を有さない新型品の商品化に伴い，温室効果を有する化学物質を原材料とする建築資材の製造販売を停止するよう取り決めることについて，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 3 事業者団体による自主基準に基づく広告審査

〔営業の種類， 内容， 方法等に関する行為〕（平成24年度）

食料品メーカーを会員とする団体が設定した広告に関する自主基準の実効性を確保するため，新たに団体内に設置する広告審査機関において，会員及び非会員の広告を審査し，自主基準に反する広告を行う事業者に対して改善要請等を行うことについて，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 4 事業者団体による徴収金に関する自主基準の設定

〔営業の種類， 内容， 方法等に関する行為〕（平成24年度）

有料老人ホーム等の運営事業者を会員とする団体が，施設の入居者が前もって支払う入居一時金に関して，内容が不明確なサービスの対価を徴収せず，原則として家賃とすること等を内容とする自主基準を設定することについて，入居一時金の内容を入居者に分かりやすくする取組であり，会員が設定する家賃を制限するものではないことなどから，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 5 事業者団体による適合マークを貼付した検査機器の使用の義務付け

〔自主規制等の強制〕（平成21年度）

検査機器の販売業者，検査業者等を会員とする団体が，会員に対し，当該団体が付与する適合マークを貼付した検査機器の使用を義務付けることは，独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

## 【経営指導】

### 事業者団体による会員に対する経営指導

(平成18年度)

自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体が、会員に対して原価計算や見積りに係る経営指導を行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 【共同事業】

### 1 農業協同組合による共同購買事業の利用強制

〔協同組合の活動に関するもの〕(平成27年度)

農業協同組合が、組合員に対し、農業用の機械購入のための補助金を支給するに当たり、機械及び資材を協同組合の共同購買事業を通じて購入することを条件とすることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

### 2 事業者団体による大規模災害時の被災地への救援物資の共同配送等

〔共同事業〕(平成24年度)

運送事業者を会員とする団体が、自治体から要請された期間において、大規模災害発生時に支援側の自治体から救援物資の運送業務を一括受注して会員等に割り当てることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 3 事業者団体による共同物流スキームの構築

〔共同事業〕(平成22年度)

国際航空貨物利用運送事業者等を会員とする団体が、A空港・B空港間の共同物流事業を行うことは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 4 事業者団体によるCD等の値引き販売

〔共同販売等〕(平成21年度)

CD及びDVDの小売業者を会員とする団体が、不良在庫となっているCD等を会員から集め、バーゲンセールを実施することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 5 事業者団体による共同発注システムの構築

〔共同販売等〕(平成21年度)

建設業者を会員とする団体が、会員向けの数量積算共同発注システムを構築することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 6 事業者団体によるリサイクルシステムの構築

[リサイクル] (平成21年度)

防災用品のメーカーを会員とする団体が、再資源化の促進及び廃品による事故の防止のため、リサイクルシステムを構築することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 事例の詳細及びその他の事例は公正取引委員会のウェブサイトに掲載。  
→ (<http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>)
- 相談の内容は、事前相談制度に基づいて公表した事例を除き、相談者の秘密保持に配慮して、相談者名等を匿名とし、また、参考となるよう具体的に分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめたものであり、必ずしも実際の事案と一致するものではない。
- 相談に対する回答は、相談者の説明及び相談者から提出された資料に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を示したものであり、必ずしも他の事業者団体等の活動についてそのまま当てはまるものではない。

## 事業者団体に対する法的措置一覧 (平成18年度～)

一連番号	事件番号	件名	内容	違反法条	措置年月日
1	27 (措) 6	東京湾水先区水先人会に対する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	8条4号	27.4.15
2	27 (措) 7	伊勢三河湾水先区水先人会に対する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	8条4号	27.4.15
3	27 (措) 4	岡山県北生コンクリート協同組合に対する件	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。	19条（一般指定14項）	27.2.27
4	27 (措) 2	福井県経済農業協同組合連合会に対する件	特定共乾施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	3条前段	27.1.16
5	27 (措) 1	網走管内コンクリート製品協同組合に対する件	特定コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。	8条1号	27.1.14
6	26 (措) 5	一般社団法人吉川松伏医師会に対する件	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。	8条1号	26.2.27
7	21 (措) 24	大分大山町農業協同組合に対する件	双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせること及びその手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。	19条（一般指定13項）	21.12.10
8	21 (措) 2	社日本音楽著作権協会に対する件	音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業を営むに当たり、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用していることにより、他の管理事業者の事業活動を排除している。	3条前段	21.2.27
9	19 (措) 10	社滋賀県薬剤師会に対する件	滋賀県内において医薬品の販売事業を営む薬局開設者等のうち、社滋賀県薬剤師会の正会員である管理薬剤師であって、個人で自ら業として医薬品の販売を行う薬局開設者等に対し、新聞折り込み広告に一般用医薬品の販売価格を表示しないようにさせている。	8条1項4号	19.6.18

## 事業者団体に対する警告一覧 (平成18年度～)

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	西日本私立小学校連合会に対する件	西日本私立小学校連合会（以下「西私小連」という。）、京都私立小学校連合会（以下「京私小連」という。）、大阪府私立小学校連合会（以下「大私小連」という。）及び兵庫県私立小学校連合会（以下「兵私小連」という。）の4団体の次の①及び②の行為のうち、西私小連によるものが、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い、また、京私小連、大私小連及び兵私小連によるものが、それぞれ、自らが所在する府県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号	27. 6. 30
2	京都市立小学校連合会に対する件	① 4団体は、自らに加盟する私立小学校（以下「加盟校」という。）の経営の安定化を図るなどのため、それぞれ、次の行為を行っていた。 i 西私小連は、平成24年5月25日に開催した総会において、同一府県又は近隣府県の加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを決定し、以後、加盟校にこれを周知していた。 ii 京私小連は、遅くとも平成18年頃以降、加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを申し合わせていた。 iii 大私小連は、平成22年2月12日に開催した総会において、加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを決定し、以後、加盟校にこれを周知していた。 iv 兵私小連は、平成22年5月10日に開催した理事会において、加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを決定し、以後、加盟校にこれを周知していた。		
3	大阪府私立小学校連合会に対する件	② 4団体は、平成25年3月26日、翌年4月に京都府向日市において洛南高等学校附属小学校の新設を予定していた学校法人真言宗洛南学園を訪問し、当該学校法人に対し、当該小学校の新2年生90名及び新3年生90名の転入学試験の実施に際して、それぞれ、次の行為を行っていた。 i 西私小連は、京都府及びその近隣府県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。 ii 京私小連は、京都府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。 iii 大私小連は、大阪府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。 iv 兵私小連は、兵庫県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。		
4	兵庫県私立小学校連合会に対する件	これらの要望の結果、学校法人真言宗洛南学園は、京都府の私立小学校に在籍している児童は受験を遠慮するよう洛南高等学校附属小学校の転入学試験に係る募集要項に記載した。		
5	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件	山形県の庄内地区に所在する5農協が、特定主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の中で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとし、特定主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	3条後段	26. 9. 11
6	志賀高原索道協会に対する件	志賀高原索道協会の次の①ないし③の行為が、志賀高原に所在するスキー場のリフト券の販売分野における競争を実質的に制限している疑い。 ① 遅くとも平成15年12月頃以降、志賀高原に所在するスキー場において特定の会員のリフトでのみ利用できる乗車券（以下「自社券」という。）について、会員が志賀高原索道協会の承諾を得ずに発券することを制限している。 ② 発券を承諾した自社券のうち、1回券については遅くとも平成15年12月頃以降、学校授業券等については遅くとも平成20年頃以降、会員が販売する料金を決定している。 ③ 発券を承諾した自社券のうち、平日自社エリア券については平成24年7月14日以降、自社エリア券については平成25年7月25日以降、平日自社エリア券又は自社エリア券と他の商品が組み合わせられた旅行業者等が販売する企画商品としての販売のみを認め、会員が自社のリフト券売場で販売するなど会員による平日自社エリア券又は自社エリア券のみでの販売を禁止している。	8条1号（平成21年改正前の8条1項1号）	26. 2. 19
7	紀州田辺梅干協同組合に対する件	遅くとも平成20年以降、毎年7月頃に、その年に生産される特定白干梅について両組合の組合員が農家から購入すべき価格を決定することにより、特定白干梅の購入分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号（平成21年改正前の8条1項1号）	24. 6. 14
8	紀州みなべ梅干協同組合に対する件			
9	鹿児島県コンクリート製品協同組合に対する件	平成21年8月頃以降、鹿児島県本土地区において、土木工業者等に道路用コンクリート製品を販売するに当たり、鹿児島県コンクリート製品協同組合に加入していない道路用コンクリート製品の製造業者（以下「員外社」という。）を共同販売事業に参加させ道路用コンクリート製品の販売価格の低落防止を図るため、受注活動が員外社と競合した土木工業者等に限り、鹿児島県コンクリート製品協同組合の販売価格をその供給に要する費用を著しく下回る価格等に引き下げることにより、員外社の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑い。	19条（2条9項2号）	24. 3. 27
10	事業協同組合群馬県GBX工業会に対する件	遅くとも平成18年9月ころ以降、群馬県型暗渠側溝（以下「GBX側溝」という。）の販売価格の低落防止を図るため、以下の①及び②により、群馬県下の暗渠側溝の販売分野における競争を実質的に制限している疑いのある行為を行っている。 ① 事業協同組合群馬県GBX工業会（以下「GBX工業会」という。）が管理するGBX側溝に係る知的財産権の実施権の許諾についてGBX工業会の組合員であることを条件とした上で、当該実施権の許諾の範囲をGBX工業会を介した取引に限定し、製造されるGBX側溝の全量がGBX工業会を通じて販売されるようにすること ② GBX工業会の組合員等の間においてGBX工業会からGBX側溝を購入して建設業者等に販売すべき者を決定させ、また、GBX工業会の組合員等が販売するGBX側溝の建設業者等向け販売価格の目安となる価格を決定すること	8条1号（平成21年改正前の8条1項1号）	23. 1. 19
11	JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する件	平成15年1月ころ以降、JA新はこだて花卉生産出荷組合（以下「花卉組合」という。）の組合員が生産する花きについて、そのすべてを新函館農業協同組合（以下「新函館農協」という。）に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、そのすべてを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。	8条4号（平成21年改正前の8条1項4号）	22. 7. 14

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
12	岐阜県私立中学高等学校協会に対する件	岐阜県私立中学高等学校協会に加盟する私立高等学校の入学検定料について協会の設定した金額以上の金額とすること、入学金等の入学時の学納金について協会の設定した金額に準じた金額とすること及び授業料等の月額学納金について前年度の金額より引き下げようとする場合にはあらかじめ周辺の私立高等学校の了解を得ることを申し合わせていた疑い。	8条1項1号	19.11.30
13	愛媛県ハイヤー・タクシー協会松山支部に対する件	松山支部の会員以外の旧松山市においてタクシー事業を営む者に対し、松山支部が管理運営するタクシー乗り場への乗り入れを禁止するとともに、松山共同集金が同社発行の共同乗車券の取引を拒絶している状況において、 ① 平成17年3月1日に開催した理事会において、旧松山市においてタクシー事業を開始した法人事業者から同支部へ入会の申出があった場合、営業開始から約1年間は入会を認めないこと ② 平成18年3月16日に開催した理事会において、旧松山市においてタクシー事業を開始した個人事業者については、同支部の会員としての取扱いを認めないことを決定することにより、同支部が会員の地区として旧松山市のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限している 松山支部が管理運営するタクシー乗り場のうち、伊予鉄道松山市駅前及び松山赤十字病院内のタクシー乗り場において、乗り入れ上限台数を各会員の保有車両数に一定率を乗じた車両数とし、2年ごとに割り当てることとしているところ ① 平成18年3月16日に開催した理事会において、今後、新規に各乗り場への乗り入れを希望する会員に対する乗り入れ上限台数を次回の割当てまでの間、保有車両数にかかわらず、1台のみとすること ② 平成18年5月22日に開催した理事会において、各会員の乗り入れ上限台数について、既存の会員は平成14年1月末日時点の保有車両数を基に算定することとし、それ以降の増車を考慮しないこと、また、平成14年2月以降に同支部に入会した会員は入会時における保有車両数を基に算定することとし、それ以降の増車を考慮しないことを決定することにより、同支部の会員の事業活動を不当に制限している疑い。	8条1項3号	19.6.28
14	(社)埼玉県獣医師会に対する件	平成18年度以降に埼玉県の区域内の市町村が委託する集合狂犬病予防注射について、専ら自らが同市町村と契約を締結して実施するため ① 平成17年9月30日に開催した理事会において、専ら自らが埼玉県の区域内の市町村と契約を締結して実施していく旨の決議を行い、決議に従わない会員に対し埼玉県獣医師会から除名することとなる旨を通知すること等により、会員が独自に同市町村と契約を締結することを不当に制限していた ② 狂犬病予防注射で使用するワクチンの販売業者及び資材の販売業者に対し、独自に契約を締結して集合狂犬病予防注射を実施しようとする会員と取引しないよう要請することにより、不当に、これらの販売業者に、会員に対する当該ワクチン及び資材の取引を拒絶させるようにしていた疑い。	8条1項4号、5号	18.9.29
15	土幌町農業協同組合に対する件	① 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定(肉牛)」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、土幌町農業協同組合(以下「JA土幌町」という。)から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする ② 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA土幌町以外の者から生産資材を購入し、JA土幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑い。	19条(一般指定13項)	18.7.21
16	京都農業協同組合に対する件	米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設(以下「3施設」という。)について、遅くとも平成13年以降(カントリーエレベーターについては、平成15年以降) ① 京都農業協同組合(以下「JA京都」という。)から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた ② JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。	19条(一般指定13項)	18.7.14
17	(社)全国クレーン建設業協会茨城支部に対する件	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることを決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
18	愛知県クレーン協同組合に対する件	組合員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を決定し、組合員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
19	小松空港構内タクシー営業会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松空港構内タクシー営業会規約」と称する内部規程を改定し、小松空港構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松空港構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4
20	小松地区タクシー協会小松駅構内会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松地区タクシー協会小松駅構内会規約」と称する内部規程を制定し、小松駅構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松駅構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4

事業者団体に対する要請等一覧  
(平成18年度～)

一連番号	件名	行為の内容	要請等の内容	違反法条	措置年月日
1	伊勢三河湾水先区水先人会对する件 (排除措置命令)	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件において、日本水先人会連合会が、水先の引受けに関する事務要領の雛形に水先の利用者からの指名の制限につながる受付条件を規定し、水先人会に示した行為は、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会の違反行為の一部の行為を誘発したものと認められることから、同連合会に対し、雛形を見直すとともに、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会に対する指導方要請した。	8条4号	27.4.15
	東京湾水先区水先人会对する件 (排除措置命令)	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	さらに、全国の水先人会を所管する国土交通省に対し、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会を指導するよう要請を行った。	8条4号	
2	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に對する件 (排除措置命令)	特定農業施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件において、全国農業協同組合連合会の県本部の担当者が、特定の施工業者に対して受注者についての意向を示す等の行為を行い、また、補助金等の助成対象について、原則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。	3条後段	27.3.26
3	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工業業者に對する件 (排除措置命令)	農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者が受注できるようにしていた。	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の受注調整事件において、ホクレン農業協同組合連合会の担当者が、特定の工業業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。	3条後段	27.1.20
4	福井県経済農業協同組合連合会に對する件 (排除措置命令)	特定共乾施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件において、福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたことから、同組合に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。また、福井県所在の農協が、同県実施の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会が、この行為に関与していたことから、同連合会に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。	3条前段	27.1.16
5	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に對する件 (警告)	山形県の庄内地区に所在する5農協が、特定主食用米の販売手数料について、(中略)特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、(中略)特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円(消費税相当額を除く。)を目安として定額とすることとし、特定主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	山形県庄内地区に所在する農業協同組合による価格カルテル事件(警告事件)において、山形県農業協同組合中央会の求めを受けてカルテルの疑いのある行為が行われたことから、同中央会に対し、会員による私的独占禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。また、全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていたことから、同本部に対し、私的独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。	3条後段	26.9.11
6	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に對する件 (排除措置命令)	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工費を引き上げる旨を合意していた。	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件において、東日本段ボール工業組合の会合の場を利用して販売価格に係る合意及び情報交換が行われ、会合に出席していた事務局は、価格に関する情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことを踏まえ、同組合に対し、同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。	3条後段	26.6.19
7	異性化糖の製造業者に對する件 (排除措置命令)	特定異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件において、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格に係る事業者間の合意及び情報交換が日本スターチ・糖化工業会の会合の場を利用して行われており、同工業会の専務理事は、当該会合の場において、異性化糖等の販売価格に関する情報交換が行われていたことを認識していたにもかかわらず、これを取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことから、日本スターチ・糖化工業会に対し、今後、同会合の場で同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。	3条後段	25.6.13
8	LPガス容器の製造業者に對する件 (排除措置命令)	鋼材等の購入価格の変動に対応して特定LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行う旨を合意していた。	6社が、工業会の業務委員会等の会合の場を利用して、左記の合意、当該合意に基づき特定LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行うための実施方針の決定等をしてきた事実及び業務委員会等の会合の場に出席した工業会の専務理事が、会合の場で決定された当該販売価格の改定内容を工業会の理事会に報告していた事実が認められたため、公正取引委員会は、工業会に対し、今後、工業会の会合の場で、左記の合意等と同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。	3条後段	23.6.24
9	JA新はこだて花卉生産出荷組合に對する件 (警告)	平成15年1月以降、JA新はこだて花卉生産出荷組合(以下「花卉組合」という。)の組合員が生産する花きについて、そのすべてを新函館農業協同組合(以下「新函館農協」という。)に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、そのすべてを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。	新函館農協は花卉組合の事務局を務めているところ、新函館農協の職員が、左記の規約の制定等に係る事務に携わるとともに、左記の行為について検討するために開催された花卉組合の総会、役員会等に出席していた事実が認められた。このため、公正取引委員会は、新函館農協に対し、花卉組合及び花卉組合以外の新函館農協の組合員で構成される事業者団体が、今後、左記と同様の行為を行うことのないよう、新函館農協の職員に対し私的独占禁止法の研修を行うなど再発防止のための措置を講ずるとともに、これら事業者団体に対し同様の行為を行わないための指導を着実に実施することを要請した。	8条4号(平成21年改正前の8条1項4号)	22.7.14

一連番号	件名	行為の内容	要請等の内容	違反法条	措置年月日
10	国際航空貨物利用運送事業者に対する件 (排除措置命令)	国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。	14社が、協会の国際部役員会の会合の場を利用して、左記の合意、当該合意の実効を確保するための荷主向け燃油サーチャージ、AMSチャージ及びセキュリティチャージの收受状況の発表等をしてきた事実及び同会合に協会の理事長等が出席していた事実が認められたため、当委員会は、協会に対して、今後、協会の会合の場で、左記と同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。	3条後段	21.3.18
11	財団法人結核予防会発注の医療用エックス線装置の入札参加業者に対する件 (排除措置命令)	結核予防会が指名競争入札の方法により発注する特定の医療用エックス線装置に係る検診車について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	結核予防会は、毎年度、同会発注の特定検診車のうち、当該年度において発注を予定するものについて、その入札前に、3社の中から選定した落札を予定する者、当該落札を予定する者からの購入予定価格等を記載した一覧表を作成して3社に配布していたところ、この行為は、特定の者を競争入札に係る契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示するものであって、左記の違反行為を誘発し、助長させたものであると認められたことから、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、同会に対し、今後、競争入札において、同様の行為を行わないよう適切な措置を講じることを要請した。	3条後段	20.3.31
12	岐阜県私立中学高等学校協会に対する件 (警告)	岐阜県私立中学高等学校協会に加盟する私立高等学校の入学検定料について協会の設定した金額以上の金額とすること、入学金等の入学時の学納金について協会の設定した金額に準じた金額とすること及び授業料等の月額学納金について前年度の金額より引き下げようとする場合にはあらかじめ周辺の私立高等学校の了解を得ることを申し合わせていた疑い。	日本私立中学高等学校連合会に対し、今後、日本私立中学高等学校連合会の加盟団体が左記と同様の行為を行うことのないように、加盟団体に本件警告の趣旨を徹底するよう要請した。	8条1項1号	19.11.30
13	㈱全国クレーン建設業協会茨城支部に対する件 (警告)	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることと決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。	社団法人全国クレーン建設業協会に対し、今後、傘下支部又は会員が左記と同様の行為を行うことのないように、傘下支部及び会員を指導するよう要請した。	8条1項1号	18.7.7
14	塩ビ床シート汎用品の製造販売業者に対する件 (排除措置命令)	沖縄県の区域を除く全国における塩ビ床シート汎用品の1ダブルメートル当たりの下代について最低販売価格を平成16年12月21日以降に新規に引合いがあった場合、2.0ミリメートル厚のものについて1300円、2.5ミリメートル厚のものについて1400円とそれぞれ設定すること等(中略)を合意していた。	3社の国内営業責任者が、工業会の事業運営委員会に係る会合の休憩時において、塩化ビニル床シートの市況に関する情報交換等を行っていた事実が認められたため、当委員会は、工業会に対して、事業運営委員会等の場において販売価格の改定についての情報交換が行われることがないように留意するよう要請した。	3条後段	18.5.26
	2.8ミリ厚複合塩ビ床シートの製造販売業者に対する件 (排除措置命令)	沖縄県の区域を除く全国における2.8ミリ厚複合塩ビ床シートの1ダブルメートル当たりの下代について最低販売価格を平成17年4月1日以降に新規に引合いがあった場合には、2200円と設定すること等を合意していた。		3条後段	
	汎用タイルカーベットの製造販売業者に対する件 (排除措置命令)	汎用タイルカーベットの1枚当たりの下代について最低販売価格を平成17年4月1日以降に新規に引合いがあった場合、取引先卸売業者を通じて販売するものについては260円と、直接内装工事業者に販売するものについては270円と設定すること等を合意していた。		3条後段	

## アンケート調査票

### 回答に当たっての留意事項

- アンケート調査票の回答項目は、同封されている「アンケート調査票の回答項目の確認（フローチャート）」にて確認してください。
- アンケート調査票への回答は、同封されているCD-R内のアンケート回答用紙（エクセルファイル）に入力して行ってください（詳細は、同封されている「回答作成方法等」を参照してください。）。
- 平成28年4月末日時点の状況を回答してください。
- 回答に際して参考となる資料（貴団体のコンプライアンス・マニュアルや研修資料等）があれば、提出してください。

### 貴団体の概要

#### 1 貴団体の団体名等

団体名	回答用紙に入力してください。	回答者名 (役職)	回答用紙に入力してください。
事務局所在地	回答用紙に入力してください。	連絡先担当者名及び連絡先電話番号	回答用紙に入力してください。

※ 貴団体の団体名等については、無回答でも構いません。

#### 2 貴団体の概要等

ア 貴団体の役員の数（うち常勤役員数）を回答してください。

役員数	うち常勤役員数
回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。

イ 貴団体の事務局員数を回答してください。

事務局員数
回答用紙に入力してください。

ウ 貴団体の構成事業者（貴団体の構成者である事業者<sup>(注)</sup>をいいます。以下同じ。）の数を回答してください。

(注) 事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業（公益事業を含む。）を行う者をいい、法人のみならず個人事業者も含まれます。また、法人の場合には法人形態を問わず、非営利法人も含まれます。

#### 構成事業者の数

回答用紙に入力してください。

エ 貴団体の構成事業者の数について、資本金等の額別に回答してください。

1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下
回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。
3億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超 100億円以下	100億円超
回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。

オ 貴団体の構成事業者の主たる事業<sup>(注)</sup>について、次表の「日本標準産業分類」（平成26年4月1日施行）に従って、該当するアルファベットを回答してください。

(注) 「貴団体の構成事業者の主たる事業」とは、例えば、貴団体の構成事業者に、正会員として〇〇の製造業者、賛助会員として〇〇の卸売業者が存在する場合であれば、「〇〇製造業」となります。以下同じ。

A 農業、林業	H 運輸業、郵便業	O 教育、学習支援業
B 漁業	I 卸売業、小売業	P 医療、福祉
C 鉱業、採石業、砂利採取業	J 金融業、保険業	Q 複合サービス事業
D 建設業	K 不動産業、物品賃貸業	R サービス業（他に分類されないもの）
E 製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）
F 電気・ガス・熱供給・水道業	M 宿泊業、飲食サービス業	T 分類不能の産業
G 情報通信業	N 生活関連サービス業、娯楽業	

カ 貴団体の構成事業者の主たる事業に関し、業界全体の事業者数に占める貴団体の構成事業者の数の割合について、次表の分類に従って、該当するアルファベットを回答してください。

A 100%	B 100%未満 95%以上	C 95%未満 90%以上	D 90%未満 75%以上
E 75%未満 50%以上	F 50%未満	G 不明	

キ 貴団体の構成事業者の主たる事業に関し、業界全体の売上高等に占める貴団体の構成事業者の売上額等の割合について、次表の分類に従って、該当するアルファベットを回答してください。

A 100%	B 100%未満 95%以上	C 95%未満 90%以上	D 90%未満 75%以上
E 75%未満 50%以上	F 50%未満	G 不明	

ク 貴団体の構成事業者となるための要件について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 団体の趣旨に賛同するものであることが必要
- ② 構成事業者の推薦が必要
- ③ 他の構成事業者の一定数又は全ての者の同意が必要
- ④ 社会的信用が必要
- ⑤ 行政庁の許認可、免許又は行政庁への登録、届出が必要
- ⑥ 国内での営業経験、国内での製造設備が必要
- ⑦ 日本法人であることが必要
- ⑧ 一定の事業経験が必要
- ⑨ 一定の事業規模が必要
- ⑩ 特になし
- ⑪ その他 (具体的に記載してください。)

### 団体役員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組

#### 問1 独占禁止法コンプライアンスの取組全般

貴団体は、独占禁止法に関するコンプライアンス (以下「独占禁止法コンプライアンス」という。)について、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。[→問1-2へ]
- ② 行っていない。[→問1-3へ]

#### 問1-2

問1で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行った契機について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者から要望があったため
- ② 団体役員から提案があったため
- ③ 独占禁止法違反で行政処分等を受けたため (構成事業者が受けた場合も含む。)
- ④ その他 (具体的に記載してください。)

#### 問1-3

問1で選択肢②を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行っていない理由について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 問題が発生していないため
- ② 必要性を感じないため
- ③ 取り組む体制 (予算、人員等) がないため
- ④ 専門知識がなくどんな取組をしているのか分からないため
- ⑤ 構成事業者からの要望がないため
- ⑥ 構成事業者が対応すべき問題と考えているため
- ⑦ その他 (具体的に記載してください。)

#### 問2 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント

貴団体の代表者は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを伝えるためにどのような取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 取組を行っていない。
- ② 独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを周知している。
- ③ 独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として周知している (コンプライアンス・マニュアル、刊行物等における記載や、イントラネット等における掲示を含む。)
- ④ 独占禁止法に関する研修の席上において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑤ その他 (具体的に記載してください。)

#### 問2-2

貴団体の代表者による独占禁止法コンプライアンスのコミットメントに関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、代表者によるコミットメントを発信したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、コミットメントを発信しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例 (そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。)があれば、具体的に記載してください。

##### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- パンフレットや会員向けホームページに独占禁止法コンプライアンスに関する団体代表者のメッセージを掲載しているものの、会員の面前で直接的にメッセージを発信することはなかったため、多くの会員はメッセージの存在を知らないままであった。
- 様々な機会を捉えて、繰り返しメッセージを発信し続けることにより、会員や団体役員は、団体として独占禁止法コンプライアンスに本気で取り組んでいることを実感するようになった。

※ 枠内の例は、貴団体における事例を記載していただく際の便宜に付すため、参考として例示したものであり、必ずしもこれらに即して記載していただく必要はありません。また、これらは紙面の都合上簡潔に記載しているところ、回答に当たっては、なるべく詳細な記載をお願いいたします。(以下同じ。)

#### 問3 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

貴団体は、法務・コンプライアンス担当部署<sup>(注)</sup>を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 設置している (法務・コンプライアンス業務のみを担当している。)
- ② 設置している (庶務業務等のいわゆる総務業務も併せて担当している。)
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。[→問3-4へ]
- ④ その他 (担当部署名及びその部署の性格について具体的に記載してください。)

(注)「法務・コンプライアンス担当部署」とは、名称にかかわらず、職員が法令違反等に関与することを防止するための業務 (法令違反等を把握するための取組や実際に問題が生じた場合の対処を含みます。)を行っている部署をいいます。いわゆる法務担当部署やコンプライアンス担当部署が存在しない場合でも、例えば総務担当部署がその役割を担っている場合は、当該総務担当部署がこれに該当します。

## 問3-2

問3で選択肢①、②及び④のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体では、法務・コンプライアンス担当部署において、独占禁止法に関する担当者（兼務を含む。）を決めていますか。一つだけお選びください。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

## 問3-3

貴団体には、独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員<sup>(注)</sup>（専務理事等との兼務を含む。）はいいますか。一つだけお選びください。

- ① いる。
- ② いない。

(注) 役員とは、理事若しくはこれに準ずる者をいいます。

## 問3-4

貴団体の法務・コンプライアンス担当部署、担当者及び担当役員の設置に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、貴団体が法務・コンプライアンス担当部署、担当者及び担当役員を設置したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、設置しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法関連業務の担当者を指定したことにより、関連する知識や情報の一元的集積・管理が進み、より効果的な業務遂行が可能となった。
- 担当役員を指名することにより、団体における法務・コンプライアンス業務の位置付けが高まるとともに、責任の所在が明確になった。

## 問4 下部組織との連携

貴団体には、下部組織（貴団体とは別組織として、ブロック別、都道府県別やそれより小さい単位で設置されたもの。名称は問いません。）はありますか。一つだけお選びください。

- ① ある。
- ② ない。【→問5へ】

## 問4-2

問4で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の下部組織は、独占禁止法コンプライアンスについて、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。
- ③ 分からない。

## 問4-3

貴団体は、下部組織における独占禁止法コンプライアンスの取組に関与していますか。(複数選択可)

- ① 関与していない。
- ② 当団体の代表者が下部組織にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを周知している。
- ③ 下部組織にも法務・コンプライアンス担当部署を設置させ、独占禁止法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ④ 当団体と下部組織とで独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有し、又は当団体のマニュアルを参考に各自のマニュアルを策定させている。
- ⑤ 当団体が下部組織に独占禁止法に関する研修を実施させている。
- ⑥ 下部組織の役員及び構成事業者を当団体の独占禁止法に関する研修に参加させている。
- ⑦ 当団体の内部通報窓口（法令や職員規定等に違反するような行為に関する職員による通報又は自主申告を受け付ける窓口。以下同じ。）の利用者に、下部組織の役職員も含んでいる。
- ⑧ 下部組織の役員及び構成事業者も利用できる相談窓口（独占禁止法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口。以下同じ。）を当団体に設置している。
- ⑨ 下部組織の独占禁止法に関する監査を当団体が実施している。
- ⑩ その他（具体的に記載してください。）

## 問4-4

貴団体の下部組織との連携に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、貴団体が下部組織と連携したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、連携しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 貴団体では下部組織の独占禁止法コンプライアンスの取組状況を把握していなかったこともあり、一部の下部組織において独占禁止法違反行為が発生してしまった。このため、全ての下部組織に対して独占禁止法コンプライアンスの取組を行うよう指示するとともに、毎年、当団体主催の独占禁止法に関する研修会に、全ての下部組織の役職員を参加させている。

## 問5 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

貴団体は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを記載したコンプライアンス・マニュアル（名称は問いません。）を策定していますか。一つだけお選びください。

- ① 策定している。
- ② 策定していない。【→問5-4へ】

## 問5-2

問5で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、第三者に相談していますか。(複数選択可)

- ① 誰にも相談せず独力で策定している。
- ② 外部組織（法律事務所等）に相談し、策定している。
- ③ 所管官庁に相談し、策定している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

### 問5-3

貴団体が策定したコンプライアンス・マニュアルに記載されている内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 独占禁止法の遵守に係るコンプライアンスの体制について
- ② 団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について
- ③ 独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営方法について
- ④ 統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑤ 自主規制等（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑥ 自主認証・認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑦ 経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑧ 共同事業（構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑨ 独占禁止法の遵守に係る研修の実施について
- ⑩ 独占禁止法の遵守に係る役職員の懲戒等について
- ⑪ 独占禁止法の遵守に係る監査の実施について
- ⑫ その他（具体的に記載してください。）

### 問5-4

貴団体の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、マニュアルを策定しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

#### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 会員から要望が寄せられたことを契機として独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したところ、役職員の独占禁止法コンプライアンスに対する意識が向上した。

### 問6 独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の役員員に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。【→問6-4へ】

### 問6-2

問6で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではどの程度の頻度で研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 年1回実施している。
- ② 年2回以上実施している。
- ③ 実施したことはあるが、不定期開催となっている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

### 問6-3

貴団体が実施している研修の方法について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に参加させている。
- ② 貴団体が主催する研修（③を除きます。）を実施している。
- ③ eラーニングによる研修を実施している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

### 問6-4

貴団体の研修の実施に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、研修を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、研修を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

#### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 事業者団体の活動は、同業者同士が接触する機会を提供するものであり、独占禁止法上のリスクが高いと認識している。このため、法律事務所に委託し、年に1回、団体役員員向けの独占禁止法に関する研修を行っている。
- 研修においては、関連業界における独占禁止法違反事件を事例として取り上げるなどして説明を行い、身近な問題であることを認識させるようにしている。

### 問7 法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の役員員が利用できる法務相談窓口（貴団体が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に法務相談窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に法務相談窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

#### 問7-2

貴団体の法務相談体制の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、法務相談体制を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、法務相談体制を整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

##### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法に限定したものではないが、他の法律と共通の法務相談窓口を設けている。
- 法務相談の結果、独占禁止法に抵触するおそれがあると判断し、相談が寄せられた業務内容を変更させたことがある。

#### 問8 懲戒ルールの整備

貴団体では、貴団体の役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合、当該役職員等は懲戒の対象になり得ますか。一つだけお選びください。

- ① 懲戒の対象にはならない。
- ② 独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
- ③ 独占禁止法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

#### 問8-2

貴団体の懲戒ルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、懲戒ルールを整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

##### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 事業者団体の活動の中で独占禁止法違反行為を引き起こした団体役職員は懲戒処分の対象になることを就業規則に明記している。
- 独占禁止法違反行為に関与した職員のみならず上司も処分を受けていることが職員に周知されるよう、処分内容は公表している。

#### 問9 独占禁止法監査の実施

貴団体は、独占禁止法に関する監査（他の法令に関する監査と同時にを行う場合を含みます。）を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。【→問9-3へ】

#### 問9-2

問9で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の監査で独占禁止法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例（公正取引委員会が何らかの措置を採ったものかどうかを問わず、独占禁止法違反につながる可能性があるかと貴団体が判断したものを含みます。）が発見されたことはありますか。（複数選択可）

- ① ない。
- ② カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。
- ③ その他（具体的に記載してください。）

#### 問9-3

貴団体の監査の実施に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、監査を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、監査を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

##### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 都道府県に所在する下部組織の監査を行った際、独占禁止法違反につながるおそれのある会合の議事録が発見された。このため、事実関係を詳細に調査したところ、結果的には問題ないことが確認できた。
- 監査時に役職員のメールチェックを行っている。

#### 問10 内部通報制度の整備

貴団体は、貴団体の役職員が利用できる内部通報窓口（法令等に違反するような行為に関する団体役職員による通報を受け付ける窓口〔以下「内部通報窓口」といいます。〕）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に内部通報窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に内部通報窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

#### 問10-2

貴団体の内部通報制度の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、内部通報制度を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、内部通報制度を整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

##### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法に限定したものではないが、外部の専門業者に委託することにより、他の法律と共通の内部通報制度を構築している。

##### 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 同業者である会員が一同に介すること自体にリスクがあると認識しており、会合時のみならず、会合の前後も含めて、会員が集まる際には必ず団体職員が参加する必要があることを明文化している。
- 団体の会議室を利用して会員がカルテルを行ってしまったことから、会員による会議室の利用を制限している。
- 会合の議事録については、法務・コンプライアンス部署の職員がその内容を定期的にチェックしている。

#### 問12 統計業務

貴団体は、統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務）を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。【→問13へ】

#### 問12-2

問12で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、統計業務を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

#### 問12-3

貴団体は、統計業務に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。【→問12-6へ】

#### 問12-4

問12-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報管理の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 統計業務を第三者機関に委託している。
- ② 統計業務に携わる者を限定している（構成事業者には関与させない）。
- ③ 統計業務に携わる者（構成事業者から貴団体への出向者を含む。）から誓約書を提出させている。
- ④ アクセス制限を行うなどの情報管理を徹底している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）
- ⑥ 情報管理の観点から留意すべき事項を定めていない。

### 団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組

#### 問11 会合の運営

貴団体は、構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営に関するルール（具体的な内容については下記問11-2を参照。）を定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。【→問11-3へ】

#### 問11-2

問11で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 会合の開会時に独占禁止法違反行為を行わないよう宣言する。
- ② 会合に貴団体の職員が出席する。
- ③ 営業業務に携わる者は会合に出席させない。
- ④ 会合において禁止される議題を定めている。
- ⑤ 会合で使用する議題、資料等について事前に貴団体の職員が確認する。
- ⑥ 会合で独占禁止法上問題となるおそれがある話題が出た場合の措置を定めている。
- ⑦ 会合の議事録を作成し、保管する。
- ⑧ その他（具体的に記載してください。）

#### 問11-3

貴団体の会合の運営ルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、会合の運営ルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

## 問 1 2 - 5

問 1 2 - 3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報の提供方法等の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者別の情報の作成・提供を禁止している。
- ② 現在の情報又は将来の予測情報の作成・提供を禁止している。
- ③ 成果物たる統計データを顧客・需要者を含め広く提供している。
- ④ 構成事業者にデータの提供を強制しないようにしている。
- ⑤ その他(具体的に記載してください。)
- ⑥ 情報の提供方法等の観点から留意すべき事項を定めていない。

## 問 1 2 - 6

貴団体の統計業務に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、統計業務に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。)があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことにならないよう作成・提供する統計情報は概括的な内容としている。
- 統計情報の収集・管理・提供業務に会員が関与しないよう統計業務については第三者機関に外部委託している。
- 当団体の役職員は会員からの出向者で占められているため、出向中及び出向後も出向元に対して情報を伝えることがないよう誓約書を提出させている。

## 問 1 3 自主規制等、自主認証・認定等

貴団体は、自主規制等(構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動)を行っていますか。(複数選択可)

- ① 商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主規制等を行っている。
- ② 営業の種類、内容、方法等(例えば、営業時間、取扱商品、表示等)に関する自主規制等を行っている。
- ③ その他(具体的に記載してください。)
- ④ 行っていない。【→問 1 4 へ】

## 問 1 3 - 2

問 1 3 で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主規制等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

## 問 1 3 - 3

貴団体は、自主規制等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。【→問 1 3 - 5 へ】

## 問 1 3 - 4

問 1 3 - 3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主規制等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行わない。
- ③ 自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ④ 自主規制等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。
- ⑤ 自主規制等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他(具体的に記載してください。)

## 問 1 3 - 5

問 1 3 で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等(自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にそれを証する表示を行わせる等の活動)を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。【→問 1 3 - 9 へ】

## 問 1 3 - 6

問 1 3 - 5 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

## 問 1 3 - 7

貴団体は、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。【→問 1 3 - 9 へ】

## 問13-8

問13-7で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主認証・認定等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ③ 特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限しない。
- ④ 自主認証・認定等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している
- ⑤ 自主認証・認定等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他(具体的に記載してください。)

## 問13-9

貴団体の自主規制等、自主認証・認定等の活動に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、自主規制等、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。)があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 自主規制等の利用・遵守については、会員の任意の判断とし、これを強制することがないよう注意している。
- 特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限することのないよう注意している。

## 問14 経営指導

貴団体は、経営指導(構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動)を行っていますか(第三者機関に委託している場合も含みます。)。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。【→問15へ】

## 問14-2

問14で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、経営指導を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

## 問14-3

貴団体は、経営指導に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。【→問14-5へ】

## 問14-4

問14-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 経営指導の内容について禁止事項を定めている。
- ② 経営指導で得た構成事業者の営業上の秘密に係る情報を他の構成事業者に伝えることを禁止している。
- ③ 構成事業者の求めに応じて行うこととし、強制しない。
- ④ 構成事業者が供給する商品又は役務の価格等の重要な競争手段に関しては、目安を与えるような指導は行わない。
- ⑤ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練に内容を限定している。
- ⑥ その他(具体的に記載してください。)

## 問14-5

貴団体の経営指導に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、経営指導に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。)があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 価格や生産数量に関する経営指導は行わないことなどをあらかじめルール化していること自体が、役職員及び会員が独占禁止法コンプライアンスを意識するよいきっかけとなっている。

## 問15 共同事業

貴団体は、共同事業(構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等)を行っていますか。(複数選択可)

- ① 行っていない。【→問16へ】
- ② 中小企業者による法律に基づく協同組合として共同経済事業を行っている。
- ③ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等に関する共同事業を行っている。
- ④ 顧客の利便等のための共同駐車場や共同展示施設の設置等施設・設備の共有を行っている。
- ⑤ 共同して新製品の研究開発を行っている。
- ⑥ その他(具体的に記載してください。)

## 問15-2

問15で選択肢②から⑥のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、共同事業を行うに際し、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

## 問15-3

貴団体は、共同事業に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。【→問15-5へ】

## 問15-4

問15-3で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業（当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等）に限定している。
- ② 構成事業者に共同事業の参加又は利用を強制しない。
- ③ 共同事業に参加する又は利用する構成事業者と参加しない又は利用しない構成事業者との間で差別的な取扱いをしない。
- ④ 共同駐車場や共同展示施設の設置等顧客・需要者の利便にかなうものに限定している。
- ⑤ 共同事業を通じて、共同事業とは関係ない構成事業者の営業上の秘密に係る情報が交換されることを禁止している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

## 問15-5

貴団体の共同事業に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、共同事業に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 資材の共同購入事業の利用について、強制はしていなかったものの明文化していなかったことから、ほとんどの会員は共同購入事業を利用していたが、利用が任意であることを明文化したことにより、自ら資材を仕入れる会員が増え、結果として、会員の取引先選択の幅が広がることとなった。

## 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組

## 問16 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していますか。(複数選択可)

- ① 支援していない。
- ② 団体としてマニュアルのモデル案を策定し、構成事業者に提示している。
- ③ 構成事業者からのマニュアル策定に係る相談に個別に対応している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

## 問16-2

貴団体の構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、構成事業者向けマニュアルの策定支援を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

## 【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 以前は、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している会員は皆無であったが、平成△△年に発生した会員による独占禁止法違反事件の発生を受けて、団体としてマニュアル策定に関する会員からの相談に対応する体制を構築した。この結果、平成27年4月末時点で会員の約7割が独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定するに至った。今後も、会員の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に関する支援を継続していく。

## 問17 構成事業者向け独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。(複数選択可)

- ① 実施していない。
- ② 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に構成事業者を参加させている。
- ③ 貴団体が主催する構成事業者向け研修（④を除きます。）を実施している。
- ④ e-ラーニングによる構成事業者向け研修を実施している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

## 問17-2

貴団体の構成事業者向け研修の実施に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、構成事業者向け研修を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、構成事業者向け研修を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してくださ

い。

**【取組状況や取組に係る影響・結果の例】**

- 以前は、独占禁止法の存在すら認識していない会員もいたが、団体において、毎年、独占禁止法研修会を開催し、会員に受講させている。これによって会員の独占禁止法に対する理解度の向上につながったことが、現在まで違反事件の発生を防いでいる要因であると考えている。
- 会員が独占禁止法上問題となる行為を理解していなかった上、独自に独占禁止法研修を実施するノウハウがなかったところ、団体としても会員向け独占禁止法研修を実施していなかったことから、会員による独占禁止法違反事件の発生を未然に防止することができなかった。

**問18 構成事業者向け法務相談体制の整備**

貴団体は、貴団体の構成事業者が利用できる法務相談窓口（構成事業者が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 貴団体の法務・コンプライアンス部署が構成事業者からの相談を受け付けている。
- ③ 構成事業者からの相談窓口を外部組織（法律事務所等）に委託している。
- ④ その他（具体的に記載してください）。

**問18-2**

貴団体の構成事業者向け法務相談体制の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、構成事業者向け法務相談体制を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、構成事業者向け法務相談体制を整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

**【取組状況や取組に係る影響・結果の例】**

- 当団体の会員はいずれも中小企業であり、各会員が独自に法務相談体制を構築することは金銭的にも困難な面があることから、独占禁止法を含めた各法令に関する法務相談窓口を団体として外部に委託し、全ての会員が利用できるようにしている。

**問19 独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組**

貴団体が、前記のコンプライアンス・マニュアルの策定支援（問16）、研修の実施（問17）及び法務相談体制の整備（問18）以外に、独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組を行っている場合、支援している理由や支援内容等について、具体的に記載してください。

**【記入例】**

- 当団体と関連する業界において独占禁止法違反事件が発生した場合、事件の概要等を会員向けに発行している会報に掲載するなどし、会員への注意喚起を図っている。

**独占禁止法コンプライアンスを推進する意義・課題**

**問20 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義**

貴団体が独占禁止法コンプライアンスを推進する意義について、具体的に記載してください。

**【記入例】**

- 団体の活動に参加すること自体にカルテルを疑われるリスクがあると考えている。このため、多くの事業者に団体の活動に参加してもらうためには、団体としてのコンプライアンスを推進する必要があるものと考えている。

**問21 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題**

貴団体が独占禁止法コンプライアンスを推進する上で感じている課題等について、具体的に記載してください。

**【記入例】**

- 当団体の役員は基本的に会員からの出向者が占めており、通常2～3年で異動してしまうことから、独占禁止法コンプライアンスの取組を継続していくことが課題だと考えている。
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したものの、会員が多いことから、これを周知徹底させることが難しい。

**以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。**